

# 総務常任委員会次第

令和4年12月9日（金）午前10時  
於 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 総務局、消防局関係

#### ① 付託された議案の審査

議案（4件）

議案第88号 明石市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 ..... 小中 給与・厚生担当課長

議案第89号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと

議案第90号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 ..... 小中 給与・厚生担当課長

議案第94号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第8号）〔分割付託分〕  
..... 松永 財務室長

※資料参照 ..... 竹野内 公共施設担当課長

#### ② 報告事項（3件）

ア 令和3年度明石市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告のこと

..... 東 財務担当課長

イ 文書管理・電子決裁システムの構築・運用について

※ 資料参照 ..... 勝見 総務管理室長

ウ 市有施設包括管理業務委託第2期（2023年度（令和5年度）～）の選定について

※ 資料参照 …………… 林 施設包括管理担当課長

③ その他

----- （理事者入れ替え） -----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（5件）

議案第84号 あかしジェンダー平等の推進に関する条例制定のこと

※資料参照 …………… 森 ジェンダー平等推進室課長

議案第85号 明石市個人情報保護法施行条例制定のこと

※資料参照 …………… 橋本 市民相談室課長

議案第86号 明石市市民参画条例の一部を改正する条例制定のこと

※資料参照 …………… 中島 ジェンダー平等推進室課長

議案第87号 明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※資料参照 …………… 野々村 選挙管理委員会事務局課長

議案第94号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第8号）〔分割付託分〕

…………… 丸山 企画・調整室長

② 報告事項（3件）

ア 「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正素案について

※ 資料参照 …………… 牧田 相談担当課長

イ 明石市第2期SDGs未来都市計画（素案）について

※ 資料参照 …………… 寺方 企画・調整室課長

ウ 市役所新庁舎整備に向けた取組について

※ 資料参照 …………… 飯塚 企画・調整室課長

③ その他

### 3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 市政の総合企画及び総合調整について
- (2) 広報、広聴及び観光について
- (3) 天文科学館について
- (4) 危機管理、市民の安全及び消防について
- (5) 情報管理、統計及び工事の検査について
- (6) 職員の人事管理について
- (7) 財政、契約、財産の管理及び市税について

### 4 閉 会

以 上

議案第88号関連資料

明石市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

地方公務員法の規定に基づき、2023年度(令和5年度)から、本市職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の改正等をしようとするものです。

2 条例改正の内容

(1) 定年年齢の段階的な引上げ【定年条例第3条及び附則第3項関係】

2023年度(令和5年度)から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、2031年度(令和13年度)以降は65歳となります。

年 度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)
定年年齢	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	

制度完成

(2) 役職定年制【定年条例第6条～11条関係】 ※P. 3フローチャート参照

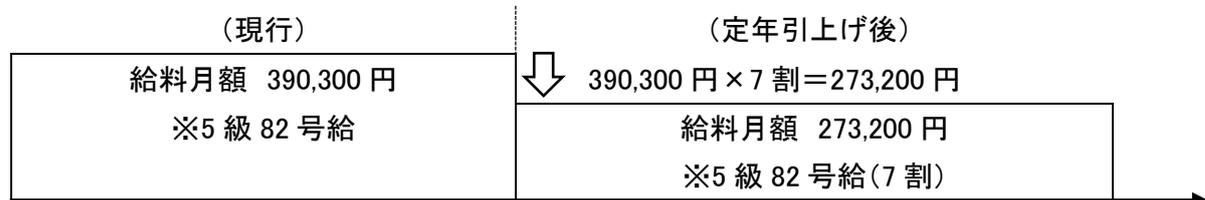
- ① 組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、60歳時点で管理職の職員については、原則、60歳に到達した日の翌年度に係長等の管理職以外の職に切替えとなります。
- ② 管理職の後任を容易に補充できず、公務の運営に著しい支障が出る場合、役職定年制の特例として、あらかじめ職員の同意を得たうえで、60歳以降も最長5年間、引き続き管理職として配置することが可能です。
- ③ 60歳時点で係長級以下(係長・主任)である職員は、役職定年制の対象外となるため、原則、60歳以降も引き続き同じ職務の級となります。

(3) 給与の7割措置【給与条例附則第47項～53項関係】

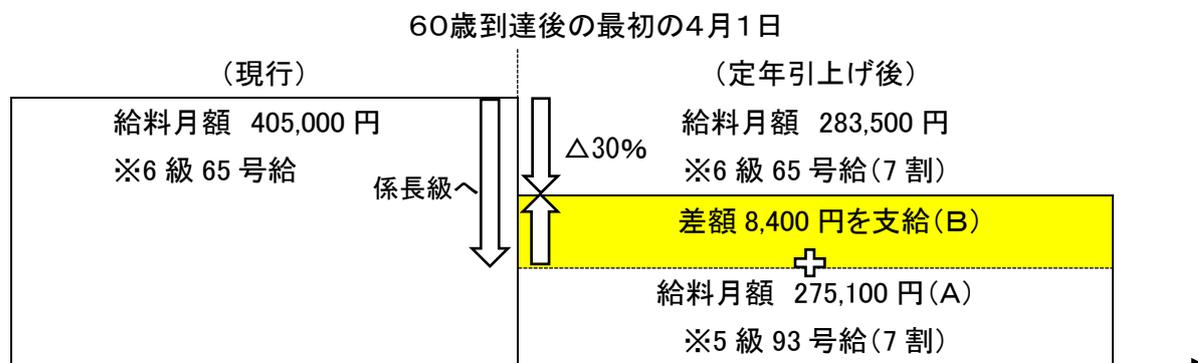
- ① 職員の給料月額、60歳到達後の最初の4月1日以降、原則、その前日までに受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(7割水準)となります。

【係長級職員の場合】

60歳到達後の最初の4月1日



- ② 管理職から係長級に切り替わる職員は、係長級の給料月額に100分の70を乗じて得た額（A）に加え、当該額と管理職であった頃の給料月額に100分の70を乗じて得た額との差額（B）を支給することで、切替え前の給料月額の7割水準となるように措置されます。



- ③ 役職定年制の特例を適用し、61歳以降も引き続き管理職である職員の給料月額は、原則、管理職として適用する級号給の額の7割となります。この額が60歳時点の給料月額の7割を下回る場合は、上記②と同様に差額が支給されます。

(4) 退職手当【退職手当条例附則第16項～18項関係】

- ① 定年による退職手当は、引き上げられた定年年齢の到達後に支給します。
- ② 当分の間、60歳に到達した日以後、引き上げられた定年退職日以前に退職した場合であっても「定年退職」の支給率により算定します。

(5) 定年前再任用短時間勤務制度等【定年条例第12条関係】 ※P. 3フローチャート参照

- ① 60歳到達年度の翌年度以後、定年前に退職した職員のうち希望者は、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職で働くことが可能です（任期は65歳の年度末まで）。
- ② 現行の再任用職員制度については、暫定再任用職員制度に名称は変わりますが、2031年度（令和13年度）末の定年引上げ完了時までの間、存続します。

(6) その他上記改正に伴う規定整備等

3 改正及び廃止する条例

- (1) 明石市職員の定年等に関する条例
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (3) 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例
- (4) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (5) 明石市職員の育児休業等に関する条例
- (6) 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の処遇等に関する条例

- (8) 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (9) 明石市職員の給与に関する条例
- (10) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (11) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (12) 明石市職員退職手当条例
- (13) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (14) 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 明石市職員の再任用に関する条例 ※ 廃止

#### 4 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

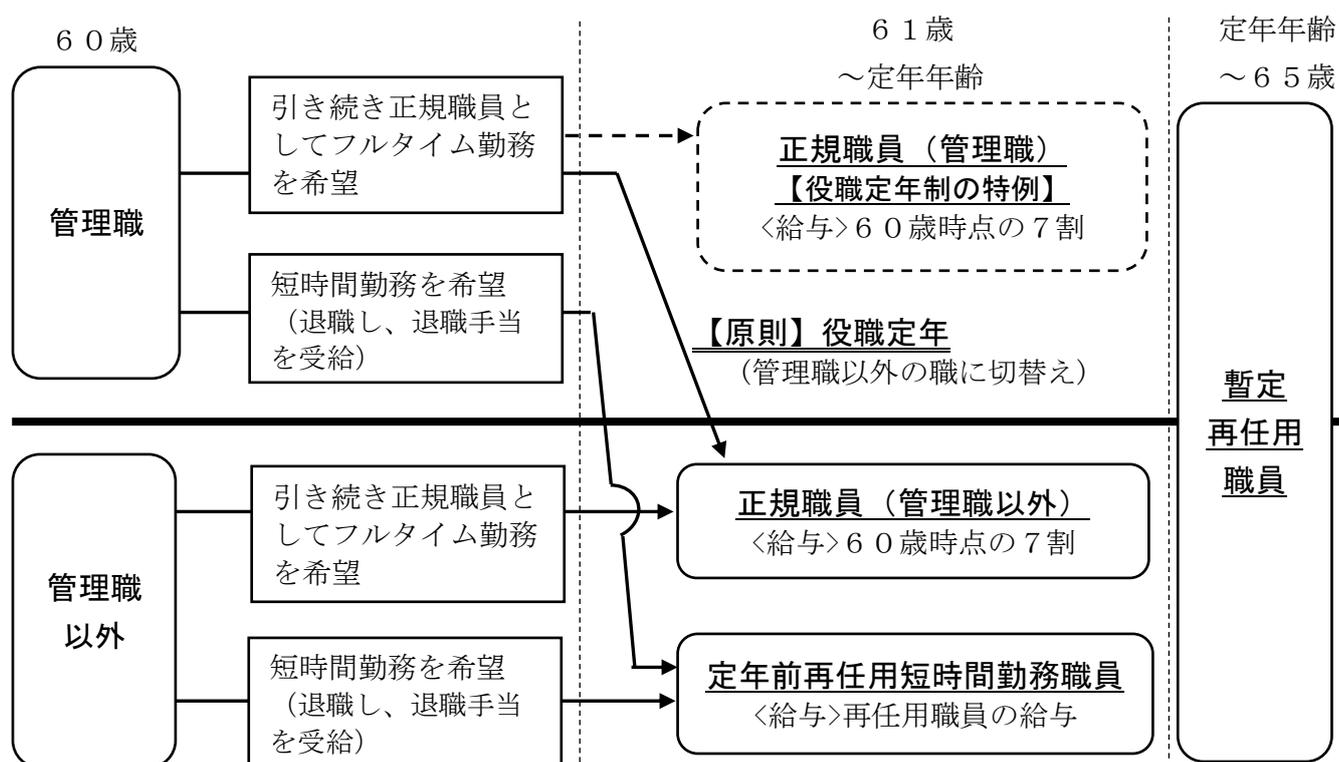
#### 5 今後の予定

- ・ 2022年（令和4年）12月 定年条例の改正、改正後に59歳年度職員への意向調査
- ・ 2023年（令和5年）4月 制度施行

#### 6 高齢者部分休業制度の導入について

本年3月の総務常任委員会において導入予定と報告しました同制度については、導入に向けて引き続き、制度の運用方法や導入時期等を検討しているところです。

#### 【60歳以降の勤務フローチャート】



**議案第89号及び第90号関連資料  
特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要**

**1 改正理由**

本年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職の期末手当並びに一般職の勤勉手当及び給料月額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

**2 改正内容**

**2022年度の人事院勧告に基づく給与の取扱い**

(1) 期末・勤勉手当の支給月数の改定（2022年12月支給分から適用）

① 特別職及び一般職の年間支給月数を0.1月引き上げます。

(月数)

		2022年度			2023年度以降		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
特別職	6月	2.125	2.125	0	2.125	2.175	+0.050
	12月	2.125	2.225	+0.100	2.125	2.175	+0.050
	計	4.250	4.350	+0.100	4.250	4.350	+0.100
一般職	6月	2.150	2.150	0	2.150	2.200	+0.050
	12月	2.150	2.250	+0.100	2.150	2.200	+0.050
	計	4.300	4.400	+0.100	4.300	4.400	+0.100

② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取扱いとなります。

③ 再任用職員についても、人事院勧告を踏まえ、年間支給月数を0.05月引き上げます。

(2) 一般職の給料月額の引上げ

① 行政職給料表（平均0.3%引上げ）（2022年4月に遡及して適用）

初任給を3,000円から4,000円引き上げるとともに、30歳台半ばまでの若手職員の給料月額について、所要の改定（最大3,000円引上げ）を行います。

② その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本として、同様の引上げを行います。

(3) 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定（2023年4月実施）

本市一般職の給与改定に準じて、給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行います。

(4) 改定所要額（全会計ベース）

2022年度：約1億2,100万円、2023年度：約2億2,500万円

### 3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例（議案第89号）
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例（議案第89号）
- (3) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例（議案第89号）
- (4) 明石市立学校職員の給与等に関する条例（議案第89号）
- (5) 明石市特別職の職員の給与に関する条例（議案第90号）
- (6) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例（議案第90号）

### 4 施行期日

公布の日。ただし、給料表に係る改正規定は2022年4月1日から適用します。

また、2022年12月期の期末・勤勉手当に係る改正規定は2022年12月1日から、2023年度以降の期末・勤勉手当に係る改正規定については、2023年4月1日から適用します。

## 議案第94号関連資料 電力使用料等の高騰への対応について

これまで、高圧電力の一括調達等により、電気・ガス等エネルギー使用料の削減に努めてきました。しかし、コロナ禍及びウクライナ情勢の影響でエネルギー価格が著しく高騰し、高圧電力施設を中心に多くの施設で予算が大幅に不足することから、このたびの補正予算でまとめて計上するものです。

### 1 これまでの電力・ガス一括調達の経緯

(千円)

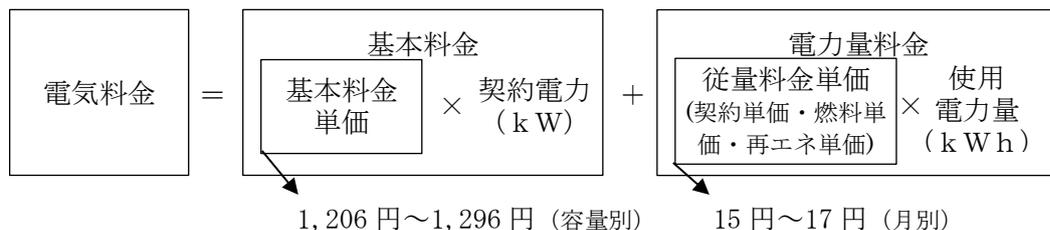
科目		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
電気 (高圧)	施設数	4施設	84施設	84施設	91施設	92施設	95施設	
	契約者	サミットエナジー(株)	関西電力(株)	関西電力(株)	新エネルギー開発(株)	新エネルギー開発(株)	関西電力(株)	
	削減額	▲ 4,500	▲ 114,100	▲ 85,700	▲ 161,300	▲ 166,000	▲ 169,500	▲ 701,100
ガス	施設数			33施設	36施設	51施設	51施設	
	契約者			大阪ガス(株)	大阪ガス(株)	大阪ガス(株)	大阪ガス(株)	
	削減額			▲ 5,100	▲ 7,200	▲ 24,200	▲ 30,200	▲ 66,700
合計		▲ 4,500	▲ 114,100	▲ 90,800	▲ 168,500	▲ 190,200	▲ 199,700	▲ 767,800

### 2 直近の高圧電力調達に関する状況

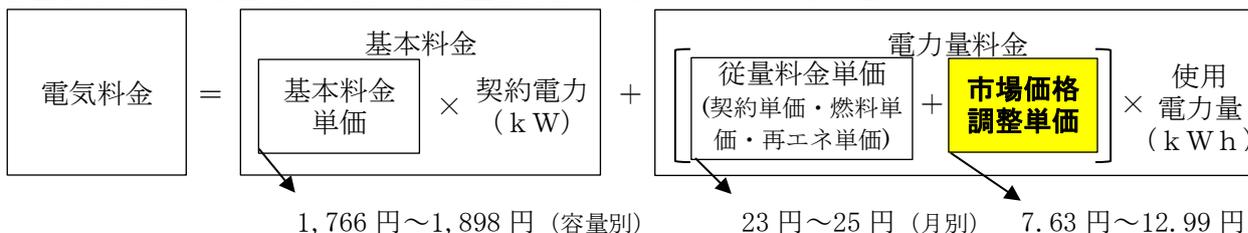
2021年7月	2021年度高圧電力一括調達競争入札（3者応札） （契約期間：2021年10月～2022年9月） 関西電力(株)通常料金メニュー（法人）より約3割の減
2021年10月 2022年2月	コロナ禍の影響で原油価格値上がり ウクライナ情勢による天然ガス価格値上がり
2022年3月 ～5月	関西電力(株)及び新電力事業者と協議（2022年度入札の周知） 関西電力(株)通常料金メニュー（法人）の新規受付停止（4月）
2022年6月	2022年度高圧電力一括調達競争入札（応札者なし）
2022年8月 ～9月	関西電力(株)の新料金メニュー（卸連動制料金）の発表 関西電力(株)の新料金メニュー（卸連動制料金）へ申込み
2022年10月	関西電力(株)の新料金メニュー（卸連動制料金）による高圧電力供給開始 関西電力(株)通常料金メニュー（法人）より約6割の増

### 3 高圧電力料金体系変更のイメージ

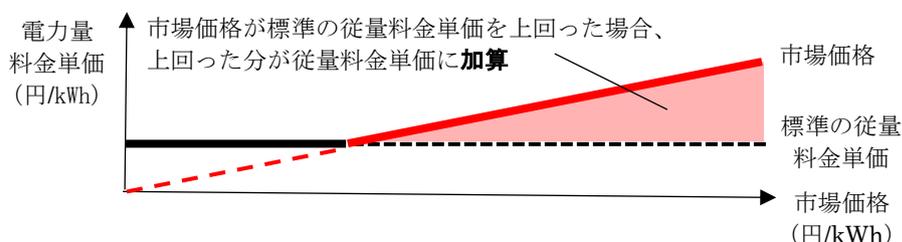
【これまでの入札による料金体系】（契約相手方：関西電力株）



【電力卸市場価格連動制の新たな料金体系】（契約相手方：関西電力株）



【市場価格調整単価のイメージ】



### 4 12月補正予算について

2及び3の高圧電力料金の高騰のほか、低圧電力、都市ガス及びガソリンに関しても料金が高騰していることから、以下のとおり補正予算を計上するものです。

（千円）

項目	対象施設	金額
高圧電力使用料	本庁舎、小中学校、指定管理施設等 95 施設	280,000
低圧電力等使用料	保育園、幼稚園、コミセン等 151 施設	30,000
ガス使用料	本庁舎、小中学校、給食センター等 110 施設	100,000
ガソリン使用料	市役所、クリーンセンター、消防本部等	12,000
12 補正予算計上額		422,000

※企業会計は別途計上

### 5 今後の予定について

引き続きエネルギー市場の状況を注視し、一般競争入札等を行う状況が確認でき次第実施し、光熱費削減の取り組みを進めます。

## 文書管理・電子決裁システムの構築・運用について

### 1 目的

本市では、昨年度策定した「明石市行政DX（デジタル改革）推進方針」に基づき、情報通信技術の活用による行政事務のデジタル化に取り組んでいます。

その一環として、「文書管理・電子決裁システム」を新たに構築し、これまで原則として紙文書により行ってきた市役所における公文書の処理（決裁や保存管理など）について、電子文書による処理を進めていきます。これにより、文書処理の簡素化や効率化を図り、迅速な意思決定や事務処理を行うことにより、市民サービスの向上を図ります。

### 2 システムの概要、メリット

市役所の全ての部署を対象に、收受・作成した文書の登録、回覧ルートの設定による電子決裁や電子供覧、完結後の文書をとじる簿冊の管理など、公文書の発生から保存・廃棄までの一連の流れをシステム上で行います。

#### (1)意思決定や文書処理の迅速化

- ・決裁を取るための出先機関から本庁への移動が不要となる、自宅などからの決裁が可能となるなど、意思決定に要する時間を短縮できます。
- ・決裁や供覧が完結した文書を簿冊に整理して綴じるという処理を省略できます。
- ・職員が、順番ではなく同時に供覧・回覧を行えます。
- ・過去の文書の検索を容易に行えます。

#### (2)情報セキュリティの強化

- ・文書の登録、更新などがすべて記録されるため、改ざんや紛失が防止できます。

#### (3)その他

- ・紙文書量の削減（ペーパーレスの推進）、庁舎空間の有効活用を図れます。

### 3 予算額（令和4年度当初予算で措置済み）

令和4年度 : 10,000千円

令和5～10年度 : 100,000千円（債務負担行為を設定）

※システムの構築（令和4～5年度）およびシステムの運用保守（令和10年度まで）に要する費用。

### 4 スケジュール（予定）

令和4年12月 公募型プロポーザル方式による受託業者の選定

令和5年1月～2月 システム構築・運用業務委託契約の締結、構築開始

令和6年2月 システムの運用開始

令和11年3月まで システムの運用・保守

総務常任委員会資料
2022年（令和4年）12月9日
総務局財務室財務担当

**市有施設包括管理業務委託  
第2期（2023年度（令和5年度）～）の選定について**

2023年（令和5年）3月末に市有施設包括管理業務委託第1期（2018年度～2022年度）が満了します。このたび、対象をさらに拡大（本庁舎等を追加）して第2期の受託予定者を選定しましたので報告します。

**1 第2期の選定概要（2023年度～2027年度の5年間）**

- (1) 対象施設、対象業務の追加（主なもの）
  - ・本庁舎、あかし保健所を追加し、対象施設 170 施設に拡大
  - ・修繕業務の範囲を概ね 130 万円未満から 500 万円未満まで拡大
  - ・公共施設マネジメントに資する提案事業の推奨
- (2) 受託者選定方法
  - ・第1期と同様、公募型プロポーザルによる選定  
選定委員 11 名、採点表各 100 点、合計 1100 点満点
- (3) 選定結果
  - ・プロポーザル参加者：3者

受託予定者	日本管財株式会社 兵庫本部	905点
次順位者	株式会社ザイマックス関西	841点
失格	株式会社大和研装社	487点

※失格：審査基準点（50点）未満があったため。

- (4) 受託予定者の主な提案内容
  - ・業務の品質・効率性  
第1期の成果及び課題をしっかりと分析した、より高い数値目標の設定
  - ・修繕業務の品質・効率性  
修繕担当者の増員及び内製化修繕の拡充によるコスト削減
  - ・市内業者の活用  
修繕業務での市内業者活用率 70%以上の実現
  - ・追加サービス・独自のノウハウ  
建築保全データの収集・蓄積・集計したデータベース活用による公共施設FMの推進支援

**2 スケジュール**

2022年10月～12月	事業開始に向けた協議
2022年12月	議会報告（プロポーザル選定結果）
2023年1月～3月	事業開始に向けた準備
2023年4月～	施設包括管理業務委託（第2期）開始



## 議案第84号関連資料

### あかしジェンダー平等の推進に関する条例の制定について

#### 1 制定の目的

ジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、ジェンダー平等を推進するための基本的施策を定めることにより、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができる社会を実現することを目的とする。

#### 2 条例の概要

##### (1) 基本理念

- ① 個人の尊重及び個性・能力発揮のための環境整備
- ② 性別等による差別、性暴力等の禁止
- ③ 性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行の見直し
- ④ あらゆる場におけるすべての人の意思決定過程への参画保障
- ⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

##### (2) 条例全体における基本事項

性別等に起因する権利侵害（ハラスメント・性暴力・アウティング等）を禁止

##### (3) 意思決定過程に係る基本施策等

市職員、事業者、協働のまちづくり推進組織など様々な分野において、性別等にかかわらず意思決定過程へ参画できることを目指す。

##### (4) その他基本施策

教育、防災、家庭・社会、職場のテーマなど、既に具体的に進めている施策、今後進めようとする施策を例示的に条例に位置付ける。

##### (5) 推進体制

男女共同参画プランをこの条例に基づく計画として位置付けるとともに、推進体制を整備する。

### 3 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

### 4 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2022年9月28日～10月27日（30日間）

(2) 意見総数 44件（38人）

賛成（35人）、反対（0人）、その他（3人）

(3) 主な意見

- ・ジェンダー平等を確実に、持続的に進めるためにも、条例の制定に賛成。
- ・性別等にかかわらず、意思決定過程に参加したい人が参加できる世の中になることは良いこと。
- ・ハラスメントや性暴力は差別であり、なくしていくべきである。
- ・子どもたちへの教育機会を確保し、ジェンダー平等を当たり前を感じることでできる大人になってもらいたい。
- ・ポスターや分かりやすい冊子などを作成し、市民に周知することが必要。

<条例案の修正点>

- ・第8条第1項に「性暴力の禁止」を追記
- ・第8条第4項中アウティングの説明につき「公にする」を「暴露する」に変更

### 5 今後の取組の方向性

(1) わかりやすいパンフレットの作成

こどもから高齢者まで幅広い層にジェンダー平等について理解してもらえるよう、漫画を活用するなどわかりやすいパンフレットを作成し配付するとともに、出前講座などで周知啓発を進めます。

(2) ジェンダー平等施策の推進

庁内各部署とも連携しながら、ジェンダー平等推進室が中心となって、条例に基づき、引き続き施策を進めていきます。

## 議案第85号関連資料

### 明石市個人情報保護法施行条例の制定について

#### 1 制定の目的

本市の個人情報保護制度については、現在、「明石市個人情報保護条例」(平成13年条例第1号)の規定に基づき実施しているところですが、国の法体系一本化の方針により、令和5年4月1日以降は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)」が地方公共団体の機関(議会を除く)に対しても直接適用されることになります。

そこで、現行の「明石市個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に関して必要な事項を定めた「明石市個人情報保護法施行条例」を新たに制定しようとするものです。

#### 2 制定の概要

##### (1) 市独自の開示情報について(第3条)

個人情報の開示請求において、法は当該個人情報に含まれる公務員の氏名を原則不開示としていますが、本市では、職務の遂行に係る公務員の氏名について、現行制度及び公文書公開制度において原則開示としていることとの整合を図り、開示することにします。

##### (2) 個人情報の開示に係る費用について(第4条)

個人情報の開示に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの交付をする場合は、現行制度と同様に、写しの作成等に要するコピー代等の実費を徴収することにします。

##### (3) 開示決定等の期限について(第5条)

開示決定等の期限については、現行制度及び公文書公開制度との整合を図り、法の規定と異なる本市独自の期限を定めます。

	通常の開示決定等期限	延長期間
明石市個人情報保護法施行条例	開示請求があった日の翌日から起算して14日以内	30日以内に限り延長可能
明石市個人情報保護条例(廃止)	同上	45日以内に限り延長可能
法	開示請求があった日の翌日から起算して30日以内	30日以内に限り延長可能

##### (4) 明石市個人情報保護審議会について(第6条)

個人情報の適正な取扱いを確保するため、市長の附属機関として明石市個人情報保護審議会を引き続き設置し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合等には、当該審議会に諮問することができることにします。

##### (5) 明石市個人情報保護条例の廃止について(附則第2条)

個人情報保護制度について、法が直接適用されることになるため、現行の明石市個人情報保護条例を廃止します。

#### 3 意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果

意見なし。<2022年(令和4年)9月27日から10月26日までの30日間実施>

#### 4 施行期日

2023年(令和5年)4月1日

## 議案第86号関連資料 明石市市民参画条例の一部改正について

### 1 改正の目的

市民参画手法の一つである審議会等手続は、審議された結論が政策等の策定に大きな影響を持つことから、審議会等におけるジェンダー平等を推進するとともに、障害者をはじめとする多様な市民の審議会等への参画を推進するため、条例の一部を改正しようとするもの。

### 2 改正の内容

審議会等の委員の選任基準を定める規定（第12条第1項関係）を以下のとおり改正

	改正	現行
男女別の割合	委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の <u>4割</u> を下回らないようにすること。	委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の <u>3割</u> を下回らないようにすること。
障害者の参画	<u>委員10人ごとに1人以上は、障害者の委員とすること。</u>	—
多様性の配慮	<u>選任される者の多様性に配慮した上で、幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。</u>	— 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

### 3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2022年9月28日～10月27日(30日間)

(2) 意見総数 52件(38人)

賛成(34人)、反対(0人)、その他(4人)

(3) 主な意見

- ・これまで声をあげにくい属性の人達が施策に関与できる機会が拡充され、より多様な人材が施策決定に関与できるため、賛成。
- ・多様な市民の参画を進めることで、より多様な立場や視点からの審議ができる。
- ・障害者の意見を市政に反映してほしい。
- ・男女割合の差を縮めて、平等に話しやすくなってほしい。
- ・自己主張やコミュニケーションが難しい精神・知的障害者の代弁者となる家族が市民参画の場に参画できるよう考慮してほしい。
- ・同じ人ばかりが選任されたり、障害の種別に偏りが出ないように、運用してほしい。

### 4 施行期日

2023年(令和5年)4月1日

## 議案第87号関連資料

明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する  
条例の一部改正について

## 1 改正の理由

明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営経費については、条例で限度額を定めており、この限度額については公職選挙法施行令で規定されている国会議員選挙に係る公営経費の限度額に準じた額となっております。

国会議員選挙の公営経費は、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に見直しが行われており、令和元年10月の消費税増税（8%から10%）や昨今における原材料等の物価高騰による影響を踏まえ、本年、限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、条例に規定する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する公営経費について、改正を行おうとするものです。

## 2 改正の内容

## (1) 選挙運動用自動車の使用に係る公営経費（条例第4条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
自動車の借入費（1日）	16,100円	15,800円	+300円
自動車の燃料費（1日）	7,700円	7,560円	+140円

## (2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公営経費（条例第9条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
（選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合）			
企画費	316,250円	310,500円	+5,750円
一枚当たり印刷費	541円31銭	525円06銭	+16円25銭
（選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合）			
企画費と上記一枚当たり印刷費に500を乗じた額を加えた金額	586,905円	573,030円	+13,875円
500を超える一枚当たり印刷費	28円35銭	27円50銭	+85銭

※本市のポスター掲示場数：527箇所（R4.11.1現在）

## (3) 選挙運動用ビラの作成に係る公営経費（条例第13条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
ビラ作成費 （一枚当たり）	7円73銭	7円51銭	+22銭

## 3 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後に告示される選挙から適用します。

## 「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正素案について

### 1 改正の目的

本市では、犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）に寄り添い、当事者のニーズに応じたきめ細やかで総合的な途切れない支援を行っていますが、犯罪被害者等を取り巻く環境はまだまだ厳しく、当事者からはさらなる支援策が必要との切実な声を聴いています。こうした状況の中で、兵庫県も犯罪被害者等支援に特化した条例の制定に向けて動き出しました。

これを受けて、本市では、本年7月、10月および11月に検討会を開催し、現行条例の見直しを行いました。その中で頂戴した犯罪被害者等の要望や有識者の意見を参考に、当事者の視点に立った支援のさらなる充実を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正素案の概要

#### (1) 犯罪被害者等の権利の明記

犯罪被害者等の尊厳が尊重され、平穏な日常生活を取り戻すことは、犯罪被害者等の権利であり、犯罪被害者等基本法にもその権利性が謳われています。また、県の条例においても、権利性が明記される予定です。

そこで、本市条例においても、権利であることを明記し、犯罪被害者等基本法および県条例との整合性を図ります。

#### 【参考】

##### ① 犯罪被害者等基本法 第3条第1項（基本理念）

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

##### ② 県の条例名称案（第3回犯罪被害者等支援条例検討委員会開催時点）

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」

#### ア 条例の名称の変更

現 行		改正案
明石市犯罪被害者等の 支援に関する条例	→	明石市犯罪被害者等の 権利及び支援に関する条例

#### イ 目的（第1条）への明記

第1条（目的）に「犯罪被害者等の権利利益の保護」を追加します。

ウ 基本理念（第3条）への明記

第3条（基本理念）に、犯罪被害者等基本法第3条第1項の文言を追加します。

エ 市民等の理解促進（第15条）への明記

第15条（市民等の理解促進）に「犯罪被害者等の権利」を追加します。

(2) 事業者に関する規定の見直し

現行条例では、事業者を「市民等」の中に含めて定義し（第2条第4号）、「市民等の責務」（第5条）において、市民と区別することなく事業者の責務を規定しています。もともと、事業者に関する規定を市民とは別に設ける自治体は多く、県内では41市町のうち25市町が事業者に特化した規定を置いています。

そこで、事業者について、「市民等」とは区別して定義し、事業者の責務についての規定を新設します。

(3) 相談支援の充実化

国の「第4次犯罪被害者等基本計画」の表記に合わせて、臨床心理士等による心理相談について規定する第6条（相談及び情報の提供等）第4項に「公認心理師」を追加します。

また、現行制度では、（公社）ひょうご被害者支援センターで実施している法律相談および心理相談について、それぞれ最初の5回分の相談料を補助していますが、同センターにおける相談の利用状況に鑑み、法律相談・心理相談の別を問わず、合計10回分の相談料を補助することで、相談者の経済的・手続的負担を減らします。

(4) 既存支援策の充実化

ア 遺族支援金の増額

他の自治体における支援の状況を踏まえ、遺族支援金の額を60万円とします。

現行	→	改正案
40万円		60万円

【参考】他の自治体の実施例

	都道府県	市町村
60万円	三重県、愛知県、熊本県	播磨町
50万円	香川県	神戸市、茅ヶ崎市、韮崎市

#### イ 立替支援金の増額

遺族が少なくとも3年程度は安心して暮らすことができる金額として、遺族の場合に限り、立替支援金の上限額を1000万円とします。

現 行	→	改正案
・遺族 : 上限 300万円		・遺族 : 上限1000万円
・重傷病者 : 上限 300万円		・重傷病者 : 上限 300万円
・性犯罪被害者: 上限 300万円		・性犯罪被害者: 上限 300万円

#### ウ 特例給付金の増額

特例給付金の金額は、少なくとも遺族支援金と同等の額であることが望ましいため、遺族支援金の増額（ア）に合わせて60万円とします。

現 行	→	改正案
20万円		60万円

#### エ 旅費の補助

現行制度では、犯罪被害者等が裁判に出席または傍聴するのに要した旅費について、民事事件および刑事事件それぞれにつき5万円を限度に補助しています。これに、犯罪被害者等の出席または傍聴に付添いをする者の旅費も含めることとし、上限額をそれぞれ10万円とします。

### (5) 見直し条項

県の条例案では、条例施行後3年ごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定が設けられています。これを踏まえて、本条例においても、3年ごとに条例の見直しを行う規定を設け、社会の状況に応じて施策のアップデートを図ることとします。

## 3 改正条例素案

資料①のとおり

## 4 支援策充実の流れ

資料②のとおり

## 5 今後の予定

- ・意見公募手続 2022年（令和4年）12月～2023年（令和5年）1月
- ・条例議案提出 2023年（令和5年）3月議会
- ・条例施行 2023年（令和5年）4月1日

## 明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（案）

平成 23 年 3 月 29 日 条例第 2 号

**改正** 平成 25 年 12 月 26 日 条例第 50 号

平成 30 年 3 月 26 日 条例第 15 号

令和 2 年 3 月 26 日 条例第 17 号

令和 5 年 ○ 月 ○ 日 条例第 ○ 号

### （目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、明石市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- （2） 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- （3） 関係機関等 国、兵庫県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- （4） 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- （5） 事業者 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- （6） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- （7） 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又はマスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、

プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する被害をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができる権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、再被害及び二次被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。
- 5 犯罪被害者等の支援は、その犯罪等の種類や性質に鑑み、犯罪被害者等のプライバシーや心理状態に特段の配慮をするなど、適切に行われなければならない。
- 6 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事事件の手續に容易に関与することができるよう行われなければならない。
- 7 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が刑事事件とされることを望まない場合は、その希望に応じて、適切に行われなければならない。
- 8 犯罪被害者等の支援は、犯罪等により害を被った者(以下「犯罪被害者」という。)のみならず、その兄弟姉妹等の家族又は遺族に対しても、その状況に応じて適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、法第5条の規定に基づき、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことに関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、二次被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条の2 前条の規定は、事業者について準用する。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害（再被害及び二次被害を含む。以下同じ。）に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因して受けた精神的被害から早期に回復することができるようにするため、公認心理師、臨床心理士等による心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、60万円を超えない範囲で支援金の支給を行うものとする。

2 前項の規定による支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特例給付金の支給)

第7条の2 市は、犯罪等により犯罪被害者が死亡した事案において、次の

各号のいずれかに該当するため第14条の立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、60万円の特例給付金の支給を行うものとする。

- (1) 加害者が刑法（明治40年法律第45号）第39条第1項の規定により刑事責任を問われない場合
- (2) 加害者が刑法第41条の規定により刑事責任を問われない場合
- (3) 加害者が死亡しており、その相続人がいない場合又は相続人全員が相続放棄をしている場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

2 前項の規定による特例給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(資金の貸付け)

第7条の3 市は、犯罪等の被害を受けたため資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で無利子の資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。  
(真相究明についての支援)

第8条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合において、その活動を行うために必要な費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、家事、介護等を行う者の派遣、一時保育に要する費用の補助、教育関係に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等の被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、住居の復旧及び防犯対策に要する費用の補助、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難とな

った犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な居住のための住居の提供、宿泊施設を利用する場合における宿泊費用の補助、新たに入居する賃貸住宅の家賃の補助、転居に要する費用の補助その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、就労準備に要する費用の補助、関係機関等と連携して犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための施策その他の必要な支援を行うものとする。

(訴訟手続についての支援)

第13条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事被告事件の手続に容易に参加することができるようにするため、犯罪被害者等が公判期日に出席するために必要な費用又は公判手続を傍聴するために必要な費用の補助を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等がその被害に係る民事訴訟の手続に容易に出席等を行うことができるようにするため、犯罪被害者等が民事訴訟の期日に出席するために必要な費用又は民事訴訟の手続を傍聴するために必要な費用の補助を行うものとする。

3 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を中断させるための手続を行うために必要な費用の補助を行うものとする。

4 前3項の規定による費用の補助に関し必要な事項は、別に定める。

(執行手続についての支援)

第13条の2 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、当該債務名義に基づく財産開示手続(民事執行法(昭和54年法律第4号)第196条に規定する財産開示手続をいう。)及び第三者からの情報取得手続(同法第204条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。)を行うために必要な費用の補助を行うものとする。

(立替支援金)

第14条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義(民事執行法第22条第5号に掲げるものを除く。第4項において同じ。)を取得し

た犯罪被害者等（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。以下この条において同じ。）が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行うものとする。ただし、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切でないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 犯罪等により犯罪被害者が死亡した場合

(2) 犯罪等により犯罪被害者が療養に1月以上の期間を要する負傷をし、又は疾病にかかった場合

(3) 犯罪被害者が刑法第176条から第179条まで、第181条又は第241条に規定する犯罪により被害を受けた場合

2 市は、前項の規定により立替支援金を支給するときは、その額の限度において、当該立替支援金の支給を受けた犯罪被害者等が有する加害者に対する損害賠償請求権について、当該犯罪被害者等から譲渡を受けるものとする。

3 第1項の規定により市が支給することができる立替支援金は、その金額の上限を300万円（同項第1号に該当する場合にあっては、1,000万円）とする。

4 第1項の規定による立替払いの請求は、犯罪被害者等が加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した日から1年を経過する日までには行うことができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

5 第1項の規定による立替支援金の支給及び第2項の規定による債権譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

（市民等及び事業者の理解促進）

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮その他犯罪被害者等の権利の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための施策を行うものとする。

（民間支援団体への支援）

第16条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

(意見の聴取)

第17条 市は、市が行う犯罪被害者等の支援が適切に行われるために、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとする。

(人材の育成)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(条例の検証及び見直し)

2 市長は、令和5年4月1日から起算して3年を経過するごとに、この条例の内容が犯罪被害者等を取り巻く社会の状況に適合しているかどうかを検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の明石市犯罪被害者等の支援に関する条例第14条第1項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等について適用し、同日前に債務名義を取得した犯罪被害者等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月26日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市犯罪被害者等の支援に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等（改正後の条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に係る立替支援金について適用し、同日前に債務名義を取得した犯罪被害者等に係る立替支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項及び第7条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等（改正後の条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る犯罪被害者等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第14条第3項の規定は、施行日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等に係る立替支援金について適用し、同日前に債務名義を取得した犯罪被害者等に係る立替支援金については、なお従前の例による。

## 明石市における犯罪被害者等支援策充実の流れ

## 支援策

## 具体的な内容

平成23年4月 条例施行	《被害直後支援》	総合相談窓口の設置	総合的な相談対応	
		経済的支援	支援金 貸付金 家賃補助 家事援助	遺族支援金 30万円 重傷病支援金 10万円 上限50万円 家賃の半額(上限3万円)×6ヶ月 ホームヘルパーの派遣
		日常生活支援		
平成26年4月 条例改正施行①	《途切れない支援》	総合的支援の充実	法律相談 心理相談 介護支援者派遣 一時保育費用補助 転居費用補助 刑事裁判旅費補助	相談料の補助(5000円×2回) 介護ヘルパーの派遣 3000円×5回 上限20万円・2回まで 上限3万円
		立替支援金		死亡+後遺障害1~3級に限定 上限300万円
		二次被害防止の明記		基本理念に規定 市の責務 市民等の責務(努力義務)
		当事者の声を受けた新たな支援策	再提訴等支援	再提訴等に係る印紙・郵券代を補助
			真相究明支援	情報提供チラシ作成費用を補助
			教育関係費支援	学齢期の就学中のこどもの教育関係費用を補助(H31.4~)
就労準備金支援	就労するために必要な資格等の取得費用を補助(H31.4~)			
基本理念の追加	被害者家族や性犯罪被害者などへの配慮などを規定			
既存支援策の充実	日常生活支援策の申請期間の延長	被害時から原則1年 ⇒被害時から原則3年に延長		
	市民要件の見直し	被害者等の生活実態を考慮するなど柔軟に対応		
	刑事裁判旅費補助の拡充	上限3万円⇒上限5万円に引き上げ		
	民事裁判旅費補助の新設	刑事裁判のみ⇒民事裁判にも拡大		
	立替支援金の対象拡大	従前の対象者に加え、性犯罪被害と1ヶ月以上の重傷病被害を追加		
他の自治体で実施している支援策の導入	国外犯罪被害者等への支援	支援対象者を国外犯罪行為による被害者にも拡大		
令和2年4月 基金条例施行③	《幅広い支援》	当事者の声を受けた新たな支援策	特例給付金 被害者基金 基本理念の追加	加害者が刑事責任を問われない等の理由により立替支援金を受けられない遺族に20万円を給付 あかし被害者基金の設立 支援の四大原則(迅速・公正・無償・利用しやすい)を規定
		民事執行法の改正施行等を受けた支援策	財産開示手続・情報取得手続費用補助	裁判手続の費用を補助 上限5万円
		既存支援策の充実	支援金の増額 家事援助範囲の拡大 一時保育費用補助回数の増加 家賃補助の増額・期間延長 法律・心理相談料補助回数の増加	遺族支援金 30万円⇒40万円 重傷病支援金 10万円⇒20万円 ヘルパー派遣又は費用補助(上限4000円×78時間)(選択制)配食サービスを追加 5回⇒10回 上限3万円⇒上限4万円・6ヶ月⇒1年 各2回⇒各5回
令和2年4月 基金条例施行③	《幅広い支援》	他の自治体で実施している支援策の導入	住居復旧・防犯対策費用補助	上限30万円
			宿泊費用補助	県警察の補助制度に上乗せ 上限7000円/日×最大7泊

## 明石市第2期SDGs未来都市計画(素案)について

本市は2020年(令和2年)7月にSDGs未来都市に選定され、同年8月に明石市SDGs未来都市計画を策定いたしました。今年度が同計画の最終年度になることから、第2期計画の素案を作成しましたので、報告いたします。

### 1 SDGs未来都市の概要

地方創生に向けたSDGsの取組を推進するため、内閣府がSDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として選定しています。(現在154都市選定)

### 2 第1期SDGs未来都市計画について

#### (1) 計画策定の趣旨

SDGs未来都市に選定された自治体は、3か年のSDGsに関する取組を具体化したSDGs未来都市計画を策定し、その後も3年ごとに計画を策定する必要があります。

#### (2) 第1期SDGs未来都市計画(計画年度:2020年度~2022年度)の概要 ※資料1のとおり

#### (3) 第1期SDGs未来都市計画の進捗状況…詳細は資料2のとおり

##### ① 2030年のあるべき姿の実現に向けた取組

・こどもを核としたまちづくり、みんなにやさしいまちづくりの推進による人口増加。

##### ② 自治体SDGsの推進に資する取組

・SDGsに積極的に取り組む市内事業者、市民団体を対象とした「あかしSDGsパートナーズ制度」の創設。

##### ③ 特に注力する先導的取組

・コープこうべと連携した「おむつ定期便」による子育ての負担軽減と子どもの見守り。

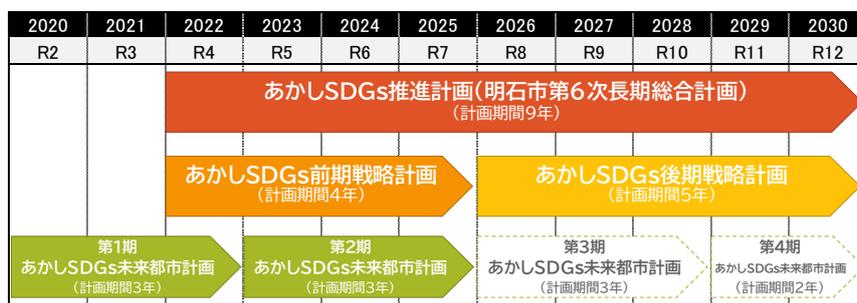
#### (4) 今後の課題(第2期計画へ引き継ぐ項目)

- ・近年激減しているマダコ・イカナゴの漁獲量を回復するための豊かで美しい海づくり
- ・人口増加に伴うさらなる待機児童対策

### 3 第2期SDGs未来都市計画(素案)について

#### (1) 計画策定の方向性

本年3月に策定した「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」及び「あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))」の考え方やKPI、施策等を反映します。



(2) 計画の概要 ※資料3のとおり

計画期間	2023年(令和5年)4月から2026年(令和8年)3月末まで
構成	<p>①将来ビジョン 地域の実態、2030年のあるべき姿、2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール・ターゲット</p> <p>②自治体SDGsの推進に資する取組 自治体SDGsの推進に資する取組、情報発信、普及展開性</p> <p>③推進体制 各種計画への反映、行政体内部の執行体制、ステークホルダーとの連携、自律的好循環の形成へ向けた制度の構築等</p>
主な内容	<p>【2030年のあるべき姿】 SDGs未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～</p> <p>【まちづくりにおける三側面の方向性】 SDGsの17の目標を包含する経済・社会・環境の三側面のまちづくりを総合的にバランスよく取り組むこと、さらには相乗効果を生み出せるように取り組むことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるやさしいまちを実現する。</p> <p>【重点的な施策】 上記のまちづくりの方向性を支える5つの柱を設定し、施策を展開する。</p>

(3) あかしSDGs推進審議会での主な意見

- ・各取組のKPIについては、市民に分かりやすいものを設定する方が良い。
- ・経済の循環を表すKPIを置き、自律的好循環の形成に取り組むべきではないか。
- ・保育所の入所について、子育て世代から相談が多く寄せられているので、引き続き待機児童対策に取り組んでいただきたい。
- ・障害者に限らず、当事者の意見を聴きながらまちづくりを進めたからこそ人口増加に繋がったと思う。今後も継続的に当事者との意見交換をしながらまちづくりを進めてほしい。
- ・みんなが住みやすいまちになれば、産業も観光も活性化すると思う。まちづくりにはそんな横串が大切なのではないか。

(4) 計画(素案)等 資料4のとおり

4 今後のスケジュール

年 月	内 容
2022年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務常任委員会で報告</li> <li>・内閣府へ素案提出</li> </ul>
2023年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> </ul>
// 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務常任委員会で報告</li> <li>・策定・公表</li> </ul>

明石市 第 1 期 SDGs 未来都市計画 全体概要

タイトル: SDGs未来安心都市・明石 ~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~ 自治体名: 兵庫県明石市

全体計画の概要: 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるやさしいまちの実現を目指し、①環境と豊かな暮らしの調和、②やさしい共生社会の創造、③地域の資源・特性を活かした活力ある経済の3つの方向性のもと、漁獲量の減少や待機児童、地域コミュニティの希薄化、中小零細事業者の後継者不足などの課題解決に取り組む。

1. 将来ビジョン	<b>地域の実態</b>	<b>2030年のあるべき姿</b>
	<p>現状: 交通の高い利便性、若い世代の転入超過、先導的共生社会ホストタウン 課題: 漁獲量の減少、待機児童、地域コミュニティの希薄化、中小零細事業者の後継者不足</p>	<p>SDGs 未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~ ①環境と豊かな暮らしの調和、②やさしい共生社会の創造、③地域の資源・特性を活かした活力ある経済</p>
	<b>2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール・ターゲット</b>	<p>経済: 8働きがいも経済成長も (ターゲット1, 2, 3, 5) 9産業と技術革新の基盤をつくろう (ターゲット2, 3) 社会: 3すべての人に健康と福祉を (ターゲット2, 6, 8) 11住み続けられるまちづくりを (ターゲット2, 3, 7) 環境: 13気候変動に具体的な対策を (ターゲット1, 3) 14海の豊かさを守ろう (ターゲット1, 2, 4)</p>
		

2. 自治体SDGsの推進に資する取組	<b>自治体SDGsに資する取組</b>	特に注力する先導的取組	<b>「あかし支え合い循環型社会」構築事業</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 豊かで美しい海づくり</li> <li>② 気候非常事態宣言に基づく取組</li> <li>③ ユニバーサルデザインのみちづくり</li> <li>④ みんなの居場所づくりプロジェクト</li> <li>⑤ 地域総合支援センターを拠点とした住民の支え合いと公的支援</li> <li>⑥ 高齢者支援の充実</li> <li>⑦ こどもを産み育てやすい環境の整備</li> <li>⑧ 官民連携による地域事業者の支援</li> <li>⑨ 地域事業者のユニバーサル対応</li> </ol>		<p>0歳児・高齢者への紙おむつの宅配等を通じて、子育てや介護を社会で支えるとともに、豊かな海の保全につながるプラスチックごみの削減や、中小事業者の持続可能な経営環境の整備に統合的に取り組む</p>
			<b>三側面の取組</b>
			<p>[経済] ●SDGs登録・認証制度の創設 ●人材不足・後継者不足への対応 [社会] ●こども・子育て家庭の支援 ●地域での支え合いの促進 [環境] ●ごみの対策(プラスチック、漂流・漂着ごみ)</p>
			<b>三側面をつなぐ統合的取組</b>
			<p>【おむつの宅配&amp;リサイクル事業】 ・0歳児家庭や在宅介護世帯への紙おむつの宅配・見守り ・フードドライブの実施 ・紙おむつリサイクルの調査・研究</p>

3. 推進体制	<b>各種計画への反映</b>	<b>行政体内部の執行体制</b>	<b>ステークホルダーとの連携</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsを基軸に据えた「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」を策定</li> <li>・2022年に策定した環境基本計画へ反映</li> <li>・その他の個別計画も改定時に反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あかしSDGs推進審議会(学識経験者、関係団体、公募市民等で構成、毎年度の進捗状況の評価について意見聴取・審議)</li> <li>・SDGs庁内推進会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本、山陽電鉄(ユニバーサル対応等)</li> <li>・明石商工会議所、市内金融機関(官民連携による地域事業者支援、事業者のユニバーサル対応等)</li> <li>・校区まちづくり協議会(まちづくり全般)</li> </ul>
	<b>自律的好循環の形成へ向けた制度の構築等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsに取り組む地域事業者等の登録・認証制度の創設</li> <li>・明石市事業承継ネットワーク(明石商工会議所、市内金融機関、士業団体等と連携し、事業所数の減少を抑え、持続可能な経営環境の整備に連携して取り組む)</li> </ul>	

【2030年のあるべき姿】

**SDGs未来安心都市・明石**

～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

すべての人が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的孤立や疎外を感じることがなく、未来に明るい希望を持てる持続可能なまちをまちのみんなでパートナーシップにより実現を目指す

【2030年のあるべき姿の実現に向けた3側面の取組】

基本目標	KPI	当初値	2020年	2021年	2022年	数値目標	達成度
【環境】 ①環境と豊かな暮らしの調和 “便利さと豊かな自然が共存するまち”	温室効果ガス排出量	(2016年) 1,578,624 t-CO <sub>2</sub> /年	データなし	データなし		2030年 1,353,590 t-CO <sub>2</sub> /年	—
	漁獲量	(2019年) 3,249 t	2,868t	3,135t		2030年 3,400 t	○
【社会】 ②やさしい共生社会の創造 “すべての人が輝き、繋がり、助け合うまち”	合計特殊出生率	(2018年) 1.70	1.62	1.65		2030年 1.80	△
	総人口	(2019年) 約30万人 (299,094人)	303,601人	303,823人		2030年 約30万人	◎
【経済】 ③地域の資源・特性を活かした活力ある経済 “産業が元気で活力が持続するまち”	市内総生産	(2017年) 10,693億円	11,231億円	11,876億円		2030年 12,000億円	○
	労働力人口	(2015年) 134,349人	131,748人	データなし		2030年 135,000人	△

凡例	達成した項目	◎
	順調に推移している項目	○
	未達成または達成が難しい項目	△
	その他（今後把握する項目）	—

自治体SDGsの推進に資する取組

No.	取組名	K P I	当初値	2020年	2021年	2022年	2022年 目標値	達成度
①	豊かで美しい海づくり ・海への栄養塩類の供給拡大 ・産卵用タコつぼの投入 など	マダコの漁獲量	(2019年) 558 t	649t	133t		1,000 t	△
②	気候非常事態宣言に基づく取組 ・家庭用燃料電池・蓄電池の設置助成 ・気候変動に関する啓発事業 など	温室効果ガス排出量	(2016年) 1,578,624 t-CO <sub>2</sub> /年	データなし	データなし		1,482,180 t-CO <sub>2</sub> /年	—
③	ユニバーサルデザインのまちづくり ・駅周辺をはじめとした地域の面的バリアフリー化の促進 など	公共交通利用者数	(2018年) 10,206万人	8,410万人	データなし		10,300万人	△
④	みんなの居場所づくりプロジェクト ・みんなの居場所づくり事業補助金の創設 など	みんなの居場所の数	(2019年) 0カ所 (累計)	2カ所	5カ所		10カ所 (累計)	○
⑤	地域総合支援センターを拠点とした住民の支え合いと公的支援 ・分野横断的な相談対応 など	相談件数	(2019年) 31,694件	42,950件	41,305件		33,000件	◎
⑥	高齢者支援の充実 ・認知症の早期発見 ・「みんな給食」の実施 など	認知症チェックシート 提出件数	(2019年) 2,667件 (累計)	6,532件	8,556件		9,000件 (累計)	○
		高齢者の介護職資格取得 助成件数(人数)	(2019年) 1件(人)	1件(人)	1件(人)		10件(人)	△
	高齢者支援の充実 ・介護職就労支援	高齢者の介護職就職奨励 金助成件数(人数)	(2019年) 6件(人)	1件(人)	3件(人)		20件(人)	△
⑦	こどもを産み育てやすい環境の整備 ・待機児童対策 ・子育てにかかる経済的負担の軽減 など	待機児童数	(2020年) 365人	149人	100人		0人	△
⑧	官民連携による地域事業者の支援 ・SDGsに取り組む事業者等の登録・認証 制度 など	(仮称)あかしSDGs Partners 登録件数	(2019年) 0社	0社	79社		30社	◎
⑨	地域事業者のユニバーサル対応 ・SDGsインクルーシブ商店街補助金 ・地域事業者の合理的配慮提供への助成 など	合理的配慮助成件数	(2019年) 437件 (累計)	501件	521件		600件 (累計)	○

【参考】特に注力する先導的取組

No.	取組名		K P I	2019年 当初値	2020年	2021年	2022年	2022年 目標値	達成度
1	経済面	○SDGs推進事業者等の登録・認証制度の創設 ○人材不足・後継者不足への対応 ・女性・高齢者への復職支援 など	(仮称)あかしSDGs Partners 登録件数	0社	0社	79社		30社	◎
2	社会面	○こども・子育て家庭への支援 ・母親の産後ケアの拡充 ・中学校給食の完全無償化 など	産後ケア事業の利用人数	20人	233人	313人		180人	◎
3	社会面	○地域の支え合いの促進 ・みんなの居場所づくり など	みんなの居場所の数	0カ所 (累計)	2カ所	5カ所		10カ所 (累計)	○
4	環境面	○プラスチックごみの対策 ・スーパー等と連携したレジ袋などの使用削減 など	レジ袋辞退率(協力店)	93.70%	94.70%	89.90%		90.00%	○
5	環境面	○漂流・漂着ごみの対策 ・漁業者と連携した回収・処分 ・市民と連携した海岸清掃活動の充実 など	漂流ごみの回収量	0t	1t	5t		5t	◎
6	「あかし支え合い循環型社会」構築事業	経済↕環境	【経済→環境】 事業者と連携した紙おむつのリサイクルの調査・研究 など	事業系ごみの排出量	34,664t	30,971t	31,094t	30,020t	○
7		環境↕経済	【環境→経済】 ・漁業者と連携した海洋ごみの減量 ・マイボトル持参の促進	マダコの漁獲量	558 t	649t	133t	1,000 t	△
8		経済↕社会	【経済→社会】 子育て経験のある女性による紙おむつの配達と0歳児家庭の見守り・支援	おむつ宅配事業での新たな女性の雇用者数	0人	8人	9人	10人	○
9		社会↕経済	【社会→経済】 ・安心して子育てができる環境の整備 ・介護を社会で支える仕組みの構築	20代、30代の転入超過数	910人	648人	730人	1,000人	△
10		社会↕環境	【社会→環境】 フードドライブ、事業者と連携した紙おむつのリサイクルの調査・研究	家庭系ごみの排出量	61,731t	62,109t	61,493t	59,846t	△
11		環境↕社会	【環境→社会】 地域活動団体等の海岸清掃活動の拡大	環境学習・イベントの参加人数	1,300人	1,250人	1,300人	1,900人	△

## 明石市 第2期 SDGs 未来都市計画(素案) 全体概要

タイトル: SDGs未来安心都市・明石 ~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~

自治体名: 兵庫県明石市

全体計画の概要: 将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指し、①にぎわいと活力が持続するまち、②すべての人が助け合い安心して暮らせるまち、③人にも自然にも地球にもやさしいまちの3つの方向性のもと、温室効果ガス排出量の抑制、漁獲量の減少や出生数の減少等の課題解決に取り組む。

1. 将来ビジョン	<h3>地域の実態</h3> <p>現状: 交通の高い利便性、若い世代の転入超過、気候非常事態宣言 課題: 温室効果ガス排出量の抑制、漁獲量の減少、地域コミュニティの希薄化、出生数の減少、待機児童、中小零細事業者・農漁業従事者の後継者不足</p>		<h3>2030年のあるべき姿</h3> <p>SDGs未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~ (①にぎわいと活力が持続するまち、②すべての人が助け合い安心して暮らせるまち、③人にも自然にも地球にもやさしいまち)</p>			
	<h3>2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール・ターゲット</h3> <p>経済: 8 働きがいも経済成長も (ターゲット1~3, 5) 9 産業と技術革新の基盤をつくろう (ターゲット2~5) 社会: 3 すべての人に健康と福祉を (ターゲット2, 6, 8) 11 住み続けられるまちづくりを (ターゲット2, 3, 7) 環境: 13 気候変動に具体的な対策を (ターゲット1, 3) 14 海の豊かさを守ろう (ターゲット1, 2, 4)</p>					
2. 自治体SDGsの推進に資する取組	<h3>自治体SDGsに資する取組</h3> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める</li> <li>② 笑顔あふれる共生社会をつくる</li> <li>③ こどもの育ちをまちのみんなで支える</li> <li>④ 安全・安心を支える生活基盤を強化する</li> <li>⑤ まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す</li> <li>⑥ 多様な主体とのパートナーシップによりSDGsを推進する</li> </ol>		<h3>情報発信</h3> <p>(域内) ・官民連携による普及啓発 ・広報あかし、市WEBサイト等を活用した周知啓発 ・出前講座の実施 (域外) ・広域連携を活用した情報発信</p>		<h3>普及展開性</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少の抑制に向けて、子育てを社会全体で支える取組や、誰もが安心して暮らせる環境を地域での支え合いのもとで整える取組は、多くの自治体に展開可能な施策</li> <li>・本市の取組の多くは、特別な資源を要するものではないことから、他の自治体にも展開可能な内容</li> </ul>	
	<h3>各種計画への反映</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsを基軸に据えた「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」を策定</li> <li>・2022年に策定した環境基本計画へ反映</li> <li>・その他の個別計画も改定時に反映</li> </ul>		<h3>行政体内部の執行体制</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あかしSDGs推進審議会(学識経験者、関係団体、公募市民等で構成、毎年度の進捗状況の評価について意見聴取・審議)</li> <li>・SDGs庁内推進会議(各局の総合調整、分野横断的な連携)</li> </ul>		<h3>ステークホルダーとの連携</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本、山陽電鉄(ユニバーサルデザインのまちづくり、事業者のユニバーサル対応等)</li> <li>・生活協同組合コープこうべ(地域課題の解決やSDGsの取組の推進)</li> <li>・明石商工会議所、市内金融機関(官民連携による地域事業者支援)</li> </ul>	
3. 推進体制	<h3>自律的好循環の形成</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsに取り組む地域事業者の登録制度及び助成金制度</li> </ul>		<p>地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進及び地域課題の解決を図るとともに、SDGsの普及・啓発を行う。研修会や交流会、表彰制度も行う予定。</p>			

明石市 第2期SDGs未来都市計画  
(素案)  
(2023～2025)

SDGs未来安心都市・明石

～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

明石市

## < 目次 >

<b>1 将来ビジョン</b>	
(1) 地域の実態.....	2
(2) 2030年のあるべき姿.....	7
(3) 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット.....	10
<b>2 自治体SDGsの推進に資する取組</b>	
(1) 自治体SDGsの推進に資する取組.....	12
(2) 情報発信.....	18
(3) 普及展開性.....	20
<b>3 推進体制</b>	
(1) 各種計画への反映.....	21
(2) 行政体内部の執行体制.....	22
(3) ステークホルダーとの連携.....	23
(4) 自律的好循環の形成.....	25
<b>4 地方創生・地域活性化への貢献</b> .....	26

# 1 将来ビジョン

## (1) 地域の実態

### ①地域特性

(地理的条件)

- ・ 明石市は、日本の標準時の基準となる東経 135 度子午線上にあり、兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏が接し、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができ、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地である。
- ・ 東と北は神戸市、西は加古川市や播磨町、稲美町と接し、南は瀬戸内海に面している。



#### [東西に細長く、平坦な市域]

- ・ 南北は最長 9.4 km、東西は 15.6 km、市域面積は 49.42 km<sup>2</sup> となっており、最高地の標高は 94.6m である。
- ・ 海岸線は東西約 16 km に及び、阪神間には見られない砂浜を有している。

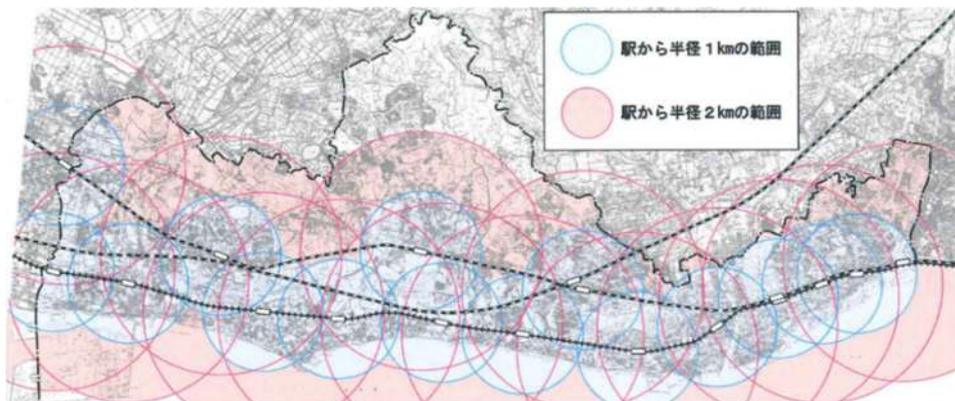
#### [交通の高い利便性]

- ・ JR山陽本線と山陽電鉄の駅が 17 駅あるほか、新幹線の停車駅もあるなど公共交通機関が充実し、神戸や大阪など大都市へのアクセス性が非常に高く、東京へも日帰りが可能である。
- ・ 第二神明道路、国道2号、国道 250 号など、東西に走る主要幹線道路とともに、内陸部と結ぶ南北道路も整備されている。

#### [密度の高い良好な市街地]

- ・ 各鉄道駅から半径2kmの範囲に市域の大半が含まれ、商業地と周辺の住宅地が調和した密度の高い良好な市街地が形成され、神戸や大阪などの大都市のベッドタウンとなっている。

【人口密度】 6,162 人/km<sup>2</sup> (国調推計人口 2022.10.1)



(経済:産業)

- ・ 明石市の市内総生産は 2011 年に 9,877 億円であり、2012 年に 1 兆 846 億円になってから変動しながらも概ね増加基調である。
- ・ 労働力人口は 2005 年 137,138 人、2010 年 133,972 人、2015 年 134,349 人、2020 年 131,748 人と推移している。
- ・ 建設機械や輸送用機械などの大規模工場が立地し、関連産業が集積しているなど製造業が盛んである。
- ・ 製造業では、従業者数(24,900 人、従業者4人以上の事業所)や製造品出荷額等(1兆 3,853 億円)は、県下第4位(2020 年工業統計調査)となっている。
- ・ 瀬戸内海に接する明石市は古くから漁業が行われてきた。マダコやイカナゴなどの海の幸は、「魚のまち 明石」の象徴にもなっている。
- ・ 消費地に近いというメリットもあり、都市近郊型農業が展開されている。



出典:兵庫県市町民経済計算

[市内産業を支える中小零細事業者]

- ・ 市内にある民間事業所 8,937 のうち、98%以上が従業者規模 100 人未満の中小零細事業者である。
- ・ こうした企業は、製造業の裾野や商店街を支える重要な担い手であり、重要な雇用先(従業者数の約 69%を雇用)でもある。

■市内事業所数及び従業者数

	事業所数	従業者数
事業所数(経営組織)	※8,937	100,301人
従業者規模100人未満	8,789	69,626人
従業者規模20人以下	7,992	39,741人
従業者規模5人以下	5,479	13,657人

※「出向・派遣従業者のみ」の事業所(40事業所)を含む  
出典:平成28年経済センサス

[中小零細事業者・農漁業従事者の存続問題]

- ・ 一方で、民営事業所数は減少が続いている。(2012 年:9,621→2016 年:8,937、平成 24 年及び平成 28 年経済センサス)
- ・ 経営者の高齢化や後継者未定企業の増加、近年の人材不足により、良好な業績にもかかわらず、存続の危機にあるところも少なくない。
- ・ 漁業就業者数・漁船隻数も減少傾向にある。(就業者数:2008 年:1,032 人→2018 年:692 人、漁船隻数 2008 年:1,023 隻→2018 年:849 隻、平成 30 年漁業センサス)
- ・ 農家戸数・経営耕地面積も減少が続いている。(農家戸数 2005 年:1,289 戸→2020 年:874 戸、経営耕地面積 2005 年:622ha→2020 年:421.4ha、令和2年農林業センサス)

(社会:人口)

[子育て世代を中心とする転入者増加]

- ・ 総人口は 2013 年から 10 年連続で増加しており、若い子育て世代を中心に転入超過

となっている。



	転入超過数
25歳～39歳	7,298人
0歳～4歳	1,639人

※2013年～2021年の累計

**[合計特殊出生率 1.65 (2021年: 明石市推計)]**

- 明石市第5次長期総合計画(計画期間: 2011～2020年度)において、「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、第2子以降の保育料完全無料化や中学校3年生までの医療費完全無料化をはじめとして子育て環境の充実に先駆的に取り組んできた。
- 取組の結果、2018年には合計特殊出生率が1.70まで上昇した。2019年・2020年は降下したが、2021年からは再び上昇傾向にある。
- 第2児以降の出生数も2014年から2018年まで増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2019年・2020年は減少傾向にある。



第2児以降の出生数

年	出生数 (人)
2014年	1,314人
2018年	1,489人
2020年	1,400人

出典: 兵庫県保健統計年報

**[高齢化率の上昇]**

- 高齢者人口は団塊の世代を中心として多く、高齢化率は2022年に27.0%である。
- 今後、人口・割合ともに、ゆるやかに上昇していくことが見込まれる。



**[先導的共生社会ホストタウン]**

- ・ こどもから高齢者まで、障害の有無や性別に関わらず「誰にもやさしいまちづくり」の推進が評価され、2017年度には「共生社会ホストタウン」(※1)の第1陣に登録された。
- ・ 2019年度には、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリー(※2)の取組が特に先導的・先進的と認められ、「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受けた。

※1 共生社会：誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

共生社会ホストタウン：パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けた取組を推進するホストタウン

※2 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

(環境)

**[気候非常事態宣言]**

- ・ 地球温暖化に起因する甚大な自然災害が世界や日本国内各地で頻発するなど気候変動の影響が深刻化しており、国際社会全体で気候変動対策に取り組むことが強く求められる中、2020年3月に兵庫県内で初めて「気候非常事態宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。

- ・ 本市の温室効果ガス排出量は、2018年度で1,519千t-CO<sub>2</sub>で、2013年度から17.5%減少しているが、直近の4年間(2015年度～2018年度)は概ね横ばいで推移している。



**[海のみち・魚のみち]**

- ・ 瀬戸内海に接する明石市の地先は播磨灘に面し、「鹿之瀬」という日本有数の豊かな漁場で、古くから漁業が行われてきた。地域ブランド認証を受けた「明石鯛」をはじめ、マダコやイカナゴなどの海の幸は、「魚のみち 明石」の象徴にもなっている。
- ・ 「海のみち 明石」の象徴である漁業だが、近年、特にマダコ、イカナゴの漁獲量が激減している。

	2014年	2021年
漁獲量	5,033t	3,135t
マダコ	1,064t	133t
イカナゴ	1,383,088kg	73,059kg

## ②今後取り組む課題

### 1 温室効果ガス排出量の抑制

- ・ 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入の更なる強化、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを行う必要がある。

### 2 漁獲量の減少

- ・ 海の栄養塩類をはじめ、産卵稚魚育成場所の減少、海水温上昇など複数の要因が関係することが考えられ、回復に向けた取組が急務となっている。

### 3 地域コミュニティの希薄化・担い手不足

- ・ まちづくり市民意識調査(2019年度)で、「普段の生活で何か困ったことがあったとき、相談できる人が地域にいない」と回答した人が増加(2014年度:28.4%→41.9%)している。また、自治会加入率は減少傾向(2011年4月:79.6%→2022年4月:約65.9%)にあり、地域コミュニティが希薄化している。
- ・ 県内最古のニュータウンの一つである明舞団地など、局所的に高齢化率が高い地域(32.3%:住基人口2022.4.1)もあり、地域コミュニティの担い手不足が顕在化しつつある。

### 4 出生数の減少

- ・ 増加傾向にあった出生数も、2019年・2020年は減少傾向に転じ、2021年は再び増加した。人口が多い団塊ジュニア世代は50歳代に突入しつつあり、出生数を大きく担う年齢層が毎年減少していく。
- ・ 今後さらに、第2子以降の出生数の増加を図り、合計特殊出生率を向上させることにより、持続可能なまちに向けて人口構造の安定化が必要となる。

### 5 保育所の待機児童数

保育所等の待機児童数(各年4月1日現在)

- ・ 就学前人口や保育所利用希望者の増加により待機児童が継続して発生している。

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
571人	412人	365人	149人	100人

### 6 中小零細事業者・農漁業従事者の後継者不足・人材不足

- ・ 中小零細事業者・農漁業従事者の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる。また、事業継承には少なくとも5～10年の期間が必要ともされており、経営安定化と併せて早急な対策が必要になっている。

## (2) 2030 年のあるべき姿

### SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

SDGsが達成された明るい未来への展望を拓く重要な期間として、暮らしの質を重視したまちづくりを加速させ、市民満足度を更に高め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指す。

## 2030 年のあるべき姿

### SDGs 未来安心都市・明石

～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

#### いつまでも 持続可能

まちの好循環により、明るい未来につながる  
サステナブル(持続可能)な  
まちづくりに取り組みます。

#### やさしいまち

やさしい社会を明石から

経済・社会・環境の統合的向上を  
目指し、ハード・ソフト両面から  
安心して暮らし続けられる

#### やさしいまちづくり

(やさしい社会を明石から)に  
取り組みます。

#### すべての人に

誰一人として取り残さない

年齢・性別・国籍・障害  
などに関わらず、  
すべての人が  
安心を感じられる

#### インクルーシブ

(誰一人として取り残さない)な  
まちづくりに取り組みます。



いつまでも

みんな

すべての  
人に

やさしい  
まち

#### みんなで パートナーシップ

市・市民・事業者などが一丸となって  
みんな(パートナーシップ)で目標  
の達成に向けて取り組みます。

### 2030 年度の目標

住みやすいと思う人の割合：100%

### (まちづくりの方向性)

目指すまちの姿の実現に向けた、まちづくりにおける経済・社会・環境の三側面の方向性を以下のとおりに定める。

#### (経済) にぎわいと活力が持続するまち

- ・ 今ある地域資源や地域特性に加え、やさしいまちの新たな魅力を生み出すことで、まちへの愛着や誇りを育むとともに、新たな人を呼び込む。
- ・ 企業の社会貢献や環境活動を促進するなど、SDGsの経済・社会・環境の三側面を踏まえた経済振興を図ることにより、まちの活力を生み出し、人、資源、資金が地域で循環しながら拡大する、持続的に成長するまちを目指す。

#### (社会) すべての人が助け合い安心して暮らせるまち

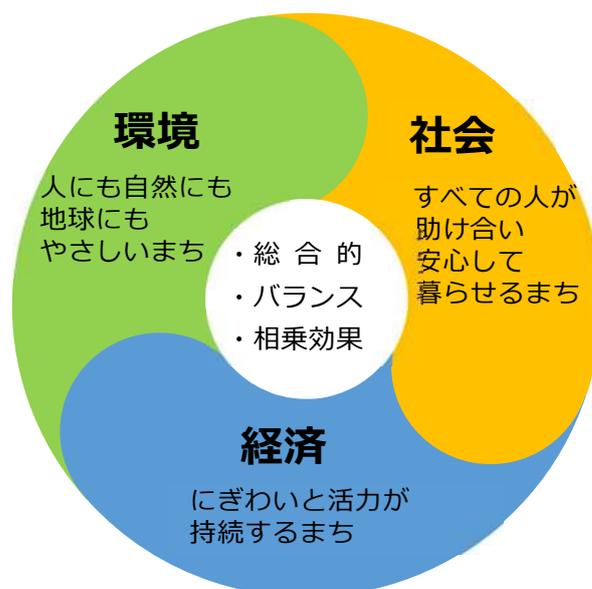
- ・ 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会づくりに取り組む。
- ・ 安心して子どもを産み・育てられる環境や質の高い教育を受けられる環境を整えるほか、すべての人が安全で安心して暮らし続けられるまちを目指す。

#### (環境) 人にも自然にも地球にもやさしいまち

- ・ 自然環境の保全と有効活用に取り組むとともに脱炭素社会や循環型社会の実現に向け、市民生活や経済活動における環境負荷の低減に取り組む。
- ・ 災害に強く、自然と調和の取れた持続可能なまちづくりを進めることで、今だけでなく未来の子ども達にも、安全で快適な暮らしを引き継げるまちを目指す。

#### (三側面の統合的な取組)

- ・ これらのまちづくりにおける三側面については、一方を進めることにより、一方が悪化することがないように、**総合的にバランスよく取り組むこと**、さらに、**相乗効果を生み出せるように取り組むこと**で、持続可能なまちづくりを進める。
- ・ 市民をはじめ、各種団体、事業者、教育機関、国、県、他の自治体など幅広い関係者との**パートナーシップ**のもとで取り組む。



## (施策展開の方針 - 施策展開の5つの柱 - )

三側面の統合的なまちづくりにつながる5つの柱を設定し、重点的な施策を展開する。

### **施策展開の柱1** 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める

豊かな自然と共生し、自然と調和の取れたまちづくりを進めることで、より快適で持続可能な暮らしを実現する。そのため、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた取組を進めるほか、豊かな自然環境の保全と活用に取り組む。

### **施策展開の柱2** 笑顔あふれる共生社会(インクルーシブ社会)をつくる

誰もが住み慣れた地域で自分らしく、社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる笑顔あふれる共生社会づくりを進める。そのため、支え合う地域社会づくりのほか、多様性を認め合い、年齢、性別、国籍、障害などに関わらず自分らしく生きることができる社会づくりや、健康・長寿の推進に取り組む。

### **施策展開の柱3** こどもの育ちをまちのみんなで支える

将来のまちづくりの担い手であり、まちの未来であるこどもの育ちを社会全体で支える。そのため、安心して子育てができる環境の整備のほか、一人ひとりに応じた質の高い教育の推進や、こどもの状況に応じた適切な支援の充実に取り組む。

### **施策展開の柱4** 安全・安心を支える生活基盤を強化する

市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整える。そのため、防災・感染症対策の強化や、日常の安全・安心の更なる確保のほか、誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備に取り組む。

### **施策展開の柱5** まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

まちの宝物を生かし、更に、新たな魅力を生み出して、定住・交流人口を増やすとともに、多様な働き方を実現できる雇用環境づくりや地域経済の循環を推進し、まちの元気につなげる。そのため、地域産業の振興のほか、文化の薫るまちの推進や、まちの魅力を生かした賑わいの創出に取り組む。

### (3) 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

#### (経済)

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
 8. 1 8. 2 8. 3  9. 2 9. 3 9. 5	指標: 市内総生産	
	現在(2019年):	2030年:
	11,876億円	12,000億円
 8. 5	指標: 労働力人口	
	現在(2020年): 131,748人	2030年: 135,000人

#### (設定理由)

- ・ 活力ある地域経済を次世代にも引き継ぐとともに、子育てと仕事の両立のための環境を整備し、子育て世代が安心して働き続けられるまちを目指す。
- ・ 市内産業を支える中小企業の基盤強化と円滑な事業継承を支援するとともに、農漁業など、地域産業の振興を促進する。

#### (社会)

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
 3. 2 3. 6 3. 8	指標: 合計特殊出生率	
	現在(2021年):	2030年:
	1.65	1.80
 11. 2 11. 3 11. 7	指標: 総人口	
	現在(2022年):	2030年:
	約30万人 (2022.10.1時点:304,564人)	約30万人

#### (設定理由)

- ・ 持続可能なまちに向けて、良好なベッドタウンという特性を踏まえ、人口の維持・増加を図るうえで、特に子どもを産み育てやすい環境を一層整える。
- ・ 定住性を高める視点から、年齢や障害の有無、役割などに関わらず、誰もが安心して住み続けられる環境を整える。

(環境)

ゴール、 ターゲット番号		KPI (温室効果ガス排出量は来年度、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)にて2030年までの目標を設定する予定)	
 9 産業と技術革新の 振興をつくろう	9.4	指標: 温室効果ガス排出量	
	13.1	現在(2013年度比):	2025年:
	13.3	17.5%の減(2018年)	30%の減
 13 気候変動に 具体的な対策を			
	14.1	指標: 漁獲量	
	14.2	現在(2021年):	2030年:
 14 海の豊かさを守ろう	14.4	3,135 t	3,400 t

(設定理由)

- ・ 2020年3月に気候非常事態宣言を表明し、未来に負の遺産を残すことなく、誰もが希望を持てる持続可能な社会の実現に向けて、「2050年にCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ」を目指す。
- ・ 「海のまち」「魚のまち」という特性を踏まえ、近年激減している漁獲量を回復し、将来にわたり豊かで美しい海を守る。

## 2 自治体SDGsの推進に資する取組

### (1)自治体SDGsの推進に資する取組

#### ① 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める

ゴール、 ターゲット番号		KPI (温室効果ガス排出量は来年度、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)にて2030年までの目標を設定する予定)	
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 4	指標: 温室効果ガス排出量(再掲)	
	13. 1	現在(2013年度比):	2025年:
	13. 3	17.5%の減(2018年)	30%の減
 13 気候変動に具体的な対策を			

#### ○再生可能エネルギー利用の推進

- ・ 住宅やオフィス・事業所における自家消費型の太陽光発電の導入を促進するため、太陽光発電設備や蓄電池等の設置にかかる費用の一部を助成する。
- ・ 公共施設における太陽光発電設備導入可能性調査結果を踏まえ、2030年までに設置可能な施設の50%に導入することを目指し、PPAモデルなどの活用も検討しながら、太陽光発電設備の設置を推進する。

#### ○脱炭素の暮らし・まちづくりの推進

- ・ 住宅や建築物のゼロエネルギー化を促進するため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)住宅を購入する費用の一部を助成するとともに、公共施設を含む既存のオフィスや事業所におけるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)化を促進するため、ZEBプランナーと連携した事業所向け脱炭素セミナーの開催や公共施設のZEB化可能性診断を実施する。

※ZEH、ZEB: 省エネと創エネにより年間で消費するエネルギーが実質ゼロとなる住宅や建築物のこと

※ZEB化可能性診断: 建築設備等図面やヒアリングを基に、ZEB化の可能性と必要な取組、コストを検証

#### ○ごみ減量施策の推進

- ・ マイボトルの利用促進による使い捨てプラスチックの削減や食品ロス削減等の取組を行う。

## ② 笑顔あふれる共生社会(インクルーシブ社会)をつくる

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
 3. 8  8. 5	指標: 認知症サポーター(オレンジサポーター)養成者数	
	現在(2021年度): 18,118人	2025年度: 30,000人

### ○認知症の人や家族への支援の充実

- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症診断費助成、医療・介護等の専門職による初期集中支援、地域総合支援センターを拠点とした当事者やその家族への地域支援を行う。
- ・ 地域や職場において認知症とその家族を支える認知症サポーター(オレンジサポーター)を養成するための講座等を開催する。

### ○インクルーシブ施策の推進

- ・ 障害のある人や高齢者など様々な当事者に意見を聴くことができるインクルーシブアドバイザリー制度を活用し、イベント開催時の配慮や施設等の改修内容について当事者の意見を反映させることで、みんなが暮らしやすいまちづくりを推進する。

### ○みんなの居場所づくりの推進

- ・ 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト(「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「地域支え合い活動事業」「みんな農園事業」)を推進する。

### ○ジェンダー平等の推進

- ・ 性別役割分業意識解消のための啓発イベントを実施する。
- ・ ジェンダー教育推進校を指定し、ジェンダー教育研修を行う。
- ・ 誰もが外出しやすいまちにするため、公共施設や商業施設のトイレなどを中心とした環境を整備する。(男性トイレのサンタリーボックス配置等)
- ・ 女性リーダー育成のためのセミナーを実施する。

### ③ こどもの育ちをまちのみんなで支える

ゴール、 ターゲット番号		KPI	
 3. 2	3. 2	指標: 出生数	
	3. 8	現在(2021年): 2,734人	2025年: 3,000人
 8. 5	8. 5		

#### ○子育てと仕事の両立のための環境整備

- ・ 待機児童対策として、保育所等の施設整備及び保育士の確保に向けた取組を行う。
- ・ 放課後児童クラブの充実として、支援体制の充実(支援員の安定的な確保、認定資格研修の実施など)と、計画的な施設整備により、引き続き希望者全員を受け入れる。

#### ○子育てにかかる無料化施策等の推進

- ・ 高校3年生までの医療費無料化、中学校給食の無料化、第2子以降の保育料無料化、公共施設利用料無料化等、子育てにかかる無料化施策を所得制限なく推進することで子育てにかかる経済的負担を軽減する。

#### ○こどもの見守り

- ・ 0歳児家庭には、子育て経験のある女性が紙おむつ等を定期的に配達し、見守りと子育て支援情報などの提供を行い、必要な支援につなげ、安心して子育てできる環境を整える。

#### ○「こどもの居場所」づくりの推進

- ・ こども食堂が、すべてのこどもを対象とし、食事を提供するだけでなく、遊びの場、学習の場、地域のあらゆる世代とのつながりの場として存在し、全小学校区で継続的に運営し、気づきの地域拠点として適切に機能するよう支援を行う。
- ・ 学校になじめない等の理由を抱えたこどもたちが安心できる空間で、遊びや学習支援のほか、相談支援を行う。

#### ④ 安全・安心を支える生活基盤を強化する

ゴール、 ターゲット番号		KPI	
 3 3. 6 11. 2 11. 3  11 11. 7		指標：バリアフリー対策済の駅数	
		現在(2021年度)：	2025年度：
		12 駅	13 駅

##### ○ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ 「バリアフリー法」の改正を踏まえ、2020年3月に障害の有無や性別にかかわらず、子どもから高齢者まで誰にもやさしいまちづくりを進めるため、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定した。2022年度以降、具体的な事業内容等を定める(移動等円滑化)基本構想の策定に着手し、駅周辺をはじめとした地域の面的バリアフリー化の促進事業を実施する。
- ・ 駅ホームからの転落を防止するため、市内鉄道駅へのホームドア(昇降式ホーム柵)設置を促進する。(2025年度予定：JR明石駅1・2番線、2023年度予定：JR西明石駅5・6番線)
- ・ 障害者や高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に鉄道を利用できるよう、山陽電鉄の駅のバリアフリー化を促進する。
- ・ 民間事業者が、障害のある人に必要な合理的配慮を積極的に提供するための環境整備にかかる費用に対して助成する。(店舗へのスロープや手すりの設置、点字メニューの作成、筆談ボードの購入など)また、小規模店舗を含めた市内の建築物のバリアフリー化を進め、民間事業者の継続的な合理的配慮の提供を促進する。



制度を活用したスロープの設置

## ⑤ まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

ゴール、 ターゲット番号		KPI	
 	8. 1	指標：マダコの漁獲量	
	14. 1	現在(2021年)：	2025年：
	14. 2	133 t	1,000 t
	14. 4		

### ○漁業の振興(豊かで美しい海づくり)

- ・ ため池のかいぼり、下水処理場の栄養塩管理運転、海底耕耘、肥料等の投入など海中に栄養塩類を供給する取組を実施する。
- ・ 漁獲量が減少しているマダコを保護するため、漁業者と連携し、産卵用の素焼き製のタコつぼを投入する。
- ・ 漁業者、漁業協同組合等の関係者及び関係機関と連携し、漂着ごみのほか漁業活動で回収した漂流ごみを処分できる体制を構築し、海洋ごみの減量を図っていく。
- ・ 地域で活動する各種団体や事業者の地域活動やCSR活動の促進を図ることで、海岸の清掃活動を定期的に行う。

### ○農業の振興

- ・ 農業経営・新規就農者への支援として、地域農業の担い手に位置付けられた後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、取組を行う場合に必要となる経費を支援する。

### ○中小企業の振興

- ・ 市内金融機関、明石商工会議所、士業団体など12団体による「事業継承ネットワーク」の連携協定を結び、業種の枠組を超えて地域が一体となり、事業承継を支援する。明石商工会議所が総合窓口となり、各種取組の案内をし、金融機関はセミナー及び個別相談会の開催、資金サポートなどを行う。

## ⑥ 多様な主体とのパートナーシップによりSDGsを推進する

ゴール、 ターゲット番号		KPI	
 8.2	8.2	指標: あかし SDGs パートナーズ登録件数	
	8.3	現在(2022年):	2025年:
 9.2	9.2	138 団体	250 団体
	9.3		
	9.5		

### ○SDGsに取り組む事業者等の登録制度及び助成金制度

- ・ 2021年4月よりSDGsに積極的に取り組む市内事業者等を対象とした「あかしSDGsパートナーズ制度」を創設した。
- ・ 登録事業者や団体間での交流や連携を促進し、地域におけるSDGsの達成に向けた取組を支援する。
- ・ 2022年4月に創設した「あかしSDGs推進助成金制度」により、パートナーズ登録事業者・市民団体などによる地域課題の解決を支援する。

### ○SDGs金融の取組

- ・ 日新信用金庫、兵庫県信用保証協会において地域でESG/SDGsに取り組む事業者の持続的な発展を応援する制度が開始した。
- ・ 市内金融機関等とSDGs達成に向けて取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援について意見交換を行う。

## (2)情報発信

### (域内向け)

#### ① 官民連携による普及啓発

##### ○株式会社明石ケーブルテレビによる情報発信

- ・ あかしSDGsパートナーズの取組取材し、ケーブルテレビの番組やホームページで情報発信するなど、本市のSDGsの取組についての啓発・情報発信に連携して取り組む

#### ②明石市の広報紙、WEBサイト等を活用した周知啓発

##### ○広報紙、WEBサイトでのSDGs特集

- ・ 「広報あかし」におけるSDGs基礎知識や市の取組に関する連載記事を掲載する
- ・ 明石市WEBサイト、SNSで、市のSDGsに関連する情報を発信する

##### ○出前講座の実施

- ・ 自治会等の地域活動団体や市民を対象とした出前講座を行うことでSDGs基礎知識や市の取組を周知する

### (域外向け(国内))

#### ①兵庫県、神戸隣接市・町長懇話会、播磨広域連携協議会

広域連携の仕組みを活用し、各市町のSDGsへの取組を情報共有するとともに、圏域としての効果的な情報発信を検討する。

##### ○兵庫県

- ・ 兵庫県は2022年5月に兵庫県SDGs推進本部を設置し、SDGsの視点を県政に取り入れ、総合的かつ効果的に推進している。

##### ○神戸隣接市・町長懇話会

- ・ 神戸市と隣接する8市町(明石市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、淡路市)で構成され、共通する行政課題の調査・研究、職員研修の相互利用、圏域としての魅力を発信するWEBサイトやリーフレットの作成等を実施している。

##### ○播磨広域連携協議会

- ・ 播磨地域の全市町(13市9町)が対等な立場で連携し、広域的課題の取組を推進することを通じて「播磨」の存在感を全国に発信し、播磨地域の総合力を高めることなどを目的として設立された。はりま酒文化ツーリズムやインバウンド観光の推進、広域的な防災訓練等を実施している。

#### ②明石市への行政視察

- ・ 毎年、約50件程度の行政機関、学校、業界団体等の視察があることから、明石市におけるSDGsの取組を説明することで、SDGsの理解と定着が図られる。

(海外向け)

○姉妹都市・友好都市等のネットワーク

- ・ アメリカのバレーホ市(※1)や中国の無錫市(※2)との友好関係を活用し、市の取組に関する情報発信を行うとともに、交流団の相互訪問などを通じて、それぞれのSDGsの取組事例の情報共有を図る。

※1 バレーホ市(アメリカ合衆国・カリフォルニア州)

1968年12月9日に姉妹都市提携を結び、市民によるホームステイ交流をはじめ、文化・スポーツなど様々な分野で活発な交流が行われてきた。

※2 無錫市(中華人民共和国・江蘇省)

1981年8月29日に友好都市提携を結び、文化・スポーツ・教育などさまざまな分野で活発な交流が行われてきた。

### (3)普及展開性

#### (他の地域への普及展開性)

#### 課題の共通性と高い汎用性

- ・ 環境面において、気候非常事態宣言に基づく地球温暖化防止の取組は全自治体に関係し、豊かな海づくりについても海に接する自治体が多く、共通の課題と言える。
- ・ 社会面において、全国的に少子高齢化が進展する中で、人口減少を緩やかにするため、子育てを社会全体で支えることや、地域での支え合いのもとで誰もが安心して暮らせる環境を整えることは、地方都市を中心とした共通の課題である。
- ・ 経済面においても、中小零細事業者及び農家の後継者不足や人材不足は、活力ある地域経済を維持する上での全国的な課題である。
- ・ 本市の取組の多くは、市民の暮らしに着目したものであるとともに、特別な資源を要するものではないことから、全国的に展開可能な内容であり、各自治体の持続可能性を高めうる。
- ・ 今後、シティセールスや広域連携の枠組み、多くの自治体から視察を受ける中で、SDGsをまちづくりの基軸に据えて推進していることを積極的に発信し、取組内容を紹介することにより、他の自治体にも普及する。

### 3 推進体制

#### (1) 各種計画への反映

##### ① 総合計画

- ・ 「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」(計画期間 2022～2030 年度)を策定した。(2022 年3月策定済)
- ・ 目指すまちの姿に、SDGsの考え方をまちづくりの基軸に位置づけることを明記し、まちづくりの方向性として、経済・社会・環境の三側面から総合的にバランス良く、かつ相乗効果を生み出せるよう取り組むこととした。

##### ② 総合戦略

- ・ 「あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))」(計画期間 2022～2025 年度)を策定し、総合計画と一体的に推進することとした。(2022 年3月策定済)
- ・ 推進計画にある経済・社会・環境の三側面の方向性に基づき、施策展開の柱と対応するSDGsのゴールを定めるとともに、各施策展開に関する数値目標(KPI)を設定した。

##### ③ 環境基本計画

- ・ 第3次明石市環境基本計画は、環境関連個別計画(温暖化対策・生物多様性・一般廃棄物)の上位計画(計画期間 2022～2030 年度予定)として位置付け、目指す環境像を定める理念計画として、SDGsの考え方を基本方針などに反映している。

##### ④ その他個別計画

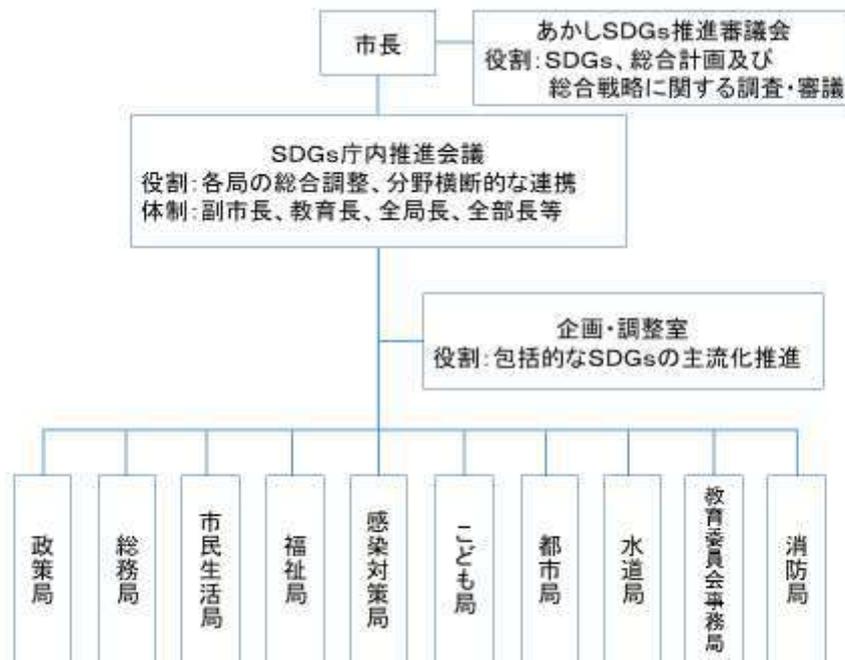
- ・ あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)及びあかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))に基づき、今後の改定時にSDGsを踏まえた計画を策定する。

##### ⑤ 事務事業への反映

- ・ 2020 年度予算から全事務事業についてSDGsのゴールとの関連を明示している。

## (2) 行政体内部の執行体制

- ・ 市長のリーダーシップのもとで全庁的にSDGsを推進する。
- ・ 各局の総合調整と分野横断的な連携を進めるため、副市長及び全局長等で構成するSDGs庁内推進会議を設置している。
- ・ 毎年度の総合計画及び総合戦略の進捗管理については、「あかしSDGs推進審議会」で実施する。
- ・ 執行体制



- ・ 進捗管理

### あかしSDGs推進審議会

【役割】SDGs、総合計画及び総合戦略の調査・審議

【委員】学識経験者（経済、社会、環境）、商工会議所、労働団体、地域コミュニティ組織、ボランティア団体、環境市民団体、当事者等の団体（障害者、子ども、高齢者、女性、消費者等）、公募市民、外国人、学生等

- ・ 毎年度の総合計画及び総合戦略の進捗状況を企画・調整室で取りまとめ、審議会で意見聴取・審議する。

### (3) ステークホルダーとの連携

#### ①域内外の主体

(鉄道事業者)

##### ○西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)

- ・ ホームドアの設置をはじめ、駅のバリアフリー化など、本市が進めるユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに連携して取り組んできた。
- ・ 2019年には「まちづくりに関する包括連携協定書」を締結しており、地域と鉄道が一体となった鉄道沿線のまちづくりに向けた取組を推進していく。

[連携内容]

- ①駅を中心としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に関すること
- ②定住人口、交流人口等の拡大に向けた都市基盤の整備に関すること
- ③その他、鉄道と連携したまちづくりに関すること
- ・ 2020年には「西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりに関する協定書」を締結し、西明石駅及び駅周辺の安全性と利便性の向上及び地域交流拠点の充実に向け、共同で取組を進めることとした。

##### ○山陽電気鉄道株式会社

- ・ 駅のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに連携して取り組んでいる。

(地域事業者等)

##### ○生活協同組合コープこうべ

- ・ 2020年10月に相互のパートナーシップの下で持続可能な社会を実現するため、SDGsの推進に関する包括連携協定を締結した。
- ・ おむつ定期便による0歳児の見守りや、「買い物もん行こカー」による買い物難民対策、高齢者・障害者の就労支援など、SDGsの推進に向けて連携し、地域ニーズに迅速かつ適切に協働して取組、地域課題の解決を図っていく。

##### ○明石商工会議所

- ・ SDGsの事業者への普及・浸透のための研修や勉強会の共催をはじめ、明石市事業承継ネットワークなど、本市が抱える課題の解決に向け、連携して取り組んでいく。

##### ○市内金融機関

- ・ 明石市事業承継ネットワークでの取組をはじめ、地方創生SDGs金融の仕組み作りを連携して推進していく。
- ・ 日新信用金庫、兵庫県信用保証協会において地域でESG/SDGsに取り組む事業者の持続的な発展を応援する制度が開始した。
- ・ 市内金融機関等とSDGs達成に向けて取り組む中小企業・小規模事業者に対する支

援について意見交換を行う。

(教育・研究機関)

○明石工業高等専門学校

- ・ 2007年に連携協力協定を締結し、相互の人的・知的資源の交流を図り、まちづくりの各分野で連携協力し、地域の発展と人材の育成に取り組んでいる。SDGsに対しても、効果的な連携を模索していく。

○神戸学院大学

- ・ 2005年に連携協力協定を締結し、人的・知的資源の交流や、協働による調査研究及び事業の実施、それぞれの主催事業に対する相互の協力・支援などの連携を推進している。2019年には、心理学部の学生のこども食堂への参画について、モデル実施している。

○兵庫大学・兵庫大学短期大学部

- ・ 2022年11月に包括連携協定を締結し、SDGsの理念の下、パートナーシップにより子育て・福祉・教育の分野での専門職養成や地域の発展に取り組んでいく。

(住民)

○校区まちづくり組織

- ・ 各小学校単位で組織され、自治会・町内会を中心に、PTAや高年クラブなど地域の各種団体で構成される校区まちづくり協議会との協働により、地域課題の解決やSDGsの取組の推進を図る。

(NPO等の団体)

○明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会(エコウイングあかし)

- ・ 明石市環境基本計画を推進していくために、様々な立場や年代の人々が集い、それぞれの視点で計画に掲げる施策を推進し、ごみの減量や再資源化などに取り組む。

○明石市障害当事者等団体連絡協議会

- ・ 市内の障害者団体等9団体が加盟した組織で、地域における障害福祉の充実などの取組への参画や意見聴取により、本市のインクルーシブな社会の実現に向けた取組を推進する。

## ②国内の自治体

○兵庫県

- ・ SDGsに向けた取組を情報共有し、広域で取り組む先進事例の横展開を図るなど新たな連携を模索していく。

○神戸隣接市・町長懇話会、播磨広域連携協議会

- ・ 圏域としての連携事業に向けた調査・研究、職員研修の相互利用を実施しており、構成市町のSDGsに向けた取組を情報共有し、新たな連携を模索していく。

### ③海外の主体

○バレーホ市(アメリカ合衆国・カリフォルニア州)、無錫市(中華人民共和国・江蘇省)

- ・ SDGsの取組の紹介等を通じて、新たな連携を模索し、SDGsの普及展開を図る。

## (4) 自律的好循環の形成

### (自律的好循環の形成へ向けた制度の構築等)

SDGs未来安心都市・明石の実現に向けて、明石市とともに取組等を実施する事業者・団体等をパートナーとして登録する「あかしSDGsパートナーズ制度」を構築し、地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進及び地域課題の解決を図るとともに、SDGsの普及啓発を行っている。

2021年4月に制度を創設し、2022年11月1日時点で138団体を登録している。今後も規模の拡大を図り、SDGsに取り組む事業者・団体等の増加につなげる。

また、2022年4月にはSDGsを冠する総合計画・総合戦略がスタートしたことから、パートナーズ向けのSDGs推進助成金事業を開始した。

### (将来的な自走に向けた取組)

あかしSDGsパートナーズは、登録時に各自におけるSDGsに関する取組計画書の提出を求めており、翌年度には実績報告書の提出も求めているため、毎年SDGsの取組を各自がPDCAサイクルによって進行管理を行う仕組みになっている。

また、パートナーズの取組計画書及び実績報告書は明石市ホームページで公開しているため、パートナーズ同士がお互いの取組を知り、連携するなど横のつながりが広がっている。

今後、パートナーズに対する研修や交流会、表彰を行うことで、SDGsに関するパートナーズの取組を一層共有し、各自における取組の精度を高めるとともに、有機的な連携が生まれ、SDGsの達成に向けた取組の促進及び地域課題が解決できるよう取り組んでいく。

## 4 地方創生・地域活性化への貢献

### ○重点的なまちづくり(「こどもを核としたまちづくり」、「誰にもやさしいまちづくり」)

- ・ 本市のまちづくりについては、「こどもを核としたまちづくり」と「誰にもやさしいまちづくり」の2つの取組を重点的に取り組んできた。「こどもを核としたまちづくり」については、こどもはまちの未来という考えのもと、まちのみんなですべてのこどもを応援し、また、「誰にもやさしいまちづくり」については、「必要な時に、適切な支援を、必要とするすべての人に」という考えのもと、すべての人が大切にされる共生社会の実現につながる取組を推進してきた。
- ・ その結果、子育て世代を中心に人口が増え、まちの賑わいや税収が増加し、更なる施策展開が可能となり、まちの魅力が一層向上するという、まちの好循環が拡大している。
- ・ こうしたまちづくりの方向性は、SDGsの「持続可能」、「誰一人取り残さない」という基本理念と一致している。

### ○本計画の取組と地方創生・地域活性化

- ・ SDGs未来都市計画に掲げる課題(P6)は、現時点で顕在化している、あるいは今後深刻化する恐れのある、解決していかなければならない問題である。これら諸課題の解決に向けた取組(P12~17)は、本市の重点的なまちづくりを踏まえた、ステークホルダーと連携して、各課題に対し統合的に対処するものになっている。(例えば、「こどもの育ちをまちのみんなで支える」は、「保育所の待機児童数」と「出生数の減少」という2つの課題に対する取組になっている。)
- ・ これらの取組により、各課題が解決に向けて進むことで、住民の生活の質の向上、持続可能な地域経済が実現し、人口減少の克服と地域活力の向上という地方創生・地域活性化への大きな貢献が期待できる。
- ・ また、本市が設定するSDGsの優先的なゴール、ターゲットの達成に向け、着実に前進していくことになる。

明石市 第2期SDGs未来都市計画

令和4年●月 策定

## 市役所新庁舎整備に向けた取組について

市役所新庁舎については、国の財政支援メニューである市町村役場機能緊急保全事業を適用するため、令和4年度中の基本設計策定に向けた取組を進めているところです。

つきましては、基本設計（素案）修正版の内容及び今後の取組について報告します。

### 1 基本設計（素案）修正版について

2020年12月に作成した基本設計（素案）について、ハザードマップの改訂や基本設計（素案）に対するパブリックコメント等の市民意見を踏まえ、基本設計（素案）修正版に更新します。

#### (1) 修正の主なポイント

##### ① 防災計画・敷地計画の変更

- ア) 津波・高潮等の水害対策として、新庁舎1階床面高さを4.1mから4.4mに嵩上げ
- イ) 嵩上げによる周辺地盤との高低差は、新庁舎敷地を広げ、緩やかな勾配で解消
- ウ) 新庁舎南側に設置する、ゆずりあい駐車場台数を増設
- エ) 敷地拡大に伴い、新庁舎1・2階の床面積を広げることで、待合ロビーを拡充し、市民交流スペースやウェルカムゾーンを1階に配置

##### ② フロア構成

- ア) 本会議場を3階から6階に変更し、閉会時に市民開放を行うなど、市民に身近で親しみやすい議会を実現
- イ) 議場のフロア変更に伴い、議会機能を3階から5階に変更

##### ③ 駐車場の位置・形状

- ア) 立体駐車場の整備を取り止め、現庁舎跡地に暫定的に平面駐車場を整備

#### (2) 基本設計（素案）修正版の構成

- ① 設計コンセプト、設計方針
- ② 計画概要
- ③ 配置計画、平面計画、立面・断面計画
- ④ ユニバーサルデザイン計画
- ⑤ 防災・構造計画
- ⑥ 環境・設備計画
- ⑦ 工事工程、工事費概算

#### (3) 基本設計（素案）修正版の内容

別紙「明石市役所新庁舎建設基本設計（素案）修正版」のとおり

## 2 今後の取組について

### (1) 基本設計完了までのスケジュール

今年度中の基本設計完了に向け、以下のとおり取組を進めます。

- ・ 2022 年 12 月 基本設計(素案)修正版をホームページ等で公開
- ・ 2022 年 12 月～2023 年 1 月 基本設計策定に向けた市民参画を実施
- ・ 2023 年 3 月 基本設計(案)の報告  
基本設計完了

### (2) 基本設計策定に向けた市民参画

新庁舎は市民サービスの拠点となることから、これまで基本計画（素案）、基本設計（素案）に対する市民参画手続きを実施するとともに、広報あかしを活用した意見募集を行うなど、市民から多くの意見をいただきながら取組を進めてきたところです。

頂戴した意見を踏まえて作成した基本設計（素案）修正版について、パブリックコメントと市民説明会を実施し、頂いたご意見を基本設計（案）に反映します。

#### ① パブリックコメントの実施概要

##### ア) 実施期間

2022 年（令和 4 年）12 月 16 日（金）～2023 年（令和 5 年）1 月 20 日（金）

##### イ) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

#### ② 市民説明会の実施概要

##### ア) 実施時期

2023 年（令和 5 年）1 月中旬

##### イ) 実施方式

対面及びWEB方式

##### ウ) 実施回数、実施場所

- ・ 対面方式：5 回（明石、西明石、大久保、魚住、二見）
- ・ WEB方式：1 回

#### ③ その他の取組

- ・ 市内公共施設（コミセン、あかし市民図書館等）に基本設計（素案）修正版（概要版）を配置し、パブリックコメント・市民説明会の実施を周知



## 目次

1	設計コンセプト・設計方針	2
2	配置計画・計画概要	3
3	平面計画	4～5
4	立面・断面計画	6
5	ユニバーサルデザイン計画	7
6	防災・構造計画	8
7	環境・設備計画	9
8	工事工程・工事費概算	10

### 《基本設計（素案）修正版について》

この基本設計（素案）修正版は、2020年度に作成した基本設計（素案）について、パブリックコメントや広報あかしによる意見募集結果等を踏まえて修正を行ったものです。  
主な修正内容は以下のとおりです。

#### ① 防災対策・敷地計画

- ・津波や高潮等の水害対策として、ハザードマップの改訂内容を踏まえ、新庁舎1階床面の高さを基本設計（素案）からさらに30cm嵩上げします。
- ・新庁舎1階床面の嵩上げにより、周辺地盤との高低差が大きくなるため、バリアフリーの視点から敷地計画（道路位置）を変更します。
- ・新庁舎南側の来庁者用駐車場を拡充し、障害がある方などのための、優先駐車場の台数を増やします。
- ・敷地計画（道路位置）の変更にあわせて、新庁舎1・2階の床面積を広げることで、待合ロビーを拡充するとともに、市民交流スペースやウェルカムゾーンを1階に配置します。

#### ② フロア構成

- ・本会議場について、基本設計（素案）時点では3階としていましたが、天井高を確保するとともに、市民に身近で親しみやすい議会とするため、展望テラスや食堂と同じ6階に変更します。
- ・本会議場のフロア変更に伴い、議会機能を5階に配置します。

#### ③ 駐車場の位置・形状

- ・駐車場については、基本設計（素案）時点では、現在の議会棟位置に高さ約15mの立体駐車場を整備する計画でしたが、海側への眺望や隣接する明石港東外港地区との一体開発の計画内容が未確定であることを踏まえ、暫定的に平面駐車場を整備することとします。

# 1 設計コンセプト・設計方針

## (1) 基本理念『すべての人にやさしいスリムでスマートな庁舎』

2019年に市制施行100周年という節目の年を迎えた中、本市では、次の100年のまちづくりとして、自立した持続可能な社会の実現に向けた「SDGs 未来安心都市・明石」の創造を掲げ、「いつまでも」「すべての人に」「やさしい」まちの実現に「みんなで」取り組んでいきます。

新庁舎はその拠点となる施設であり、現在明石に暮らしている市民の皆さまはもとより、将来明石に住む方々、そして次の世代を担う子どもたちに向けた、まさに、まちの未来への贈り物となる施設です。

新庁舎整備に当たっては、単に行政の事務所としてではなく、市民サービスやまちづくりの拠点、そして「やさしいまち明石の発信拠点」となるよう、細部まで、まちづくりの理念を反映していきます。

また、事業費を抑制し、市民負担をできるだけ軽減するため、庁舎面積のコンパクト化に取り組み、スリムな庁舎を目指すとともにデジタル技術等を活用することによりスマートな庁舎を目指します。

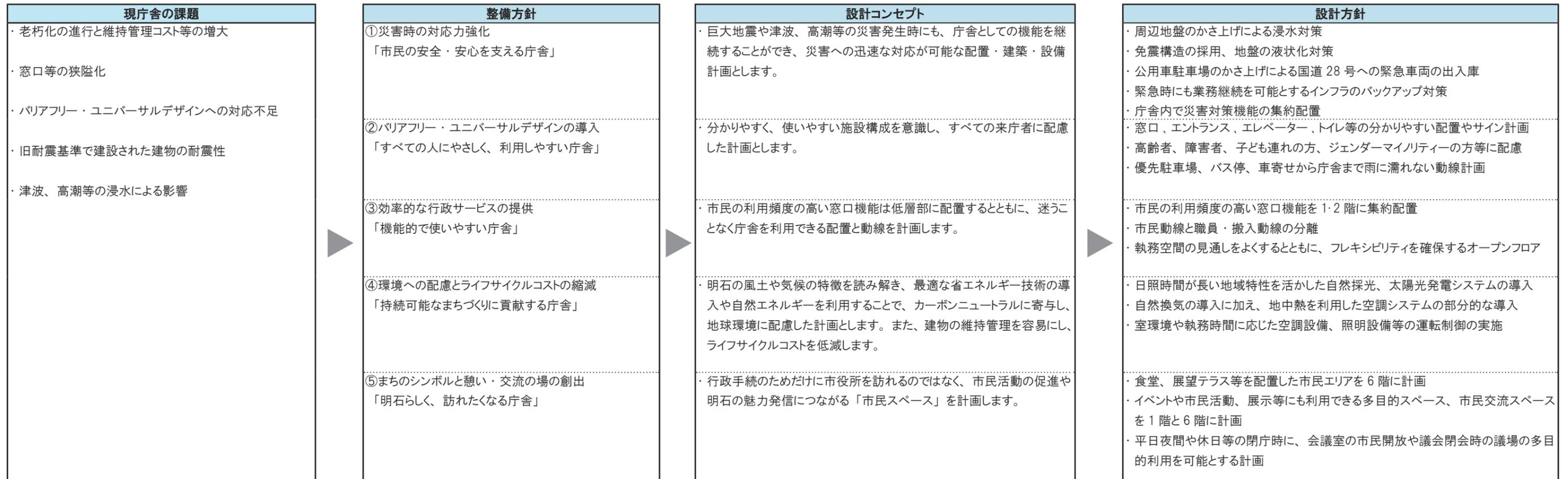
## (2) 事業スケジュール

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025-2028年度 (令和7-10年度)
設計 工事	基本設計			実施設計	建設工事・引越	既存解体 外構整備
	契約	意見 反映 ↑	意見 反映 ↑	意見 反映 ↑	施工者 選定	2027年度 供用開始
市民 参画	意見公募 (基本設計)		意見公募 (基本設計)	意見公募 (実施設計)		

【北東側外観イメージ】



## (3) 設計方針



## 2 配置計画・計画概要

### (1) 配置計画

- ・現在の立体駐車場敷地に新庁舎棟を建設し、現庁舎跡地に平面駐車場や広場を配置します。
- ・敷地内における新庁舎棟や付属棟の配置及び形状は、バス停、明石駅からの歩行者、車両の動線等を考慮して計画します。
- ・新庁舎と平面駐車場の間にバス停、タクシー乗り場、車寄せスペース等を計画します。
- ・車いす利用者等への優先駐車場は、庁舎南側エントランス近くに9台分確保します。
- ・新庁舎北側と南側に市民が憩える広場を計画します。
- ・適切な緑化計画を行い、景観に配慮した外構計画とします。

### (2) 動線計画

#### 〈歩行者動線〉

- ・来庁者のメインエントランスは、平面駐車場やバス停等に近接する庁舎南側エントランスと、国道28号からアクセスしやすい庁舎北側エントランスを設置する計画とします。
- ・庁舎の南側には歩行者専用の屋根・底下空間を計画し、来庁者が雨に濡れることなく庁舎にアクセスできる計画とします。また、敷地内の歩行者動線については、段差なく緩やかな勾配でメインエントランスまでアクセスできる計画とします。

#### 〈車両動線〉

- ・現在と同様に、国道28号とアンダーパスの双方からアクセスできる計画とします。

### (3) 駐車場計画

- ・来庁者のメイン駐車場は、構内道路を挟んだ南側に配置し、メインエントランスまでアクセスしやすい配置とします。また、市民会館でのイベント開催時や来庁者駐車場満車時には、南側広場も駐車場として利用できる計画とします。

### (4) 計画概要

【付近見取図】 scale=1/6000



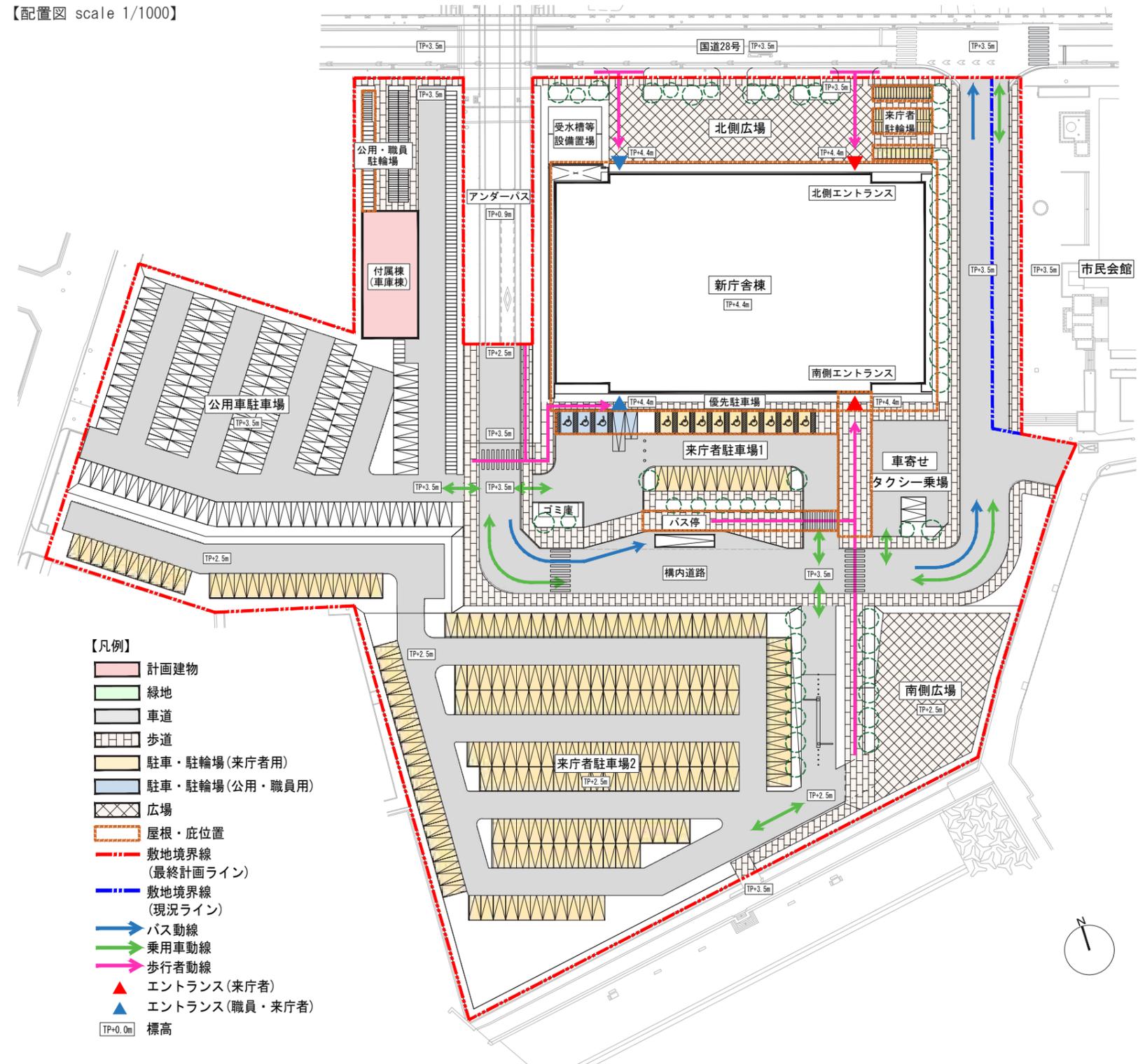
【敷地概要】	
建設地	兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
面積	23,675 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域
防火地域	準防火地域
建ぺい率	80%
容積率	300%
道路幅員	北側 12.75 m、西側 14.0 m

【新庁舎棟 施設概要】	
主要用途	市庁舎 (事務所)
工事種別	新築
構造	鉄骨造
建築面積	3,875 m <sup>2</sup>
延床面積	20,545 m <sup>2</sup>
階数	地上6階 塔屋1階
最高高さ	32.5 m

【付属棟 (車庫棟) 施設概要】	
主要用途	自動車車庫
工事種別	新築
構造	鉄骨造
建築面積	324 m <sup>2</sup>
延床面積	324 m <sup>2</sup>
階数	地上1階
最高高さ	4.8 m

【駐車・駐輪台数】			
〈来庁者用〉		〈職員通勤用〉	
駐車場1	20台	駐車場	138台
(内9台優先駐車場)		自転車駐輪場	14台
自転車駐輪場	60台	(ラック式)	
(平置き式)		バイク駐輪場	20台
バイク駐輪場	13台	自転車駐輪場	100台
		(ラック式)	
		バイク駐輪場	100台

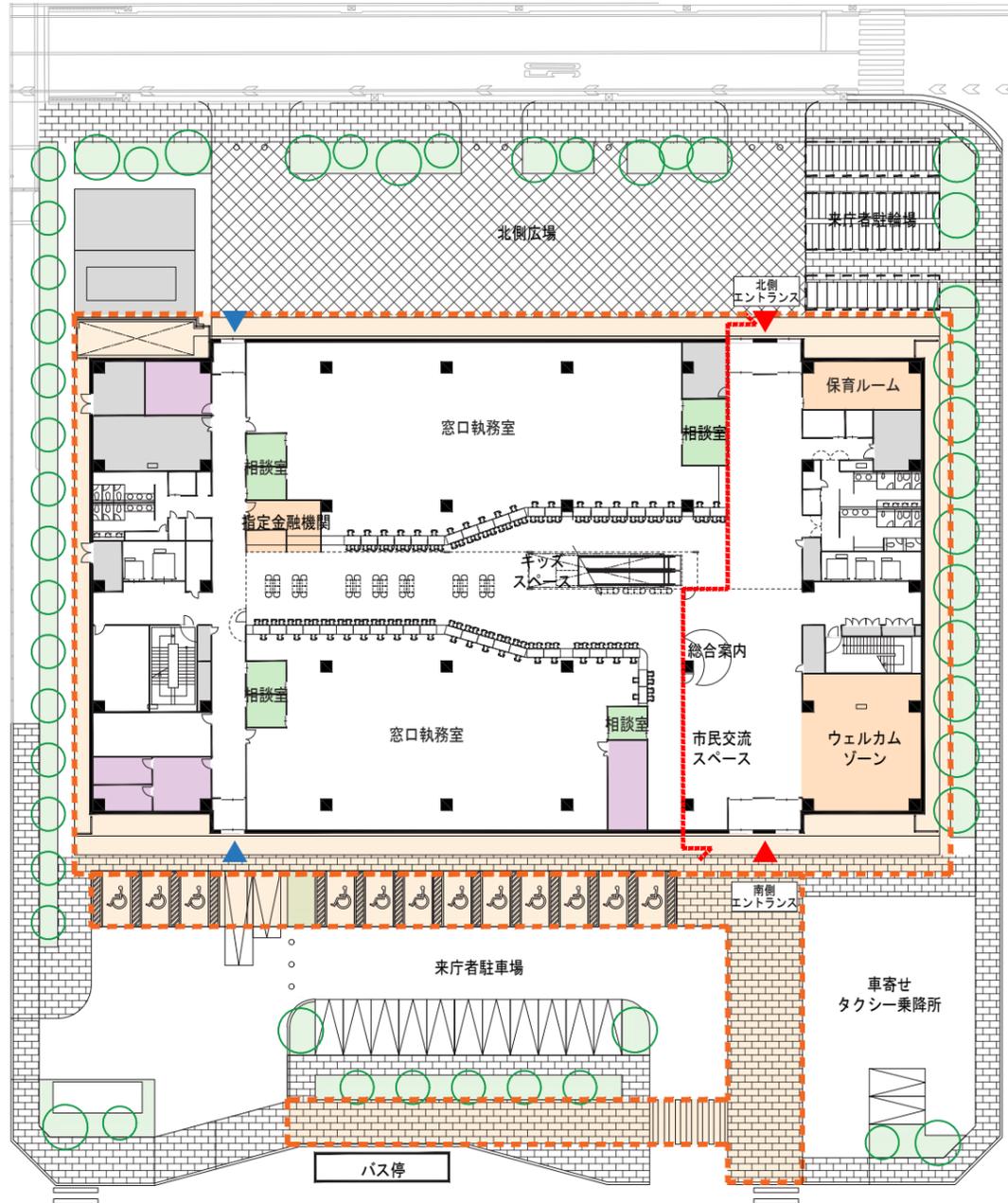
【配置図 scale 1/1000】



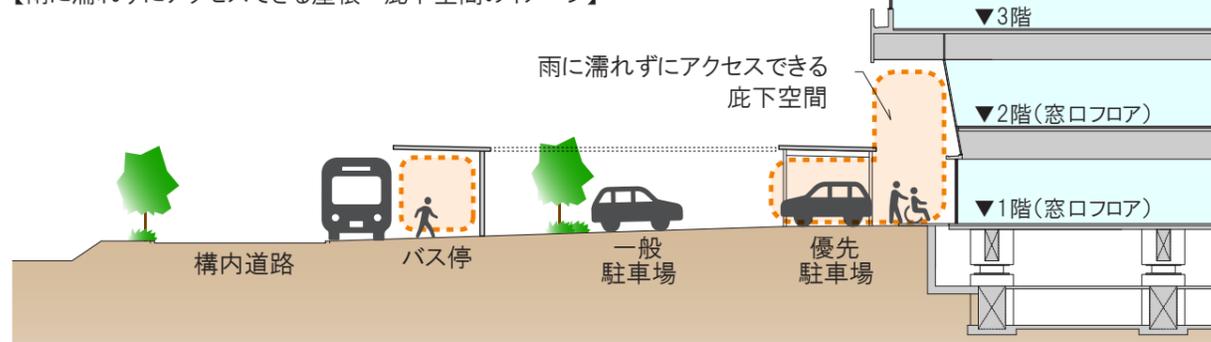
- 【凡例】
- 計画建物
  - 緑地
  - 車道
  - 歩道
  - 駐車・駐輪場 (来庁者用)
  - 駐車・駐輪場 (公用・職員用)
  - 広場
  - 屋根・庇位置
  - 敷地境界線 (最終計画ライン)
  - 敷地境界線 (現況ライン)
  - バス動線
  - 乗用車動線
  - 歩行者動線
  - ▲ エントランス (来庁者)
  - ▲ エントランス (職員・来庁者)
  - TP+0.0m 標高

### 3 平面計画

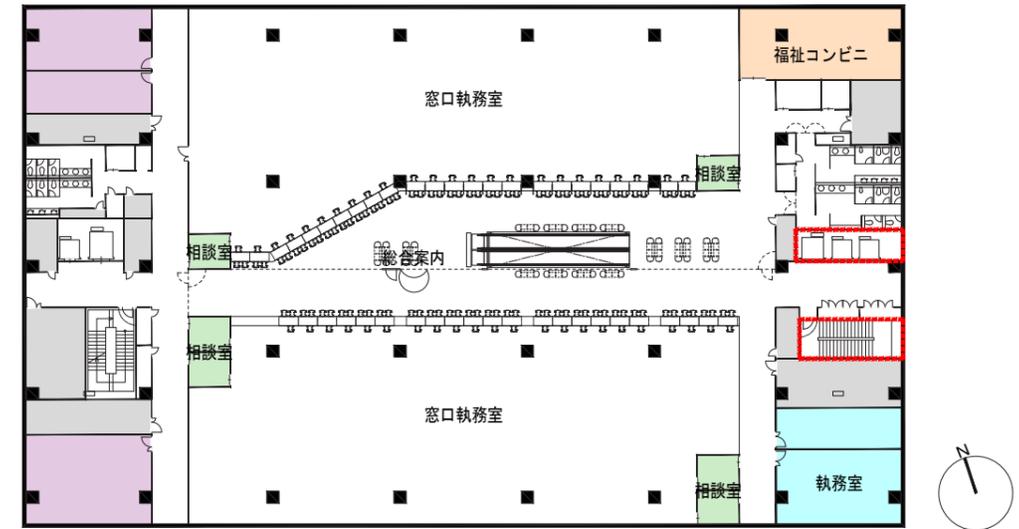
【1階平面図 scale 1/600】



【雨に濡れずにアクセスできる屋根・底下空間のイメージ】



【2階平面図 scale 1/600】



【凡例】

- |         |        |                    |             |
|---------|--------|--------------------|-------------|
| 執務室     | 市民スペース | 階段・エレベーター・エスカレーター  | 出入口(来庁者)    |
| 相談室・会議室 | 議会     | 倉庫・書庫・機械室          | 出入口(職員・来庁者) |
| 市長室・特別職 | 諸室     | セキュリティライン(休日開放エリア) | 底下空間        |

#### ■ 1・2階 窓口フロア

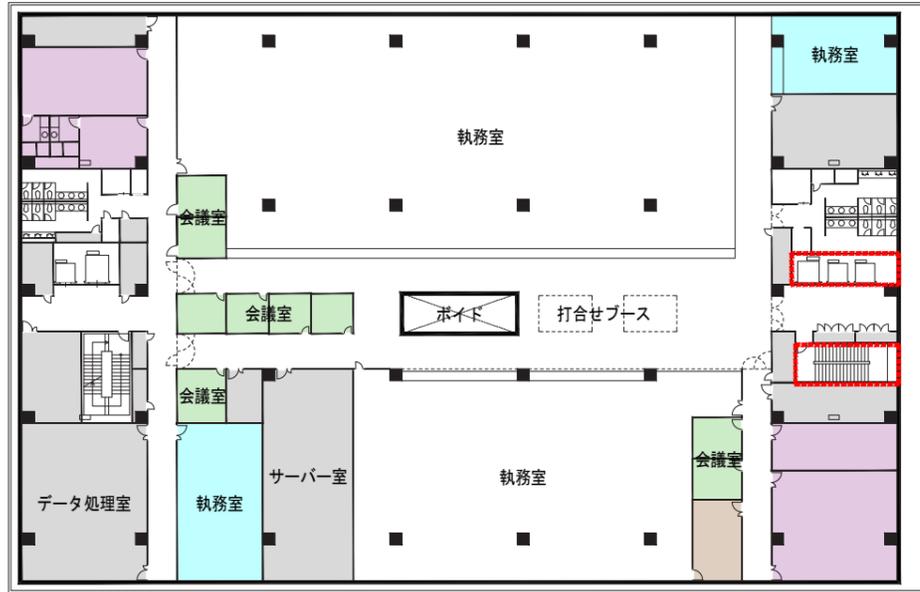
- ・市民が訪れやすい1・2階に広い窓口エリアを確保し、窓口機能を集約して市民サービスの向上につなげます。
- ・窓口を見通せる待合ロビーを計画し、中央に総合案内受付を設け、来庁者へのわかりやすさに配慮します。
- ・市民交流スペースやウェルカムゾーンでは、市民がゆったりと待ち時間を過ごせる空間を計画します。
- ・1・2階の移動には、階段やエレベーターに加えエスカレーターを設置し、市民が行き来しやすい空間とします。
- ・子育て関連部署の近くに、保育ルームやキッズスペースなど子育て世代に配慮したスペースを計画します。

#### ■ 窓口機能の考え方

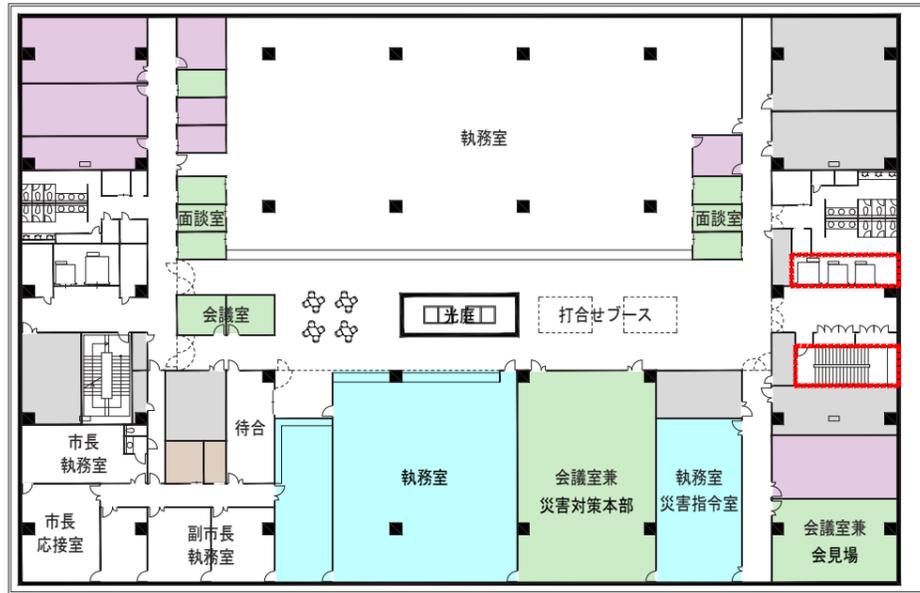
- ・窓口の両端に相談室を設け、ブース付きカウンターを設置することで、プライバシーに配慮した市民対応を可能とします。
- ・窓口カウンターは、車いす利用者にも使いやすい高さ、形状とします。
- ・各窓口に番号案内システムを設置し、窓口以外の場所での待ち状況の確認やメール等によるお知らせ機能の導入について検討します。
- ・市役所(本庁舎)に来庁しなくても手続きできることが増えるよう、オンライン申請の拡充などを検討します。
- ・現在、複数の窓口での手続きが必要となっているライフイベント(転入、おくやみ等)について、来庁者の負担軽減のため、「移動しなくてよい窓口」や「書かなくてよい窓口」の実現を検討します。

### 3 平面計画

【4階平面図 scale 1/600】



【3階平面図 scale 1/600】



【凡例】

- 執務室
- 相談室・会議室
- 市長室・特別職
- 市民スペース
- 議会
- 諸室
- 階段・エレベーター・エスカレーター
- 倉庫・書庫・機械室
- セキュリティライン(休日開放エリア)

#### ■ 3・4階 執務フロア

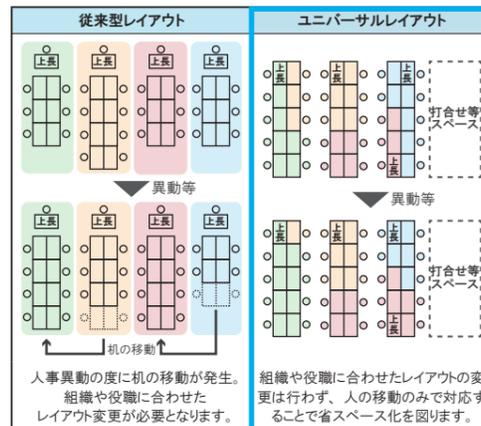
##### 〈執務（一般）エリア〉

- ・ 執務エリアは仕切りの無いオープンフロアとし、ユニバーサルレイアウトを採用することで、執務室面積を縮減するとともに、組織改編やレイアウト変更に柔軟に対応できる計画とします。
- ・ 中央に設けた待合ロビーによりフロアの見通しを良くします。また、ブースや机・椅子を配置し、打合せスペースとしても空間を活用します。

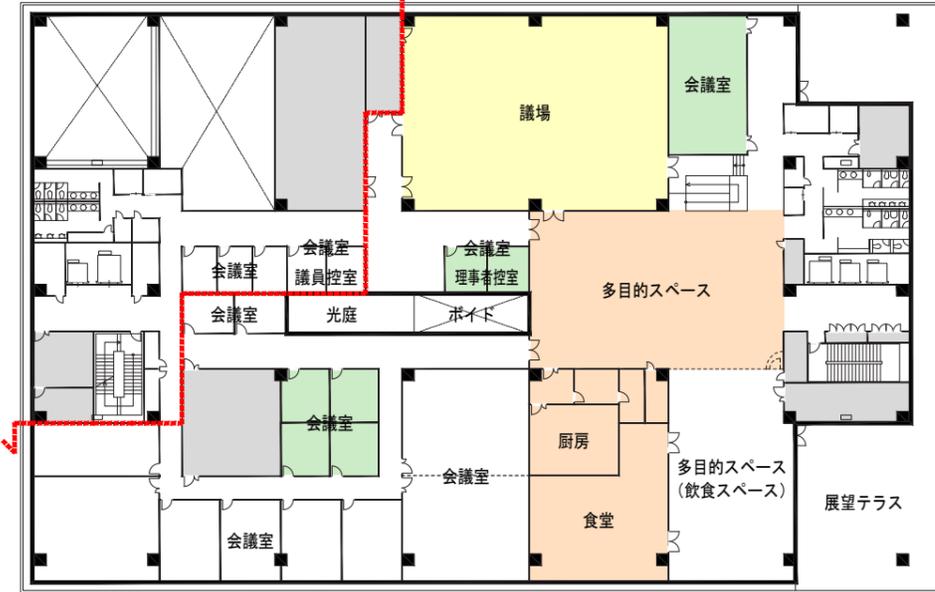
##### 〈執務（災害対策本部）エリア〉

- ・ 災害時に迅速かつ的確な指揮命令を行うため、市長室と災害対策本部を近接した配置とします。また、災害対策本部は、平時は会議室として利用できる計画とします。

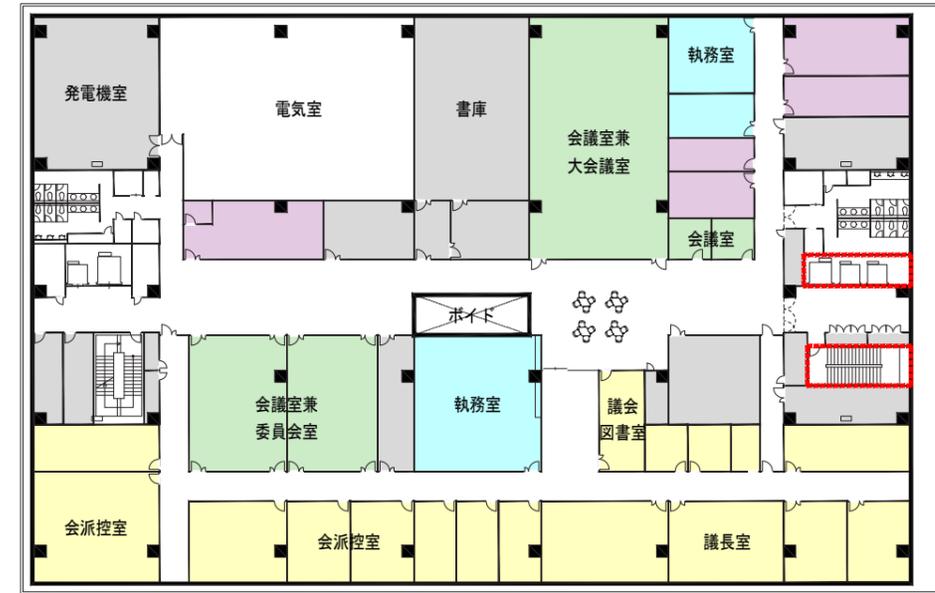
#### 【ユニバーサルレイアウトのイメージ】



【6階平面図 scale 1/600】



【5階平面図 scale 1/600】



#### ■ 5階 議会フロア

- ・ 各会派控室は可動間仕切りを採用することで、人数の変動に柔軟に対応できる計画とします。
- ・ 議会大会議室や委員会室は、議会閉会時は会議室として利用できる計画とします。

#### ■ 6階 市民エリア・議場

##### 〈市民エリア〉

- ・ 明石海峡大橋や淡路島の眺望を望める南東側に展望テラスと食堂を配置します。
- ・ 多目的スペースには飲食スペースや市民活動スペースなど、市民が憩い集える場を計画します。また、イベント会場や臨時的な窓口・執務室としても活用できる計画とします。
- ・ 会議室を一部市民開放し、平日夜間や休日に市民活動等に利用できる計画とします。

##### 〈議場〉

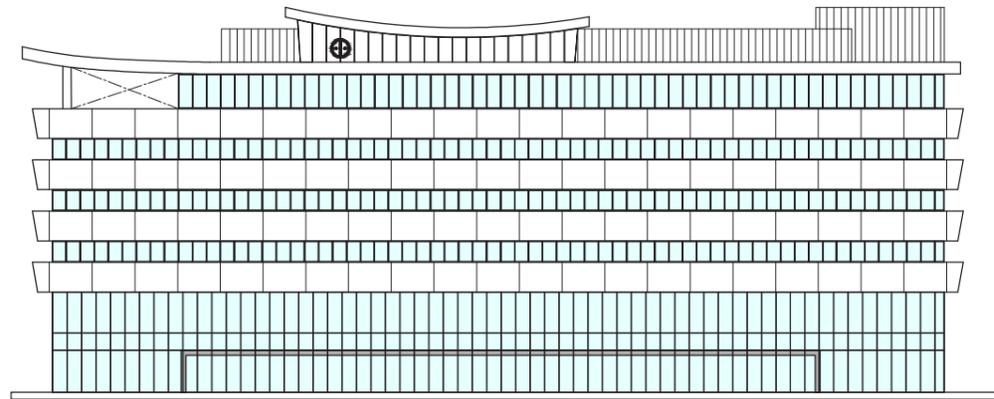
- ・ 議場はフラットな床や可動席の採用を検討し、議会閉会時の市民開放を可能とする計画とします。
- ・ 傍聴席には車いす利用者スペース、難聴者へ配慮した設備を設け、誰もが利用しやすい計画とします。
- ・ 市民開放エリアとの境界は、扉やパイプシャッター等を用いて区画する計画とします。また、セキュリティ強化のため、扉の施錠にICカードを用いることを検討します。

## 4 立面・断面計画

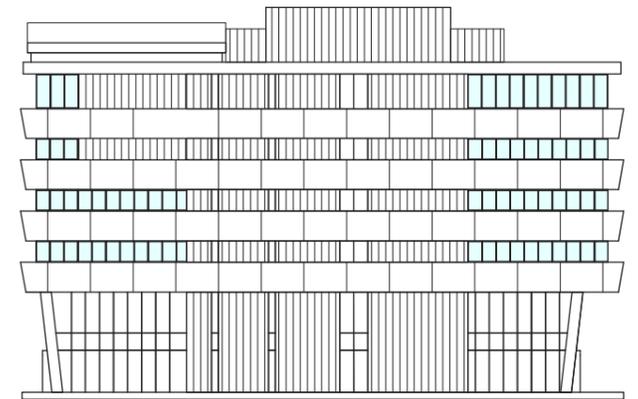
### (1) 立面計画

- ・ 建築面積を大きく確保し、建物を低層化することで、周辺建物から突出した規模にならないように配慮します。
- ・ 上層階はバルコニーと横連窓により、大きな面を作らないようにすることで、まちに対する圧迫感を軽減する計画とします。
- ・ 色調は周辺の建物からベースカラーを白系とし、海際の景観に調和し爽やかな印象を与える計画とします。
- ・ 低層部の外装材にガラスを多く用いることで開放感を生み、市民が入りやすい雰囲気を作ります。
- ・ 屋上の屋根形状にアクセントをつけ、「軽快さ」と庁舎としての「ランドマーク性」を持たせます。
- ・ 外装材は塩害とメンテナンス性を考慮してコンクリート系の素材を選定することで、海沿いの環境に対応し長寿命化を図ります。また、上層階のバルコニーはメンテナンス用としても機能し、建物の維持管理コストの縮減に寄与します。

【北側立面図 scale 1/600】



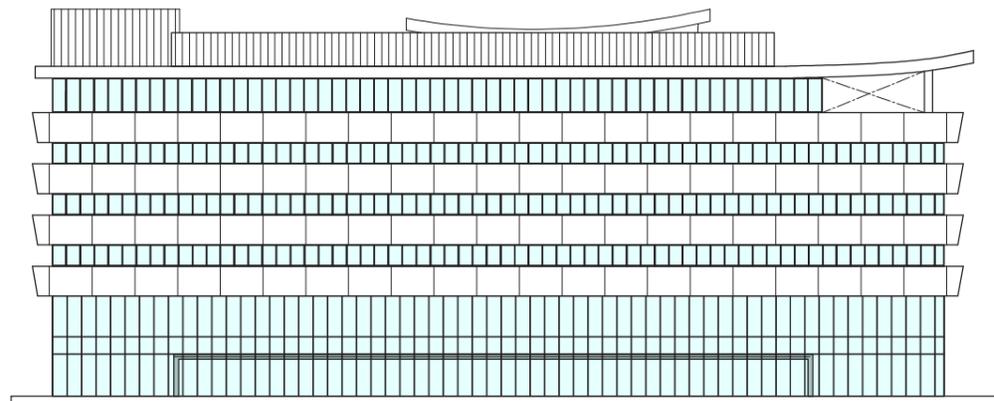
【西側立面図 scale 1/600】



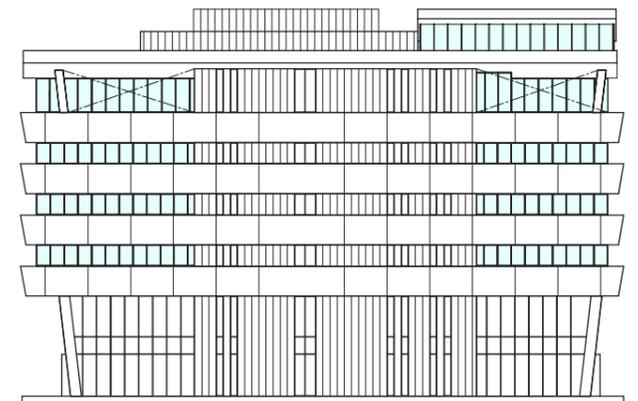
### (2) 断面計画

- ・ 階高は、適切な高さ設定を行い、経済性に配慮した計画とします。
- ・ 1・2階の外壁位置を上階に比べて内側に寄せることで、来庁者駐車場や車寄せ等に必要な外部空間を確保します。
- ・ 基礎面積を小さくすることで、免震装置の設置数量を低減し、コスト抑制を図ります。
- ・ 低層化により階段・エレベーター等の共用部の面積を抑え、スペースの効率化を図ります。

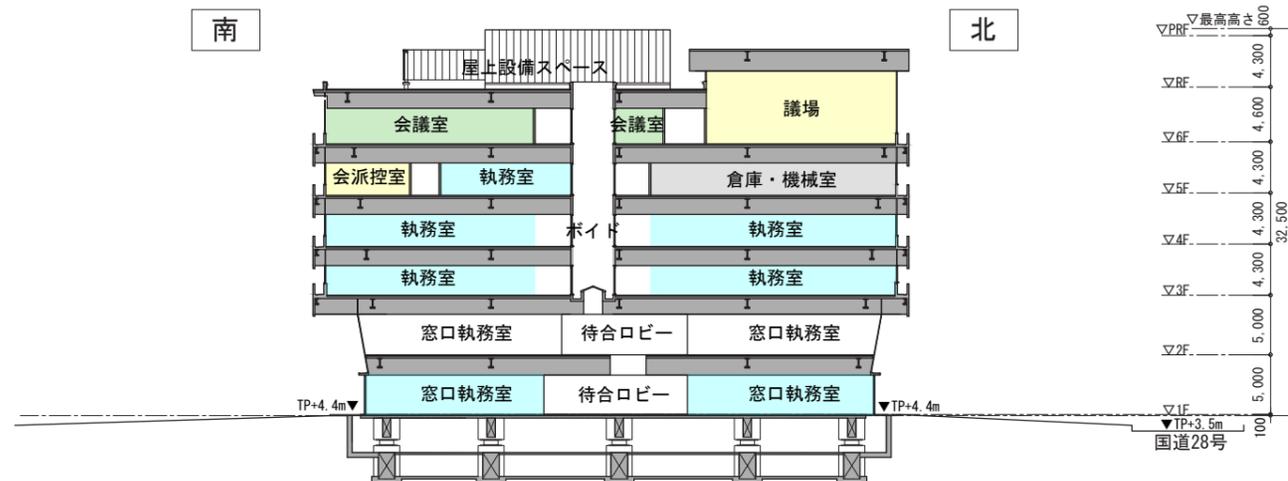
【南側立面図 scale 1/600】



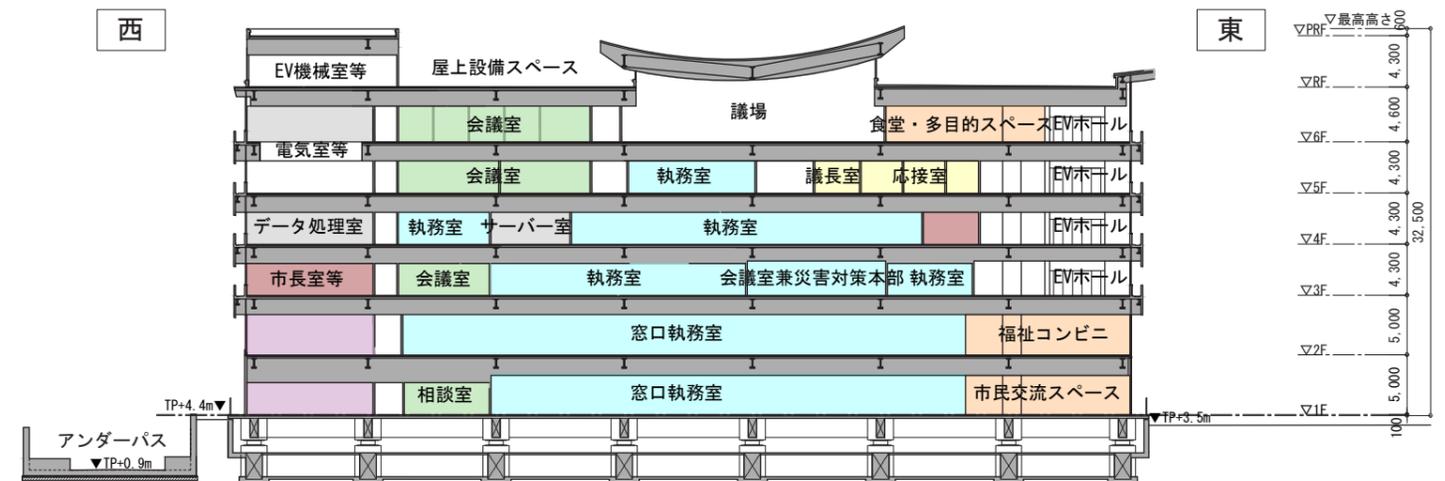
【東側立面図 scale 1/600】



【南北断面図 scale 1/600】



【東西断面図 scale 1/600】



【凡例】

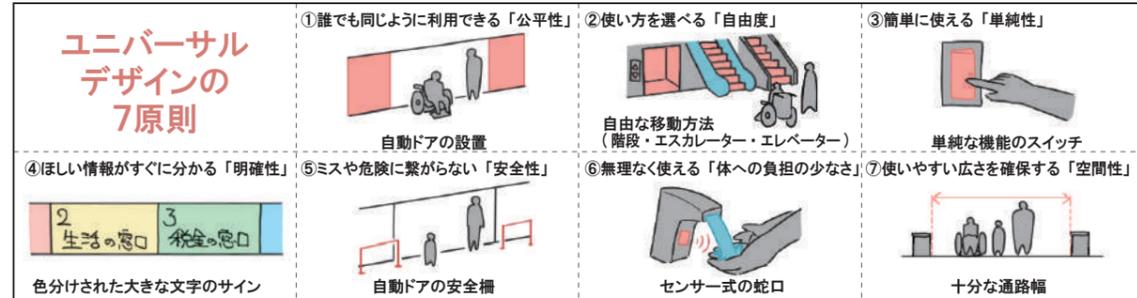
- |           |             |      |
|-----------|-------------|------|
| ■ 執務室     | ■ 市民スペース    | ■ 議会 |
| ■ 相談室・会議室 | ■ 倉庫・書庫・機械室 | ■ 諸室 |
| ■ 市長室・特別職 |             |      |

## 5 ユニバーサルデザイン計画

### (1) 基本方針

- ・高齢者や障害者、子ども連れの方、外国人等、様々な来庁者に配慮した計画により、来庁者にとってわかりやすく、利用しやすい庁舎とします。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき誰にも優しい新庁舎の整備を行います。

【ユニバーサルデザインの7原則※】



※ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長を務めたロナルド・メイ氏等がまとめた、ユニバーサルデザインの基本的な考え方

### (2) 施設計画における配慮

#### 〈駐車場・車寄せ〉

- ・庁舎に近接した位置に車いす利用者等への優先駐車スペースを設けます。
- ・車いす利用者等の優先駐車スペース及び車寄せは、屋根や底下空間により、雨に濡れずに庁舎にアクセスできる計画とします。

#### 〈通路・動線〉

- ・車いすやベビーカー利用者に配慮したゆとりある廊下幅とします。
- ・見通しのよい通路、待合ロビーを窓口の中心に設けることで、目的地までの視認性を確保し、来庁者が迷わずに目的の場所にアクセスできる計画とします。

#### 〈エレベーター・エスカレーター・階段〉

- ・車いす利用者や視覚・聴覚障害者に対応したエレベーターを設置します。
- ・ベビーカー、車いす利用者等の優先エレベーターを1台設置します。
- ・1階と2階を繋ぐエスカレーターを設置し、2階にアクセスしやすい計画とします。
- ・階段は子どもや高齢者に配慮した勾配の緩やかな階段とし、二段手すりを設置します。

#### 〈トイレ計画〉

- ・多機能トイレを各階2か所に設置します。
- ・来庁者利用の多い1・2・6階には、男女トイレそれぞれにオストメイト対応ブースや子ども連れ配慮ブースを設け、利用者が多機能トイレに集中しない計画とします。
- ・1・2・6階には性別等に関わらず、すべての人が利用できる広めのトイレを設置します。

#### 〈キッズスペース・授乳室〉

- ・1・2階に授乳室を設置します。おむつ替えや衣類交換を行える広さを確保し、流し設備や調乳用温水器などを設けます。
- ・子育て関連部署のある1階には保育ルームや、待合ロビー内にキッズスペースを設けます。

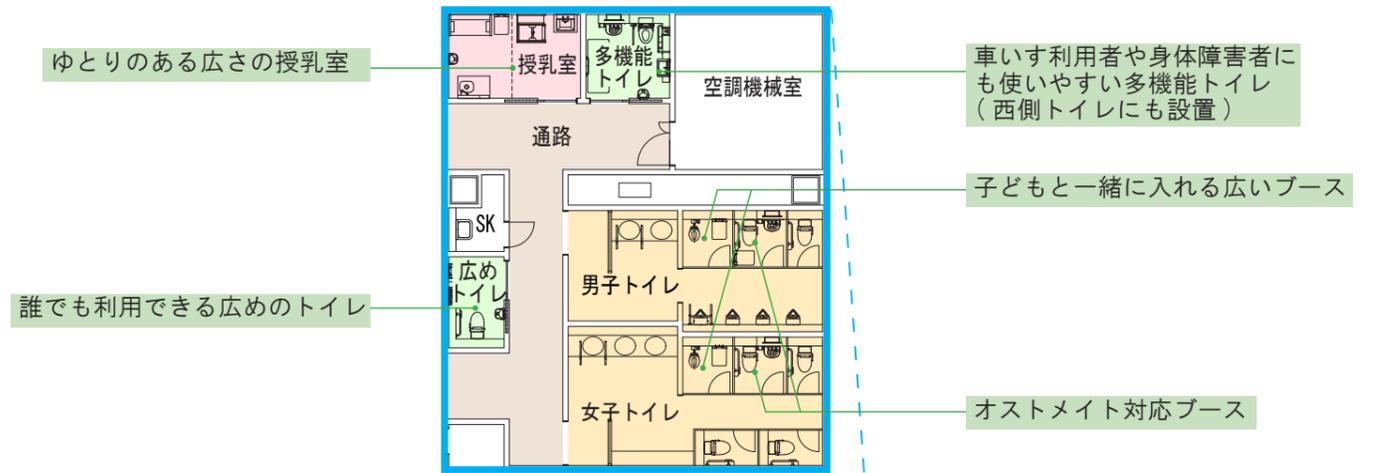
#### 〈サイン計画〉

- ・サイン表示は、数字やイラスト等によるわかりやすいピクトグラムを併用します。
- ・窓口毎にサインを色分けするとともに、弱視者や高齢者に配慮した色彩、文字の大きさとし、ふりがなの記載や多言語の併記など、外国人にもわかりやすいサイン計画とします。

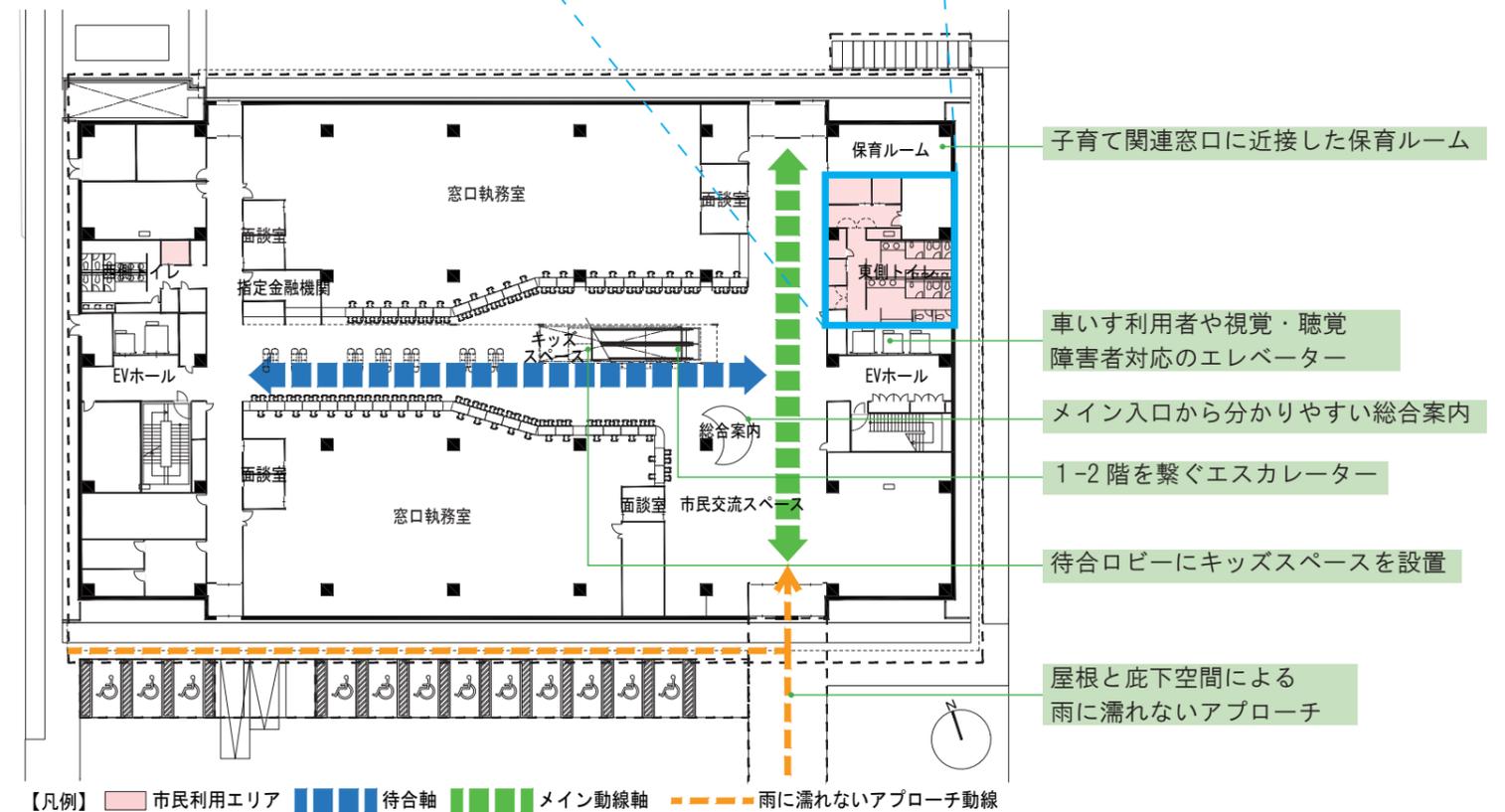
#### 〈窓口〉

- ・総合案内受付は、メインエントランスからわかりやすく、フロア全体を見渡せる位置に配置します。
- ・窓口カウンターは、車いす利用者にも使いやすい高さ・形状とします。
- ・プライバシーに配慮したブース付きカウンターや個室の相談室を設けます。

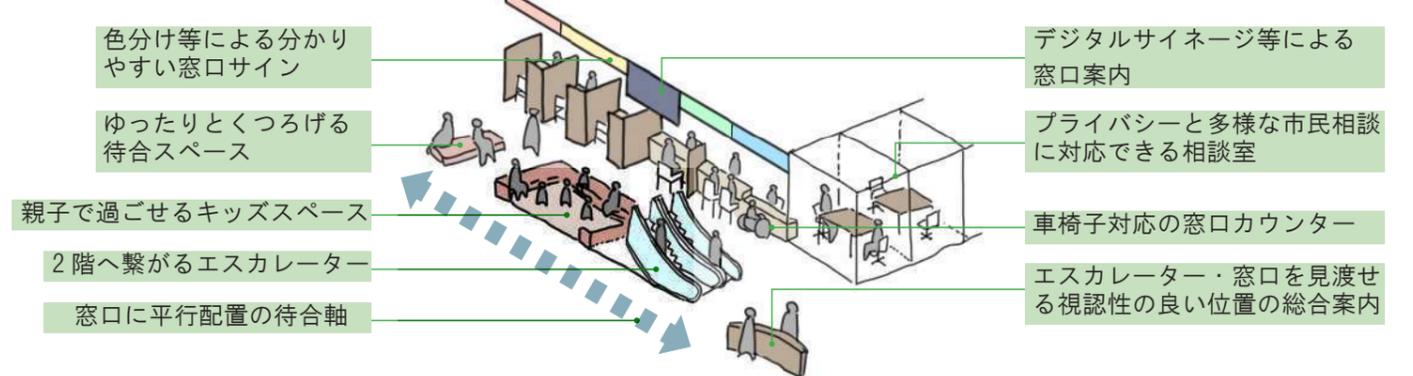
【トイレ拡大図 scale 1/200】



【1階平面図 scale 1/600】



【使いやすい窓口・ロビー空間のイメージ】



## 6 防災・構造計画

### (1) 基本方針

- ・巨大地震や津波、高潮等のあらゆる災害に対しても庁舎としての機能を維持し、継続的に活動できる安全性、耐久性に優れた庁舎とします。

### (2) 災害に強い庁舎

#### ①大地震にも庁舎機能を維持する構造計画

- ・庁舎の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」等に基づき、最高水準（Ⅰ類）の安全性を確保するように計画します。
- ・南海トラフ地震が発生した場合にも庁舎全体の機能を維持できるように免震構造を採用し、1階床下に免震層を設ける「基礎免震構造」により建物全体を免震化します。
- ・免震層は、万が一の浸水に備え、耐浸水性に優れた免震装置を採用します。
- ・基礎下は深層地盤改良とし、建物荷重を支持するとともに液状化を抑制します。

#### ②様々な災害に対応した防災対策

##### 〈水害対策〉津波・高潮に配慮したレベル設定（浸水防止設定レベル）

- ・外構レベルについては、津波による浸水（浸水レベル1）を考慮し、国道28号と同レベルのTP（東京湾平均海面）+3.5m、1階床レベルは津波・高潮・明石川の河川氾濫（1000年に一度の災害）、堤防の決壊による浸水（浸水レベル2）を考慮し、TP+4.4mに設定します。
- ・サーバー室や電気室、機械室を浸水の危険性がない4・5階に配置します。

##### 〈その他対策〉

- ・各階外周部に設置したバルコニーは、避難はしごを設置するなど、緊急時の避難バルコニーとして利用できるように計画とします。

### (3) インフラのバックアップ対策

#### 〈電気設備〉

- ・災害時に必要となる非常用発電機を運転するため、最大3日間の燃料を常時備蓄します。また、非常用発電機は、燃料を補給することで、1週間の連続運転が可能な計画とします。

#### 〈給水対策〉

- ・受水槽（飲料水等）、雑用水槽（トイレ洗浄水等）には、災害時4日分の水源を確保します。

#### 〈排水設備〉

- ・緊急用排水槽を設け、下水道破断時でもトイレ等を使用できる計画とします。

#### 〈空調・換気設備〉

- ・インフラの途絶時でも、主要な室である災害対策本部、サーバー室等は、空調設備が運転可能となる計画とします。

#### 〈通信設備〉

- ・通信設備は、一般電話回線、携帯電話、兵庫県衛星通信ネットワーク、防災行政無線等の複数の通信手段を確保し、災害時の通信途絶を防ぐ計画とします。

### (4) 災害対策拠点としての機能

#### ①防災対策機能の確保

- ・災害時に迅速かつ的確な指揮命令を行うため、市長室と災害対策本部を近接した配置計画とします。
- ・災害対策本部には、被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、分析、対策を可能とする映像音響設備及び通信設備を設置します。

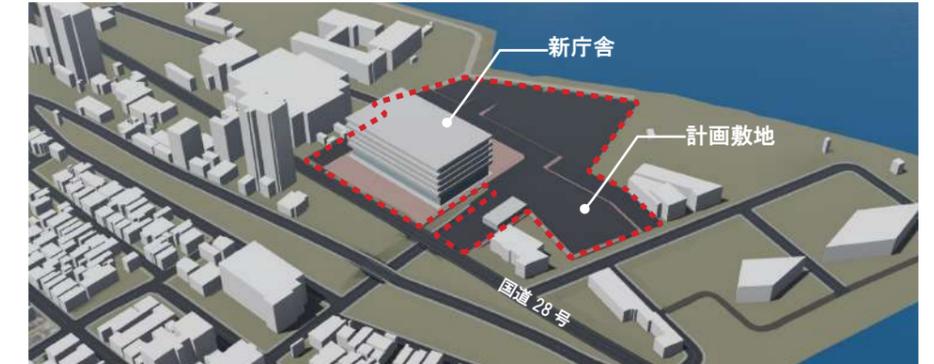
#### ②緊急時の車両動線確保

- ・公用駐車場はTP+3.5mのレベルで計画し、災害時に迅速な対応を可能とします。

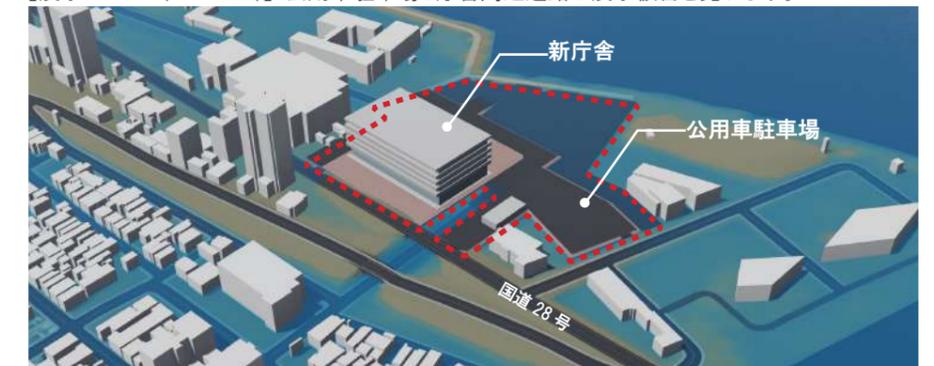
### (5) 浸水シミュレーション

- ・津波や想定し得る最大規模の高潮による水害について、計画地周辺の浸水状況をシミュレーション※により確認します。シミュレーション結果は以下の通りです。  
※敷地形状モデルは国土地理院の基盤地図情報数値標高モデルを基に作成しています。  
※新庁舎の床レベルは本書に記載の内容で作成しています。  
※高潮は中心気圧910hPaの台風（発生確率は500-4000年に1回程度）が減衰せずに接近し、堤防等のすべての防護施設が破壊される想定で作成しています。

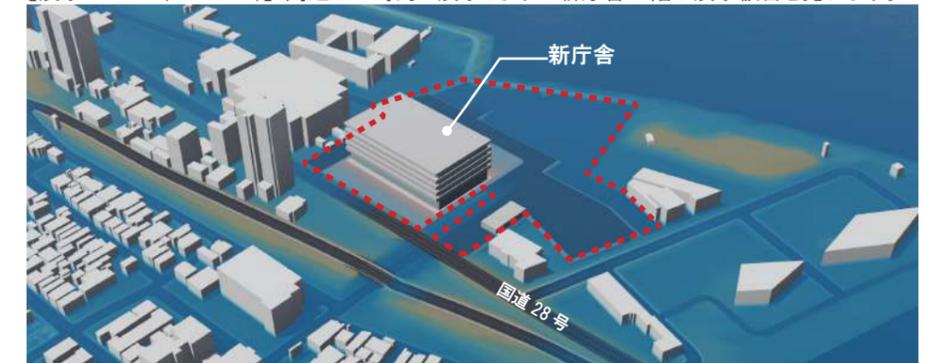
#### 【平常時】



【浸水レベル1(TP+3.0m)】 公用車駐車場と庁舎周辺道路は浸水被害を免れます。



【浸水レベル2(TP+4.4m)】 周辺は一時的に浸水しますが新庁舎1階は浸水被害を免れます。



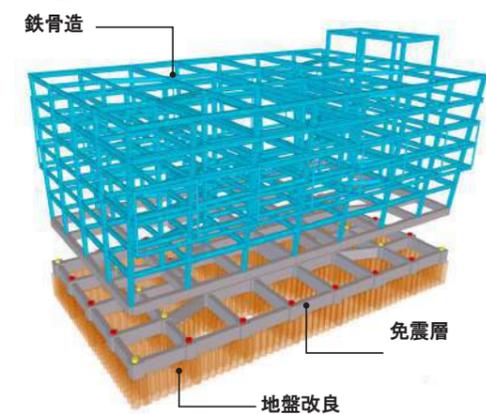
【浸水発生から12時間後】 浸水レベルが国道28号の標高(TP+3.5m)未滿となります。



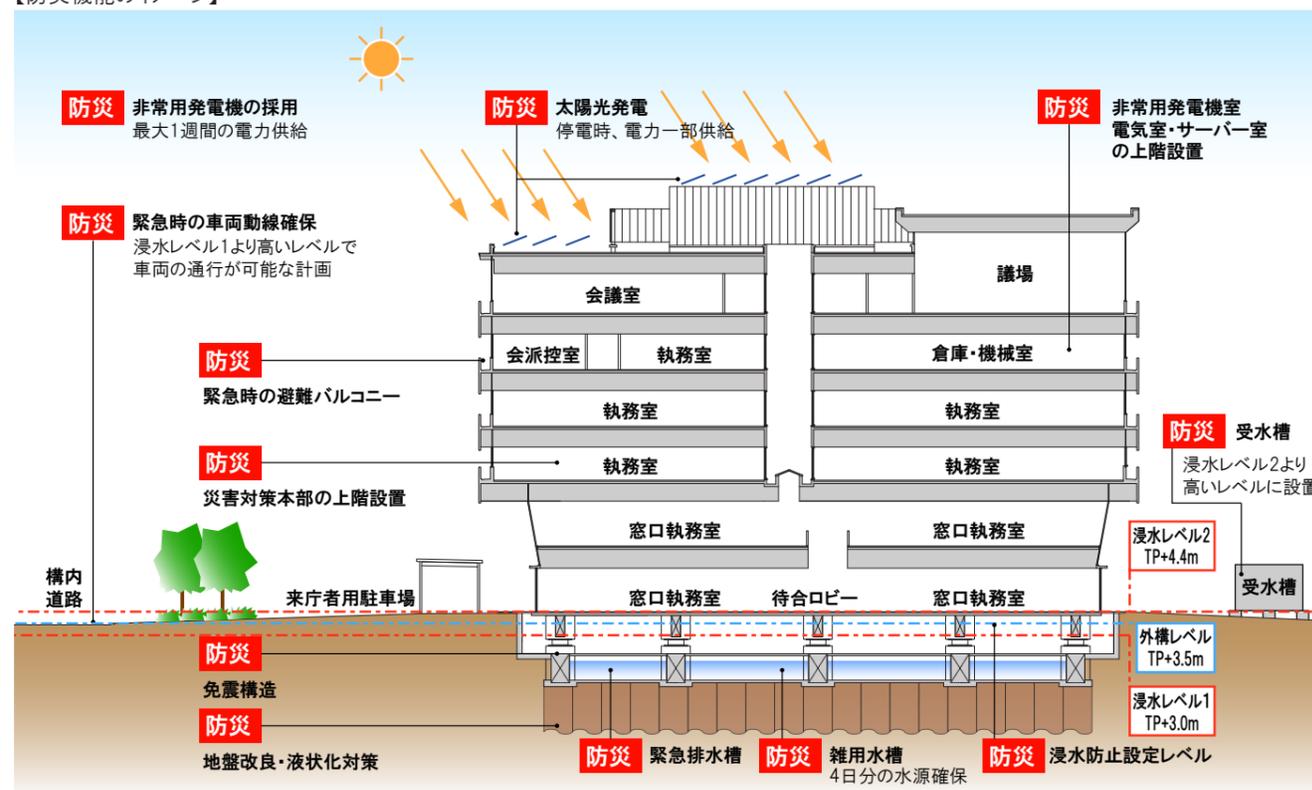
#### 【耐震安全性の分類】

耐震安全性の分類	大地震動に対する構造体の耐震安全性の目標
Ⅰ類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能が図られるものとする。
Ⅱ類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
Ⅲ類	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。

#### 【構造イメージ】



#### 【防災機能のイメージ】



## 7 環境・設備計画

### (1) 基本方針

- ・明石の風土や気候の特徴を読み解き、最適な省エネルギー技術の導入や自然エネルギーを利用し、カーボンニュートラルへ寄与した地球環境に配慮した計画とします。
  - ・建物の維持管理を容易にし、ライフサイクルコストを低減します。
  - ・換気能力を強化する等、感染症対策を検討します。
  - ・ZEB Ready<sup>※</sup>の認証取得を目指します。
- ※基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。

### (2) 地域に根差した環境配慮型庁舎

#### ①明石の気候・風土の特徴を活かした省エネルギー庁舎

##### 〈建築計画〉

- ・北東からの卓越風（季節風）により、ボイド（吹抜空間）を利用した自然換気を行います。また、ボイドは自然採光にも用います。
- ・熱負荷の大きい東西の空間をコア（エレベーターや階段、機械室、トイレ等の空間）で構成し、建物中央の居室部分の熱負荷を低減します。
- ・南からの直射日光による建物への熱負荷を低減するためにバルコニーの設置や高断熱の建材を用います。また、バルコニーは建物の維持管理にも利用することで、メンテナンス性に配慮した計画とします。
- ・屋上緑化を行うことで、緑化土壌の断熱効果による屋内の温度上昇を抑制でき、また植物の蒸散作用による屋外空間の温度上昇の緩和効果も期待できます。

##### 〈機械設備計画〉

- ・機械換気に加え自然換気も活用することで、中間期（春・秋）の空調負荷を低減します。
- ・年間を通じて安定した温度の地中熱を利用した空調システムを部分的に導入し、空調負荷を低減します。
- ・雨水貯留槽を用い、トイレや散水などの雑用水として利用します。

##### 〈電気設備計画〉

- ・日照時間が長い地域特性を活かし、自然採光や太陽光発電システムを導入し、消費電力を低減します。
- ・長寿命で消費電力の少ないLED照明器具を主体とした照明計画とします。

#### ②省エネルギーに対する将来的な取組

- ・最適な設備の運転管理を行うBEMSの導入により、エネルギーの無駄をなくし、消費エネルギーを低減します。
- ・エネルギーの見える化により、省エネルギーへの意識の向上を図ります。

### (3) 電気設備計画

#### ①電気設備計画方針

- ・太陽光発電設備で自然エネルギーの利用を行います。
- ・高効率機器（高効率変圧器、LED照明）を採用します。
- ・省エネルギーに配慮した照明制御方式（人感センサーによる点滅、昼光による減光、タイマー制御、点灯区分の細分化）を採用します。

#### ②電気設備計画概要

受電方式	：高圧1回線受電（地中引込）
受変電設備	：変圧器容量 3500kVA
電力貯蔵設備	：非常用照明・直流電源装置・受変電設備用直流電源装置
発電設備	：非常用発電機 ディーゼル発電機 1000kVA 太陽光発電設備 50kw
電灯設備	：LED一般照明 誘導灯・非常照明設備
雷保護設備	：新JISレベルIV
通信設備	：電話設備、情報通信設備、映像音響設備、監視カメラ設備、防犯入退室管理設備、窓口番号案内設備、誘導支援設備（音響誘導、文字表示）、駐車場管制設備
火災報知設備	：自動火災報知設備、非常放送設備

### (4) 機械設備計画

#### ①機械設備計画方針

- ・高効率な機器（空調機・ポンプ）を導入します。
- ・ポンプ、送風機のインバーター制御により、搬送動力の低減を図ります。
- ・節水型の器具を採用し、雨水利用を行うことで、水資源の有効活用を行います。
- ・運転管理のしやすいシンプルなシステム、汎用品の採用、耐久性の高い機器・材料の採用により、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。
- ・主な設備機器スペースを屋上に設け、更新（入替え）が容易な計画とします。

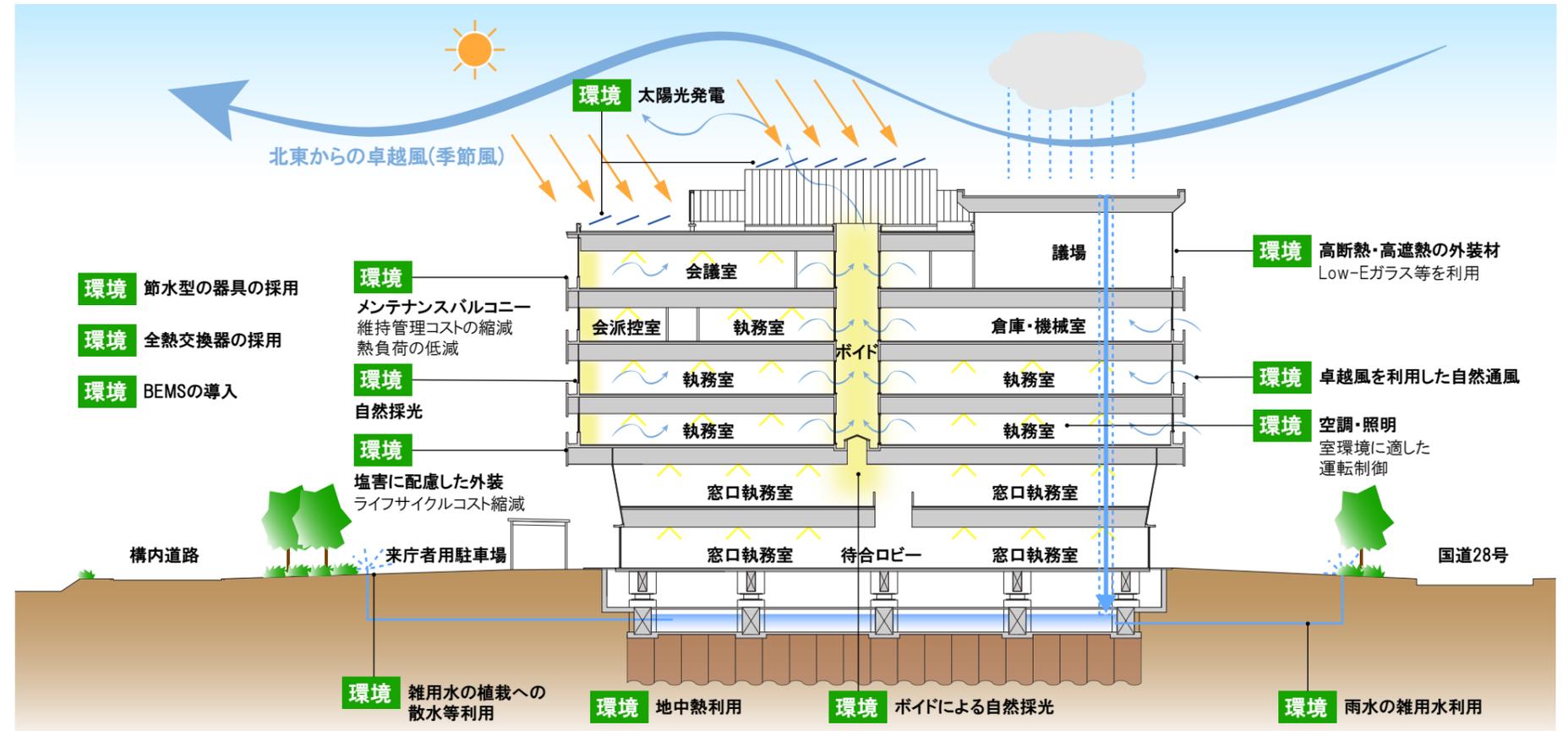
#### ②空気調和設備計画概要

空調設備	：執務室 空冷式パッケージエアコン（電気）+ 全熱交換ユニット 会議室 空冷式パッケージエアコン（電気・ガス）+ 全熱交換ユニット 1F 市民ロビー 地中熱利用型パッケージエアコン 電気室・サーバー室等 設備用エアコン
自動制御設備	：パッケージエアコンの集中監視制御
換気設備	：第1種換気、第3種換気
排煙設備	：自然排煙、一部機械排煙

#### ③給排水衛生設備計画概要

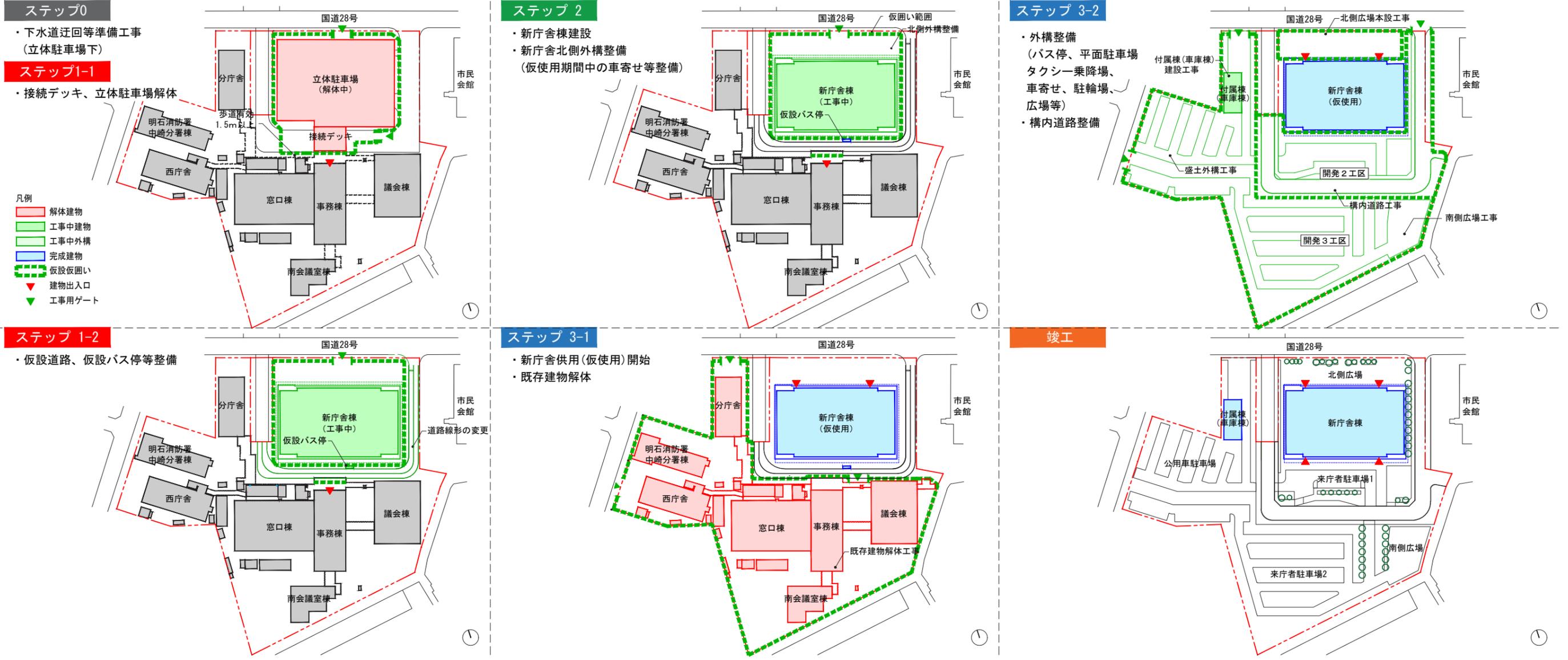
衛生器具設備	：節水型器具
給水設備	：上水（市水）・雑用水（雨水＋市水）2系統 給水方式 上水 受水槽＋加圧給水ポンプ方式 雑用水 雑用水槽＋加圧給水ポンプ方式 災害時に備え、4日分の上水・雑用水を確保
排水設備	：屋内・屋外共 汚水・雑排水合流、雨水分流方式 災害時に備え、7日分の緊急排水槽を確保
給湯設備	：電気温水器、ガス給湯器による局所給湯方式
消火設備	：全館 消火器、屋内消火栓設備 3階以上 連結送水管設備
ガス設備	：都市ガス 13A 空調熱源、厨房、給湯に供給

【環境計画のイメージ】

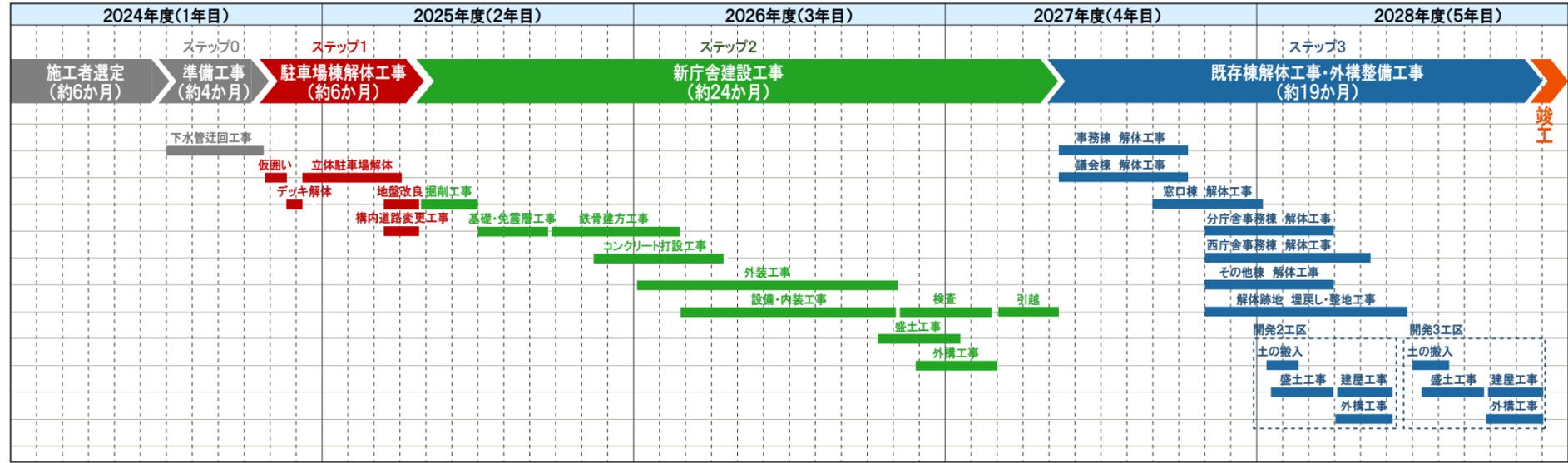


## 8 工事工程・工事費概算

### (1) 施工ステップ



### (2) 工事工程



### (3) 工事費概算

(単位: 百万円)

概算項目	建設工事費	合計 (税込)
<b>新庁舎建設工事</b>	7,551	11,388
建築工事	297	
給排水衛生設備工事	1,272	
空気調和設備工事	2,104	
電気設備工事	164	
昇降機設備工事		
<b>既存棟解体工事</b>	1,536	1,536
建築工事		
<b>外構工事</b>	773	959
建築工事	110	
給排水衛生設備工事	76	
電気設備工事		
<b>合計 (税込)</b>		13,883

# 総務常任委員会次第

令和4年12月15日（木）午前10時  
於 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 政策局関係

#### ① 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第84号 あかしジェンダー平等の推進に関する条例制定のこと

※資料参照 …………… 森 ジェンダー平等推進室課長

----- （ 理 事 者 退 席 ） -----

#### ② 所管事務調査（1件）

ア パピオスあかしについて

### (2) その他

## 3 閉 会

以上



総務常任委員会資料
2022年(令和4年)12月15日
政策局ジェンダー平等推進室

(案)

# ジェンダー平等の推進に向けて

～あかしジェンダー平等の推進に関する条例  
逐条解説書～

2023年 月発行  
明石市政策局ジェンダー平等推進室

# 目 次

前文	P 1
第1章 総則	
第 1 条 目的	P 3
第 2 条 定義	P 4
第 3 条 基本理念	P 6
第 4 条 市の責務	P 9
第 5 条 市民の役割	P 10
第 6 条 事業者の役割	P 10
第 7 条 財政上の措置	P 12
第2章 性別等に起因する権利侵害の禁止	
第 8 条 性別等に起因する権利侵害の禁止	P 13
第3章 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進に向けた基本施策等	
第 9 条 あらゆる意思決定過程等におけるジェンダー平等	P 14
第10条 特別職	P 15
第11条 市職員	P 15
第12条 審議会等	P 17
第13条 政治分野	P 18
第14条 事業者	P 18
第15条 協働のまちづくり推進組織	P 18
第16条 防災及び災害分野	P 19
第17条 教育分野	P 20
第18条 家庭及び社会分野	P 21
第4章 その他ジェンダー平等の推進に向けた基本施策	
第19条 防災及び災害分野における施策	P 22
第20条 教育分野における施策	P 22
第21条 家庭及び社会分野における施策	P 23
第22条 職場における施策	P 23
第23条 啓発活動の実施	P 24
第24条 その他の施策	P 25

第5章 推進体制の整備等

第25条 推進計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26

第26条 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26

## ■ 前文

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。

国際社会の共通目標であるSDGsにおいても、人権尊重を土台とした「誰一人取り残さない」インクルーシブの理念が掲げられており、これを実現するための前提として、性別、年齢、障害の有無及び程度、国籍などの様々な違いが、多様性として尊重されるべきこととされています。

明石市においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進し、SDGs全体の基本原則でもある「ジェンダー平等」の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等に基づく制度や慣行により十分に社会参画ができていない人、性別等に起因する差別により苦しんでいる人、性別や障害といった複合的な要素が絡み合うことで、より困難な状況に置かれる人が存在するなど、ジェンダー平等の実現にはいまだ多くの課題があります。

これからジェンダー平等を推進していくためには、すべての取組にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点からも、あらゆる場における意思決定過程において性別等にかかわらず多様な人々が参画して、施策や取組が行われることが必要です。

そして、このようなジェンダー平等の取組は、年齢、障害の有無及び程度、国籍等を理由とする複合的にもたらされる差別を解消する取組とあいまって、多様な属性を持つ人が誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会の実現につながります。

ここに、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会を実現するため、この条例を制定します。

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。(参議院法制局)

明石市は「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ、ジェンダー平等を推進し、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現をめざしています。

ジェンダー平等については、SDGs（持続可能な開発目標）における最重要課題と位置付けられており、各国でその実現に向けた取組が加速しています。また、ジェンダー平等と女性及び女児のエンパワーメントは、SDGsを達成するための前提条件であ

り、あらゆる政策立案にジェンダー視点が入り入れられる「ジェンダー主流化<sup>※1</sup>」は、SDGsを実現するための実施原則であると言われています。

しかしながら、日本のジェンダー平等実現のための取組は、後れを取っているのが現状であり、例えば、世界経済フォーラムが2022年3月に公表した各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数は、世界146か国中116位と先進国の中で最低レベルでした。とりわけ、政治参画及び経済参画の分野でスコアが低くなっており、ジェンダー平等に向けての取組は喫緊の課題となっています。

特に「性別による固定的な役割分担等に基づく制度や慣行<sup>※2</sup>により十分に社会参画ができていない人」、「性別等に起因する差別により苦しんでいる人」、「性別や障害といった複合的な要素<sup>※3</sup>が絡み合うことで、より困難な状況に置かれる人」など、具体的な課題も顕在化しています。

これらの状況を踏まえ、明石市では、課題を解消し、ジェンダー平等の実現に向けた推進施策を持続・発展させるために、様々な取組の基本指針となる総合的かつ包括的な条例を制定しました。

2022年4月に施行した「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例（あかしインクルーシブ条例）」における理念と相まって、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができ、もってすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会を実現するために、この条例に基づき取組を進めていきます。

#### ※1 ジェンダー主流化 P9 参照

#### ※2 性別による固定的な役割分担等に基づく制度や慣行

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまいがちである。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている例である。（内閣府男女共同参画局）

#### ※3 複合的な要素

社会的な弱者はしばしば複数の差別を同時に経験している。複数の差別が単に蓄積した状態（重層的差別）とは異なり、差別が互いに絡み合い、複雑に入り組んでいる状態を上野千鶴子（東京大学教授）が「複合差別論」で概念化した（『差別と共生の社会学』1996年 P203-232）。差別の複合は、1985年ナイロビ世界女性会議のころから人権、民族、階層、障害、性による差別の重複が問題視されるようになった。

## 第1章 総則

### Ⅰ 目的

第1条 この条例は、ジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、ジェンダー平等を推進するための基本的施策を定めることにより、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができる社会を実現することを目的とする。

この条では、条例の目的を示しています。

この条例は、ジェンダー平等の推進に関する取組についての総合的な理念条例であり、市が市民や事業者とともに取組を進めていくに当たって、方向性を示す指針となるものです。

「ジェンダー平等」のテーマは非常に幅広く、条例だけで到底網羅できるものではありません。そのため、条文は一定抽象化された表現となっています。

また、詳細については、市が定める推進計画やこの逐条解説書を手掛かりにしていきたいと考えています。

第2条第1号「ジェンダー平等」の定義でも記載していますが、最終目的は市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現であり、これはインクルーシブ社会の実現と同じ考え方です。

この条例は、そのうち、特にジェンダーの視点からアプローチしようとするもので、アンコンシャス・バイアス<sup>※4</sup>に基づく男女の役割の差や、性自認等に係る周囲の理解不足などから生じる「性別等による不平等」をなくすことで、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようになることを大切に考えています。

#### ※4 アンコンシャス・バイアス

「無意識の偏ったモノの見方」のこと。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもある。

「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」においては、アンコンシャス・バイアスによる悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることとしている。(内閣府男女共同参画局)

## Ⅰ 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ジェンダー平等 市民一人ひとりが、社会的・文化的に形成された性別並びに性自認、性的指向及び性表現にかかわらず、等しく権利、資源、機会、責任等を有し、その個性及び能力を十分に発揮できる状態をいう。

「ジェンダー」とは、以下のように言われています。

- ① 社会や文化によって決まる男と女の違い（社会的・文化的な性差）
- ② 社会的につくられた性別

生物学的な性別（sex）に対する概念であり、「性別役割分担」というときの「性別」が、まさにジェンダーです。

「ジェンダー平等」とは、ジェンダーに基づく差別や偏見をなくすことをいい、例えば「男だから」「女だから」といった属性をもとにした先入観や固定観念による決めつけや押しつけを無くすことを指します。ジェンダーは、あくまで社会によってつくられた性別なので、社会を変革すれば、不平等なジェンダーも変えることができると考えています。

例えば「男性が会長・女性が副会長」という慣行や、「政治は男性の仕事で、女性は政治家に向かない」といった男女の不平等な役割分担を変えていくことが、ジェンダー平等の推進につながります。

また、ジェンダー平等のあり方を一律に決めつけるのではなく、個々の多様性を尊重する趣旨から、この条例におけるジェンダー平等とは、個々が性別等にかかわらずその個性及び能力を十分に発揮できる状態としています。

この条例では「ジェンダー平等」という言葉を使っており、これには理由が二つあります。まず、「ジェンダー平等の実現」が、SDGsにおける17の目標を実現するための実施原則とされており、「SDGs未来都市あかし」を掲げる明石市においても、そのことを尊重していることを示すためです。

そして、男女という枠にとらわれず性の多様性に関する理解を広めてきたこれまでの取組を踏まえているためです。

なお、国においては男女共同参画基本計画においてジェンダー平等を謳っていることもあり、考え方の方向性は国と同じであると考えています。

※この条例では、「～等」という表現を使用し、あくまで例示された言葉を主要な位置づけとしながらも、同旨の様々な内容や今後の社会情勢の変化を含む意図を示しています。

(2) 性別等 性別、性自認、性的指向及び性表現をいう。

この条例では、男女といった固定された性差だけでなく、男性、女性もそれぞれ多様であるという視点を持つなど性の多様性を大切にしています。明石市においては、2020年度からLGBTQ+/SOGIE 施策担当を政策局に置き、性の多様性についての理解を深めるための研修やイベント等の取組を実施してきました。

誰一人取り残さないインクルーシブなまちづくりを進めていくためにも、今後も広く取組を行っていきます。

(3) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

(4) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。

(5) 性表現 服装、髪形、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。

「性自認」「性的指向」「性表現」に関する説明を定義として規定しています。

「性表現」は、服装や髪形、仕草、言葉遣いなどの外見に表れる性（ジェンダー）を、自分がどう表現したいかということです。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認、性的指向若しくは性表現に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）により個人の尊厳を侵害し、個人の生活環境及び集団の職場環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。

「セクシュアル・ハラスメント」についての説明です。

セクハラは、性的な言動によって、相手に不利益を負わせたり、不快な状態にさせたりする行為のことです。

個人の尊厳を侵害し、個人の生活環境及び集団の職場環境を害する「環境型セクハラ」と、性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与える「対価型セクハラ」の2つを定めています。

「環境型セクハラ」の例としては、プライベートな性的情報(恋愛経験・出産などを含む)を尋ねることや職場内にヌードポスターを掲示するなどが挙げられます。

一方「対価型セクハラ」は、権力関係を利用し、性的な言動や行動を強要することをいい、経営者が部下に対して、性的な関係を要求したが、拒否されたためにその部下を解雇したり、降格したりすることが挙げられます。

(7) 市長等 市長その他執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。

地方自治法上の執行機関を指しています。明石市では、市長のほか、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が執行機関として市の行政を担っています。

(8) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

「市民」は、市内居住者のみならず、通勤者や通学者も含んでいます。明石市で日中生活している人たちにも、この条例の趣旨を理解いただきたいと考えています。

(9) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

ジェンダー平等を推進するに際して事業者固有の役割があることや、市が特に事業者を支援するための施策を実施する必要があることから、この条例では、市民と事業者を分けて規定しています。

なお、明石市自治基本条例においては、事業者等を市民に含めて、対象となる様々な規定を適用させていますが、この条例においては対象となる規定が多くないため、事業者を市民に含める意義が低く、また必要な場合は市民と事業者を並立させることで、同様の効果を図っています。

## ■ 基本理念

### ◆基本理念の考え方◆

明石市がこれまで進めてきた男女共同参画の取組、2021年度に実施したジェンダー平等プロジェクトの取組、同年度から2022年度にかけて実施した「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」の取組など、また昨今の社会情勢を踏まえ、特に必要性の高いテーマをこの条例の基本理念として決めました。

具体化できるものについては、さらに各論等で掘り下げて規定しています。

第3条 ジェンダー平等は、すべての人が個人として尊重され、並びに性別等にかかわりなく、その個性及び能力を十分に発揮することができる環境が整備されることを基本として、実現されなければならない。

ジェンダー平等に向けた取組は、インクルーシブ社会の実現につなげる一つの要素であり、まずはすべての人が個人として尊重されることや、個性や能力を十分に発揮できることを重要と考えています。そのためには、環境を整備することが大切であり、そうすることで、第1条に掲げる目的が実現されることをめざします。

2 ジェンダー平等は、すべての人が性別等による差別的取扱いを受けることがなく、及びすべての人に対して性別等に起因する暴力が行われることがないことを基本として、実現されなければならない。

ジェンダー平等を実現するには、「男だから」「女だから」といった決めつけによる差別に加え、性自認、性的指向や性表現を要因とする差別がない状態であることが必要です。

また、暴力は、性別等や当事者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者、パートナー、交際相手などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、個人の人権を著しく侵害するものであり、ジェンダー平等社会の実現に向けた重要な課題です。

この条例では、このことについて、基本理念の一つとして位置付けるとともに、第8条でも「性別等による差別的取扱いの禁止」として、ハラスメント、性暴力、アウティング<sup>※5</sup>などを禁止しています。

※5 アウティング：P14 参照

3 ジェンダー平等は、家事、育児、介護をはじめとする家庭生活（以下「家庭生活」という。）及び職場、学校、地域をはじめとする社会における生活（以下「社会生活」という。）に存在する性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行を見直すことを基本として、実現されなければならない。

この項では、「性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行の見直し」について定めています。

「性別による固定的な役割分担等」とは、男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

役割を固定的に決めつけたり、押し付けたりしてしまうことで、その相手が傷ついたり、キャリアに影響が生じたり、可能性が狭まったりすることがあります。

社会には、性別による固定的な役割分担意識がまだまだ根深く存在することを認識して行動することで、これらに基づく制度や慣行を見直すことにつなげ、法律上の平等のみならず事実上の平等をめざします。

なお、男女共同参画社会基本法に基づき、毎年度国が作成している「男女共同参画白書」では、「家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備」が見出しとして使用されており、これを踏まえて家庭生活の例示を「家事、育児、介護」としています。

4 ジェンダー平等は、すべての人が社会の構成員として、家庭、職場、学校、地域、災害時における避難所その他のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、意思決定過程に参画できることを基本として、実現されなければならない。

この条例の大きなテーマとして「意思決定過程におけるジェンダー平等」があります。

その理由としては、社会におけるジェンダー平等を実現するには、意思決定過程におけるジェンダーバランスが不可欠だからです。ジェンダーバランスが図られることによって、性別等にかかわらず誰もが意思決定に参画できる機会が保障されていることが実感でき、さらには見落としていた視点や論点が可視化され、ジェンダー平等の実現に向けて必要な取組が明確になると言えます。

また、多様な人びとが意思決定に参加すると、多角的な視点から政策課題を検討することができ、同質グループによる意思決定の偏りやリスクが解消され、新しいアイデアや提案によってイノベーションが起きやすいと言われていています。すなわち、意思決定の場に多様性を反映させることが、より良い意思決定につながると言えます。

5 ジェンダー平等は、すべての人の性と生殖に関する健康と権利が尊重され、すべての人が生涯にわたって自分らしい生き方を選択できることを基本として、実現されなければならない。

「性と生殖に関する健康と権利」とは、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」ともいい、1994年にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議において、提唱された概念です。女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、今日、女性の人権の重要な概念の一つとして認識されています。

「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることをいい、「リプロダクティブ・ライツ」とは、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のことをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害、また、性暴力や買春など、さまざまな問題を幅広く含んでいます。すべての人が正しく性の知識を得ることが大切であると言えます。

## ■ 市の責務

第4条 市は、基本理念にのっとり、ジェンダー平等の推進に係る施策（以下「ジェンダー平等施策」という。）を実施するものとする。

ジェンダー平等社会の実現をめざすためには、まず市が率先して、基本理念にのっとりジェンダー平等を推進するための施策を実践しなければなりません。まずは市から進め、市民、事業者などの幅広い取組につなげていきます。

2 市は、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる施策の検討及び実施に当たっては、ジェンダー平等の視点に立って行わなければならない。

「ジェンダー主流化」とは、事業のあらゆる段階で、ジェンダー視点に立った上で課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、ジェンダー平等を達成するために必要な手段であると認識されています。

ジェンダー平等に関する視点を持つことは、すべてのテーマで必要です。市は、施策を検討したり、実施したりする際には、その点に十分留意する必要があります。

3 市は、ジェンダー平等施策の実施に当たっては、当該施策にかかわる多様な当事者の意見を聴くとともに、市民、事業者、地域団体等との連携に努めなければならない。

ジェンダー平等社会は、市だけで実現できるものではなく、その取組は、市、市民、事業者、地域団体等が連携協力して進めることが重要です。

例えば、市民参加型のイベントやワークショップを実施し、現状やニーズを把握したり、事業者と職場環境の向上について検討したり、地域における女性リーダーを育成したりと、それぞれと一緒に様々な取組を進めていきます。

地域団体には、第15条に規定する「協働のまちづくり推進組織」をはじめとして、校区子ども会、PTA、地区人権教育研究協議会（地人協）、地区青少年愛護協議会（地愛協）など、様々な団体があります。取組ごとに適切な団体と連携していきます。

4 市は、職員に対して研修等を行い、ジェンダー平等の実現に向けて取り組むために必要な職員一人ひとりの意識の向上を図らなければならない。

ジェンダー平等社会の実現に向けた効果的な施策を実施するには、市の職員一人ひとりがこの条例の理念や基本方針を意識して取り組むことが重要です。

そのために研修や啓発動画の作成などを通じて、ジェンダー平等の必要性、重要性などを職員に伝え、理解につなげます。

## Ⅰ 市民の役割

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、あらゆる場においてジェンダー平等の推進に努めるものとする。

この条では、市民の役割について定めています。まずは、基本理念に定めている内容について、理解を深めていただきたいと考えています。

ジェンダー平等社会を実現するには、市の責務とともに市民が行う取組の果たす役割が大きいことから、明記したものです。具体的には、市民一人ひとりが性別等による差別的取扱いをしないよう心がけることや、ジェンダーに関する理解を深めることなどが含まれます。

2 市民は、ジェンダー平等施策について、市と協力して取り組むよう努めるものとする。

第1項で基本理念に対する理解を深めてほしいと述べましたが、自分一人で考えて一歩を踏み出すのは、なかなか難しいと思います。

まずは、例えば市が発行する啓発文書を見たり、市が実施するイベントなどの取組に参加したりするなど、様々な機会を活用することから取り組んでいただきたいと考えています。

市もできる限り多くの市民の皆さまに参加いただけるよう、積極的に機会を作っていきます。

## Ⅰ 事業者の役割

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、事業活動を行うに当たって、積極的にジェンダー平等の推進に係る取組を行うよう努めるものとする。

この条では、事業者固有の役割について定めています。

社会的な影響が大きい事業者には、性別や文化・価値観など異なる背景を持つ人材の多様性を、お互い認めあいながら組織を一体化し、推進していこうという考え方、いわゆるダイバーシティ&インクルージョンが求められており、ジェンダー平等の推進もその要素の一つです。

例えば、仕事と生活のどちらかを選ぶのではなく、両者が調和したバランスのよい生き方ができるようワーク・ライフ・バランスを推進することも求められており、具体的には育児休業が取得しやすい、リモートワークを取り入れるなど、誰もが働きやすい制度の構築や、女性リーダーの育成に力を入れるなどの取組が考えられます。意識改革として、社員研修や交流会に力を入れるのも取組の一つです。

事業者の皆さまには、このような取組をより一層進めていただきたいと考えています。

2 事業者は、ジェンダー平等施策について、市と協力して取り組むよう努めるものとする。

職場におけるジェンダー平等には、「性別等にかかわらず多様な人の意思決定過程への参画の向上」、「すべての従業員の働きやすさの向上（環境整備）」、「すべての従業員の働きやすさの向上（職場と家庭との両立）」など様々なテーマがあります。

市においても、これらのテーマにおいて支援を行うなど事業者と一緒に取り組む必要性は高いと考えており、事業者の皆さまにはこういった市の取組にぜひご賛同、ご協力いただきたいと考えています。

市としても、積極的に取組を進め、発信していきます。

3 事業者は、すべての従業員が職場における活動と家庭生活を両立することができるよう、必要な環境づくりに努めるものとする。

事業者は、その固有の役割として、育児・介護休業法などに基づき、従業員のワーク・ライフ・バランスに資する環境整備を進めることが求められます。

昨今、男性の育児休業いわゆる「男性育休」について、社会的にクローズアップされていますが、仕事と家庭の両立といった観点から、環境整備を進めていただきたいと考えています。

4 事業者は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの根絶に努めるものとする。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、2017年1月から事業主には、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、新たに妊娠・出産・育児休業、介護休業等に関するハラスメントについても防止措置を講じることが義務付けられています。

この項ではそのことを踏まえ、特にジェンダー平等の推進に向けた障害になるこれらのハラスメントにつき、法律の規定の趣旨を踏まえ、確認的に規定しています。

## ■ 財政上の措置

---

第7条 市は、ジェンダー平等施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

ジェンダー平等に係る取組を推進するにあたっての財政上の措置について定めています。取組推進のためには、財政的な裏付けが必要となることから、市としては、あくまで予算の範囲内にはなりますが、必要な財政上の措置を講ずることを確認しています。

## 第2章 性別等に起因する権利侵害の禁止

第8条 何人も、あらゆる場において、性別等に起因する差別的取扱い、性暴力その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

この条では、条例の基本方針的な位置づけとして、性別等に起因する権利侵害の禁止について定めています。

意思決定過程をはじめとして、防災・災害分野、教育分野、家庭・社会分野など様々な分野に係る取組を進める前提として、この条に規定されていることが守られなくてはならないと考えています。

特にこの項においては、総論的に人権侵害全般を禁止することを規定しています。

「人権侵害」とは、差別、不当な制度又は慣行、暴力など様々なものがあり、次項以降に規定するハラスメント、DV、カミングアウトの強制又は禁止、アウティングなどを含む趣旨です。

なお、条例上この条のみ、主語を「何人も」としています。これは、ここに規定されている内容が、法規範や社会規範として当然の内容であり、またジェンダー平等を進めるうえでの根幹となることから、市民に留まらずすべての人に当てはまる事項であることを、メッセージとして伝えようとするものです。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを行ってはならない。

「セクシュアル・ハラスメント」とは性暴力の一種であり、本来「職場や労働の場」で起こる性的人権侵害や性暴力のことを指します。

また、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは、妊娠、出産したことに關する言動や、妊娠、出産、育児又は介護に関する休暇の取得等制度利用に関する言動などにより、働いている人たちの勤務環境が害されることをいいます。

この項では、これらのことをあらゆる場において禁止することを定めています。

3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。

いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）を禁止する規定です。

DVには、身体的暴力（殴る・凶器を用いた脅し）、精神的暴力（暴言・無視）、経済的な制限（生活費をわたさない・仕事の制限）、性的な暴力（性行為や中絶の強要）などの行

為があります。

パートナーとは、例えば、同性同士で婚姻制度が適用されない場合などを想定しています。明石市においては、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設け、互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明した2者からの届出を受理したことを公に証明しています。

4 何人も、性自認又は性的指向の公表を本人に対して強制し、又は禁止してはならず、かつ、本人の同意なく性自認又は性的指向を暴露してはならない。

この項は、カミングアウトを強制したり、禁止したりすることを否定するとともに、アウトティングを禁止する規定です。

「カミングアウト」とは、本人が自分の性のあり方を伝えたい人に伝えたいタイミングで打ち明けることであり、「アウトティング」とは、カミングアウトを受けた人が本人の同意がないままに、その人の性のあり方を第三者にばらしてしまうことです。

アウトティングは、職場、家庭、学校、地域などどこでも起こる可能性があります。よかれと思って先回りして第三者に伝えることもあるかもしれませんが、悪意があってもなくても、アウトティングという行為には変わりありません。

カミングアウトされたときに、アウトティングしないために大切なことは、「すでにだれに伝えているか」「だれに話してもいいか」というカミングアウトの範囲を確認して、それを尊重することが大切です。

### 第3章 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進に向けた基本施策等

#### Ⅰ あらゆる意思決定過程等におけるジェンダー平等

第9条 あらゆる場における意思決定過程においては、性別等にかかわらず多様な人が参画できる機会が保障されなければならない。

この条は、第3章の総則的な位置づけとなる規定です。あらゆる場における意思決定については、その過程において、性別等にかかわらず多様な人が参画できる機会が保障されなければならないことを示しています。

特定の人に義務付けているものではなく、あるべき意思決定過程の形を示している一般的な規定として位置付けています。

なお、特に具体的に例示できるものについては、第10条以下で個別に規定しています。

2 ジェンダー平等施策の推進に当たっては、性別等にかかわらず多様な人が参画できる機会が保障されなければならない。

ジェンダー平等の推進に係る施策への参画とは、意思決定の場への参画に加え、例えば市が実施する家事・育児イベントや研修会への参加、防災訓練への参加など幅広い分野があります。

この条では、意思決定の場だけでなく、これらの様々な施策に多様な人たちの参画を得ながら、ジェンダー平等を推進する必要があることを示しています。

## ■ 特別職

第 10 条 市長は、定数が 2 名以上である特別職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる職のうち、市長が選任又は任命の権限を有するものをいう。）の選任又は任命に当たっては、当該特別職を占める者が男女同数（当該特別職の定数が奇数であるときは、男女の人数の差が 1 人であることをいう。）となるように努めるものとする。

この条例でいう特別職とは、地方公務員法に掲げる職のうち、市長が選任又は任命の権限を有するものをいい、具体的には以下の者を指します。

（定数が 2 名以上）副市長、教育委員会委員、公平委員会委員、監査委員、固定資産評価委員会委員、農業委員会委員  
（定数が 1 名）教育長

これらの職には、市における重要事項の意思決定を実質的に行う役割があり、定数が 2 名以上の場合は、ジェンダーバランスに配慮することが重要であるという考え方を示すものです。

もちろん、市民のために重要や役割を担う特別職に関しては、その適性或能力、意欲が最優先であることは大前提であり、実際に各根拠法でそのことが規定されています。それらを踏まえた上で、選任や任命について判断する必要があります。また、様々な事情で満たすことが難しいケースも想定されることから、努力義務規定としているところです。

## ■ 市職員

第 11 条 市長等は、職員の採用に当たっては、性別等にかかわらず多様な人材が採用試験又は選考を受けられるように必要な施策を講じなければならない。

この条は、市職員における規定であり、多様な考え方を市の施策に取り入れるためにも、

市職員のジェンダーバランスは大切であると考えています。

この項は採用に関する規定であり、採用時点で性別の比率に偏りが大きいと、その後意思決定にかかわる世代になったときの偏りにつながります。

採用においては、地方公務員法第15条において能力の実証に基づくことが求められており、この規定では採用の前提として、性別等にかかわらず多様な人たちが採用試験等を受けられるような取組をすることを市長等に義務付けています。

具体的には、多様な人たちに参加してもらいやすいオンラインによる説明会の開催、エントリーシートにおける性別欄の削除などに加え、個別のニーズに対する配慮を行うなど既に実施しているものもあり、今後もその時々ニーズに合わせて、そのような配慮を続けていきます。

2 市長等は、職員の管理職又は監督職への昇任に当たっては、性別等にかかわらず多様な職員が昇任を希望できるようにするために必要な職場環境の整備等を行うとともに、能力の実証に基づいた上で、管理職又は監督職に昇任する職員の性別の比率になるべく偏りが生じないよう必要な配慮を行わなければならない。

性別等にかかわらず多様な職員が市における意思決定過程へ参画するためには、管理職のジェンダーバランスを図る必要があります。

例えば、現在、市職員については、意思決定にかかわるポジションである管理職が男性優位となっている現状があり、管理職に至る監督職（係長級）を含めて、女性の登用が少なくなっています。

まず現在の管理職の働き方を見直し、多くの人になろうと思える管理職像を築くとともに、職場環境や制度の見直しを図ることで、管理職、監督職へのチャレンジを促進することが必要です。例えば、慢性的な時間外勤務の軽減、育児休業から復帰する際のフォローアップ研修、管理職の時短勤務などが挙げられます。

さらに、採用と同じく能力の実証を遵守の上、昇任する職員の性別になるべく偏りが生じないよう配慮するとしています。「なるべく」という表現はこの後の条文にも用いていますが、能力、適性などを鑑み、できる範囲で可能な限りという趣旨を示しているものです。

実際には適性がある職員すべてが昇任できるわけではありませんが、能力実証の上で様々な要因を検討する過程で、性別の比率についても配慮しようというものです。

このことで、将来的に管理職、監督職のジェンダーバランスが図られ、より多様な考え方を市の施策に取り入れていくことが期待されます。

※管理職：課長級以上（次長級、部長級、理事級を含む）

※監督職：係長級のこと。ここの性別等の比率に偏りがあると管理職のジェンダーバランスが図れない。

## Ⅰ 審議会等

第12条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他の審議会、検討会等（その構成員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。）をいう。次項において同じ。）の委員を選任する場合は、性別等の比率になるべく偏りが生じないように配慮するなど多様な委員構成となるように努めるものとする。

審議会等は、比較的少人数の固定されたメンバーで、特定の課題について詳細な検討を行うために設置されるものであり、審議会等において審議された結論は政策等の策定に当たって大きな影響を持つとされます。

この条例では、上記記載の審議会等の性質及び市政への市民参画の観点から、構成員に市民が含まれる審議会等の委員においてジェンダーバランスを図ることを規定しています。

なお、市民参画条例では具体的には男女比率が示されていますが、この項では、多様性の観点から性自認等も考慮することを理念として示す意図で、「性別等」として規定しているところです。

### 2 審議会等の委員の構成その他の必要な事項については、別に条例で定める。

明石市においては、明石市市民参画条例において、「審議会等の委員の選任等」に係る規定が定められています。この項は当該規定とこの条例を関連付けるためのものです。

《参考》明石市市民参画条例（平成23年条例第1号）

（審議会等の委員の選任等）

第12条 市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。

- (1) 委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員との兼職状況、男女の比率等に配慮し、市民の幅広い意見が反映されるようにすること。
- (2) 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないようにすること。
- (3) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2～3 （略）

## Ⅰ 政治分野

---

第 13 条 市長は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）の規定に基づき、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2018 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されており、同法において地方公共団体は、政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされています。その他実態調査や情報収集、啓発活動、環境整備、ハラスメント対応、人材育成などが同法で定められており、この条例において新たな内容を定めることはありませんが、これらの事項にしっかり取り組む姿勢を示しています。

## Ⅰ 事業者

---

第 14 条 市長は、事業者において、性別等にかかわらず多様な人材が管理職、役員等の指導的立場に就くことを促進するために必要な施策を実施するものとする。

市職員等と同じように、事業者においても性別等にかかわらず誰もが働きやすい環境が整えられなければならない、また同様に事業者内の意思決定においてジェンダーバランスが図られることが必要です。これらについては、事業者だけでなく市にとっても重要なことであり、ジェンダー平等について事業主の理解促進を図る取組を実施するなど、市が積極的に事業者を支援することも必要です。

例えば、女性リーダーを育成するための事業者向けセミナーや事業主などに対するジェンダー平等研修を市が実施するなどの施策が考えられます。

## Ⅰ 協働のまちづくり推進組織

---

第 15 条 市長等は、協働のまちづくり推進組織（明石市協働のまちづくり推進条例（平成 27 年条例第 33 号）第 17 条第 1 項に規定する協働のまちづくり推進組織をいう。）において、性別等にかかわらず多様な人材が意思決定過程に参画することを促進するために必要な支援、啓発等を行うものとする。

地域における意思決定機関は様々ですが、明石市においても、例えば市内小学校区ごとに組織されている地域まちづくり協議会などでは、会長の多くが男性です。

この条では、地域における意思決定においてもジェンダーバランス等に配慮できるよう、市が支援、啓発することを示しています。

例えば、現状であれば、地域の女性リーダーを育成するための研修を実施することなどが考えられます。

《参考》明石市協働のまちづくり推進条例

(協働のまちづくり推進組織の認定)

第17条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体を協働のまちづくり推進組織として認定することができる。

- (1) 特定の小学校区を基本的な活動範囲とすること。
- (2) 地縁による団体のほか、分野型市民活動団体等の多様な主体が、運営及び活動に参画していること。
- (3) 民主的で開かれた運営が行われ、その方法が規約に定められていること。
- (4) 事業や運営を計画的に行っていること。
- (5) 事業計画、予算、決算、会計処理等に係る資料を公開することにより、運営の透明性を確保していること。
- (6) 運営及び活動に参画できるものを特定の個人又は団体に限定していないこと。
- (7) 正当な理由なく、市民が運営及び活動に参画することを拒むものでないこと。
- (8) 代表者及び役員が、その構成員の意思に基づき、民主的に選出されていること。
- (9) 特定の個人又は団体の利益に寄与することを目的としないこと。

2 前項の規定による認定は、一小学校区について一団体に限り行うものとする。

3 第1項の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

## Ⅰ 防災及び災害分野

第16条 市長等は、防災及び災害対応に係る取組において、性別等にかかわらず多様な市民の参画を得るために必要な施策を実施するものとする。

防災については、平常時、災害発生時、復興時などの各段階において、ジェンダーの違いにより生じている課題が多く指摘されており、実際、東日本大震災の発生後には、避難所における女性への役割分担の固定化や性暴力の増加、男性に比べて多い災害関連死などの問題が明らかになりました。

例えば避難所では、夜泣きや授乳に対応できる専用スペースの確保やトイレ・洗濯物干し場の配置など、女性や乳幼児など多様な方に配慮した運営が求められます。また、災害時には、乳幼児や介助・介護が必要な高齢者や障害者のいる世帯など、平常時から脆弱な世帯において影響が深刻化する傾向があり、そのケア者（多くが女性。ヤングケアラーの場合もあります。）のニーズを踏まえた支援が必要となります。しかし、緊急時の対応が求

められる災害関連業務は、男性に役割が集中する傾向があり、結果として様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いなどが配慮されづらい状況にあります。

一方で、地域防災計画の作成など防災に関する重要事項を審議する防災会議においては、充て職になっていることから現状では男性委員が多く、また市の防災部局においても男性職員が多いなど偏りが見られるところです。

この条では、これらの背景を踏まえて、性別等にかかわらず多様な市民の参画を得て、そのニーズを把握しながら、防災や災害対応に関する取組を進めることを示しています。

具体的には、防災会議の委員に女性を登用することや、市などが実施する防災に係る出前講座に女性に参加してもらうことなどが考えられます。

なお、2021年度～2022年度にかけては、防災会議に専門委員を設置し、ジェンダー視点で防災について検討する工夫も行いました。

## ■ 教育分野

第17条 市長等は、その権限に基づく範囲内で、教育分野に携わる者における性別等の比率になるべく偏りが生じないよう配慮するものとする。

ジェンダーに関する無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）や固定的な性別役割分担意識は、子どもの頃からの経験や周囲の期待等の影響によって築きあげられると考えられており、市民一人ひとりのジェンダー平等意識を醸成するために教育が果たす役割は極めて大きいと考えます。

また、子どもたちにジェンダー平等理念を啓発していくためには、学校における意思決定においても性別等にかかわらず多様な者の意見が反映されることが必要です。

このことは、身近な大人である教員の働き方・暮らし方が子どもたちの性別役割分担意識に影響を与えたり、子どもたちにとっての魅力的な働き方・暮らし方のロールモデルにつながったりする可能性もあります。

一方で、学校運営における意思決定において一定の権限を持つ立場の教員は、まだまだ男性が多い現状があり、さらに、市立小中学校等の教職員の人事権が都道府県教育委員会にあるという現状もあります。

これらの状況を踏まえ、市が採用する教職員（スクールサポートスタッフや特別支援教育指導員などを含みます。）における配慮などできることは限られますが、子どもたちに大きな影響を与える教育分野の重要性に鑑み、教育分野に携わる者のジェンダー平等に配慮することとしています。

## ■ 家庭及び社会分野

---

第18条 市長等は、家庭生活及び社会生活における意思決定過程のジェンダー平等を推進するために必要な支援を行うものとする。

この条では、家庭生活や社会生活において意思決定過程のジェンダー平等を推進するために、必要な支援を市長等が行うことを示しています。

社会生活については、具体的に行政、事業者、地域における条の中で述べているところです。

また、家庭生活については、家庭における一部の構成員だけでなく、すべての構成員の意思が尊重されたうえで、意思決定が進められることが望ましいと考えています。

家庭内での意思決定に当たっては、その前提として、家事、育児、介護などの知識や実践が必要となる場合もあり、市が支援することができる場面もあります。あくまで、ジェンダー平等、特に「その個性及び能力を十分に発揮できる状態」という部分を重視し、啓発等を含め、必要に応じた支援を実施していきます。

## 第4章 その他ジェンダー平等の推進に向けた基本施策

### Ⅰ 防災及び災害分野における施策

---

第19条 市長等は、性別等にかかわらず地域の防災及び災害対応における活動に関わることのできる人材の育成その他のジェンダー平等の視点に立った防災及び災害対応に係る施策を実施するものとする。

第16条でも述べましたが、避難所運営など地域の防災及び災害対応における活動には、性別等を問わず多様な人たちの参画が欠かせません。

この条では、防災や災害対応の分野における人材育成をはじめ、多様な人たちに参画してもらい、学んでもらう取組を実施することを示しています。具体的には地域での出前講座での学習、防災訓練での体験などが挙げられます。

また、多様な人たちが取組に関わることで、例えば災害時の備蓄品などについてもより多様なニーズに沿った内容に改善される可能性が高まると言えます。

### Ⅱ 教育分野における施策

---

第20条 市長等は、性と生殖に関する健康と権利についての教育その他の子どもたちの年齢に応じたジェンダー平等の推進に関する適切な教育を実施するものとする。

ジェンダー平等への理解者を増やし、社会全体に広げるためには、低年齢のときから、保育所、幼稚園、小学校などで、ジェンダー平等について学び、体感する（当たり前にする）ことが重要です。

また、家庭や学校での性教育については、ネット上に氾濫する偏った情報から子どもを守り、正しい知識を伝えていく必要がありますが、学習指導要領では、「妊娠の過程は授業で取り扱わない」とされており、学校現場での性教育の範囲には限界があります。

市では、2022年度から「ジェンダー教育推進校」の取組を実施し、ジェンダー平等の推進に資する研修プログラム等を小中学校のうち実施校に提供し、必要な研修を受講してもらって取組を進めています。

また、幼児期・児童期・思春期の子どもを持つ保護者や学生・若者などを対象に、子どもの心・体・性の成長に合わせたテーマに沿ってセミナー等を開催することも必要であり、併せて取り組んでいきます。

2 市長等は、子どもたち、保護者、教職員等に対し、ジェンダー平等を推進するために必要な研修等を実施し、啓発に努めるものとする。

前項で述べたとおり、市では、ジェンダー教育推進校の取組をはじめとして、様々な研修、講演会などを実施しており、これらを重要なものとして今後も取り組んでいきます。

3 市長等は、教職員等が家庭生活と職場における活動を両立して行うことができるよう、環境整備に努めるものとする。

第17条でも述べたように、教職員等の働き方は、教職員等自身のみならず、それを見て育つ子どもたちにも大きな影響を与えます。

先に述べたジェンダー教育推進校の取組においては、教職員の働き方改革の観点から、必要な人的サポートを実施しています。

## ■ 家庭及び社会分野における施策

---

第21条 市長は、市民が家庭生活と社会生活を両立できるよう、必要な施策を実施するものとする。

家事、育児、介護をはじめとする家庭におけるケア労働の多くを女性が担っている現状があるなど、性別による固定的役割分担意識などによって、家庭生活と社会生活の両立が困難になる場合があります。

この現状を踏まえると、例えば家庭と職場の両立に関するテーマであれば、性別による固定的役割分担意識を解消し、すべての人が働きやすい職場づくりの推進に取り組むとともに、家事や育児に男女問わず参画できることが重要であると言えます。また育児に関しては、男性が育児休業を取りやすい環境も必要になってきます。

この条では、上記のような観点から、市が必要な施策を実施することを示しています。

具体的には、民間事業者に対する男性育児休業に係る周知啓発や男性の家事育児意識の向上イベントを実施することなどが挙げられます。

## ■ 職場における施策

---

第22条 市長等は、市の職員が家庭生活と職場における活動を両立できるよう、多様な働き方を推進するものとする。

2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅勤務、テレワーク及びスライド勤務など、以前から提案されていた多様な働き方の導入が一気に広まりました。これら多様な働き方は、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず子育てや介護など多様な事情を抱えた職員にとっては、仕事と家庭の両立に有用な手段と言えます。

まずは、市がこれらの取組を推進し、その後民間事業者などに広げていくことをめざします。

2 市長は、事業者におけるジェンダー平等を実現するために、家庭生活及び職場における活動の両立に配慮した研修機会を付与するなど、誰もが働きやすい職場環境の整備を支援するものとする。

第6条において事業者の役割を規定していますが、中小企業など独自でジェンダー平等の実現に向けた取組を進めるのが困難な事業者もあります。

市は、民間事業者におけるジェンダー平等が進むことを重要なことと捉え、その取組を支援することとしています。

3 市長は、市民が家庭生活と職場における活動を両立できるようにするために、当該両立に必要な制度等を、事業者へ啓発するものとする。

例えば、男性の育児休業等における両立支援等助成金制度など、事業者にとってプラスとなるような制度はいくつもあります。

ただ実際には、これらの制度が事業者十分に周知されていなかったり、制度を知っていても手続に手間がかかり申請に至っていなかったりするケースもあるそうです。

これらのことから、市は、事業者に対する様々な啓発において、これら有用な制度についても啓発し、支援につなげていきます。

## ■ 啓発活動の実施

第23条 市長は、ジェンダー平等に関する市民、事業者、地域団体等の理解を深めるための啓発活動を実施するものとする。

「ジェンダー平等」については、まだまだその言葉自体が分かりにくく、意義も十分に理解が広まっているとは言えません。

市では、この条例自体も一つの拠り所として、子どもから高齢者まで、また事業者、地域活動を行っている団体などにも広く啓発していくことが必要と考えています。

また、啓発の際には、わかりやすい媒体を用い、継続して実施していきます。

## ■ その他の施策

---

第 24 条 市長等は、前条までに規定する施策に加え、あらゆる場におけるジェンダー平等を推進するために必要な施策を実施するものとする。

この条例はジェンダー平等に関する大きな理念を定める条例ですが、前条までに記載のとおり、基本施策を一部定めています。これは、2022 年 1 月～6 月に開催された「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」や 2021 年度に設置されていた「ジェンダー平等プロジェクトチーム」における主要テーマを例示的に規定したものです。ただし、あくまでも例示にすぎないため、すべての施策を包含しているわけではありません。

例示された分野以外についてもジェンダー平等を推進するための拠り所として、この条で包括的な規定を設けています。

## 第5章 推進体制の整備等

### Ⅰ 推進計画の策定

---

第25条 市長は、ジェンダー平等施策を総合的かつ計画的に進めるための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

条例のみで幅広いジェンダー平等に関するテーマを網羅することは困難であり、また時機に応じた加筆や修正に当たって柔軟性に欠けることから、計画を策定することとしています。

具体的には、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画（男女共同参画プラン）をこの条例にも紐づく計画として位置づけ、同計画に基づき、施策を実施していきます。

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民、事業者、地域団体等の意見を聴き、当該意見の反映に努めなければならない。

市民ニーズ、当事者ニーズに沿って施策を進めていく観点から、計画の策定や変更については市民等の意見を聴く機会を設け、できる限りこれらのニーズに沿った計画にしておくことを示しています。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

実際に施策を進める際には計画が指針となるため、条例と同様に広く市民に周知する必要があります。このことから計画の公表を市長に義務付けているものです。

また、明石市議会の議決すべき事項等に関する条例（平成26年条例第22号）第3条に基づき、推進計画を策定、変更又は廃止しようとするときは、議会への報告を行います。

### Ⅱ 推進体制の整備

---

第26条 市長は、ジェンダー平等施策を推進するため、進捗状況の管理を含めた必要な体制を整備するものとする。

条例や計画に基づいて、市が取組を進めるためには、実際に施策を実施する組織体制を整備することが欠かせません。この体制には、進捗状況の管理を行うことも求められます。

2 前項に規定する必要な体制に係る事項は、推進計画において定めるものとする。

必要な体制は、時代や状況において変化するため、計画で定めることとしています。

## 【参考】明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会における検討の経緯

2022年1月から6月にかけて、「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会（以下「検討会」といいます。）」を設置し、ジェンダー平等を推進するための方策や取組について議論しました。

### 1 検討会の開催経過

時 期	内 容
2022年1月28日（金）	第1回検討会
3月11日（金）	第2回検討会
3月17日（木）	LGBTQ+当事者等との意見交換
3月28日（月）	障害当事者との意見交換
4月14日（木）	第3回検討会
6月3日（金）	第4回検討会（最終）
7月3日（日）	提言書の受取

### 2 検討会の構成

学識経験者（4名）、弁護士（2名）、事業者（2名）など10名の委員により構成し、様々な立場の方々のご意見を伺いました。

### 3 検討会における主な検討事項

#### ①女性の意思決定過程への参画

あらゆる意思決定の場面に女性が参画するために必要な事項について、検討しました。

#### ②審議会等における委員の多様性の向上

審議会、検討会などで、多様な当事者が意思決定過程に参画できるよう、審議会等の委員の選任基準を定めている明石市市民参画条例を見直し、委員の男女比率や障害当事者の参画を促進することを検討しました。

#### ③ジェンダー平等を掲げる新たな条例の制定

ジェンダー平等を実現し、持続的に取り組むための指針として、総合的かつ包括的な条例の制定について検討しました。

#### ④諸外国の例に基づいた選挙制度の考察

諸外国の例を参考にして、ジェンダーバランスを重視した選挙制度につき考察しました。